

令和八年

三股町議会議録

第1回臨時会

令和8年1月19日開会

令和8年1月19日閉会

第2回定例会

令和8年3月2日開会

令和8年3月23日閉会

三股町議会議録

第一回臨時会・第二回定例会

三股町議会

— 目 次 —

◎第1回臨時会

○1月19日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	議案第1号上程	3
日程第3	会期決定の件について	5
日程第4	質疑・討論・採決	5

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和8年 第1回臨時会 (1月)	議案第1号	令和7年度三股町一般会計補正予算 (第9号)	原 案 可 決	1月19日

◎第2回定例会

○3月2日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	1 1
日程第2	令和8年度施政方針表明	1 1
日程第3	議案第2号から議案第31号までの30議案一括上程	2 3
日程第4	会期決定の件について	3 4

○3月9日（第2号）

日程第1	一般質問	3 6
	4番 西村 尚彦君	3 6
	10番 内村 立吉君	5 0
	1番 岩津 良君	6 0
	3番 上西 雅子君	7 2
	4番 西村 尚彦君（続）	8 4

○ 3月10日 (第3号)

日程第1	一般質問	90
	6番 堀内 和義君	90
	2番 中原 美穂君	102
	7番 新坂 哲雄君	114
	5番 田中 光子君	124
	6番 堀内 和義君 (続)	136
	5番 田中 光子君 (続)	139

○ 3月11日 (第4号)

日程第1	議案撤回について	146
日程第2	議案第32号の追加議案について	146
日程第3	質疑・討論・採決 (議案撤回について)	148
日程第4	一般質問	148
	9番 堀内 義郎君	148
	8番 楠原 更三君	161
日程第5	総括質疑	176
日程第6	常任委員会付託	184
日程第7	質疑・討論・採決 (議案第28号)	184

○ 3月23日 (第5号)

日程第1	常任委員長報告	188
日程第2	質疑 (議案第2号から議案第8号まで、議案第10号から議案第27号まで 及び議案第29号から議案第30号までの27議案)	199
日程第3	討論・採決 (議案第2号から議案第8号まで、議案第10号から議案第27 号まで及び議案第29号から議案第30号までの27議案)	201
日程第4	質疑・討論・採決 (議案第31号)	216
日程第5	討論・採決 (議案第32号)	217
日程第6	総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	217
日程第7	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	218
日程第8	閉会中における議会運営委員会の活動について	218
日程第9	議員派遣の件について	219

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和8年 第2回定例会 (3月)	議案第2号	三股町自治公民館加入促進条例	原可 案決	3月23日
〃	議案第3号	三股町中小企業・小規模企業振興基本条例	原可 案決	3月23日
〃	議案第4号	三股町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	原可 案決	3月23日
〃	議案第5号	三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	原可 案決	3月23日
〃	議案第6号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原可 案決	3月23日
〃	議案第7号	三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例	原可 案決	3月23日
〃	議案第8号	三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原可 案決	3月23日
〃	議案第9号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 ※議案撤回	—	—
〃	議案第10号	三股町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原可 案決	3月23日
〃	議案第11号	三股町児童福祉施設設置条例及び三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原可 案決	3月23日
〃	議案第12号	三股町温泉スタンドの設置及び管理に関する条例を廃止する条例	原可 案決	3月23日
〃	議案第13号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	原可 案決	3月23日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和8年第2回定例会 (3月)	議案第14号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月23日
〃	議案第15号	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月23日
〃	議案第16号	令和7年度三股町一般会計補正予算(第10号)	原案 可決	3月23日
〃	議案第17号	令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	原案 可決	3月23日
〃	議案第18号	令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	3月23日
〃	議案第19号	令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算(第5号)	原案 可決	3月23日
〃	議案第20号	令和8年度三股町一般会計予算	原案 可決	3月23日
〃	議案第21号	令和8年度三股町国民健康保険特別会計予算	原案 可決	3月23日
〃	議案第22号	令和8年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算	原案 可決	3月23日
〃	議案第23号	令和8年度三股町介護保険特別会計予算	原案 可決	3月23日
〃	議案第24号	令和8年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算	原案 可決	3月23日
〃	議案第25号	令和8年度三股町水道事業会計予算	原案 可決	3月23日
〃	議案第26号	令和8年度三股町下水道事業会計予算	原案 可決	3月23日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和8年 第2回定例会 (3月)	議案第27号	設計施工一括契約の締結について(三股町交流拠点施設整備事業)	原案 可決	3月23日
〃	議案第28号	工事請負契約の変更契約の締結について(令和7年度文化会館特定天井落下防止対策工事)	原案 可決	3月11日
〃	議案第29号	財産の取得について(令和7年度三股町立学校給食センター配送車(2号車)購入事業)	原案 可決	3月23日
〃	議案第30号	薬科休日急患診療事業事務の委託に関する都城市との協議について	原案 可決	3月23日
〃	議案第31号	副町長の選任について	原案 同意	3月23日
〃	議案第32号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月23日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の 要 旨	質問の相手
1	西村 尚彦	1 第6次三股町総合計画（後期計画）について	① 後期計画を策定するにあたり、前期計画の成果をどのように検証したのか。 ② 後期計画策定に向けたアンケート調査で何が見えてきたのか。また、前回調査と違う点があったのか。 ③ 後期計画策定にあたり、前期計画から変更した点があるのか。 ④ 具体的な施策で、新たに追加した施策があるのか。 ⑤ 審議会委員の意見やパブリックコメントにはどのようなものがあったのか。 ⑥ まちづくりの基本理念や基本目標は前期計画と変わらないと思うが、時代の変化を踏まえ、今後のまちづくりについてどう考えているか。	町 長

1	西村 尚彦	2 令和8年度一般会計 当初予算について	<p>① どのような予算編成をもとに予算を組まれたのか、また、総合計画の後期計画が始まる最初の年の予算となるが、新年度予算の特徴もしくはポイントは。</p> <p>② 少子高齢化や人口減少、人手不足、また、物価高騰や人件費の上昇が続く現在、予算編成にどのような影響があったのか。</p> <p>(ア) 人件費について 令和7年度当初予算に比較してどう変わったのか。また、その要因をどう分析しているのか。</p> <p>(イ) 物件費について 令和7年度当初予算に比較してどう変わったのか。また、その要因をどう分析しているのか。</p> <p>(ウ) 扶助費について 令和7年度当初予算に比較してどう変わったのか。また、その要因をどう分析しているのか。</p> <p>(エ) 繰出金について 令和7年度当初予算に比較してどう変わったのか。また、その要因をどう分析しているのか。</p> <p>③ 義務的経費、経常的経費、投資的経費は、令和7年度当初予算に比較しどう変わったか。また、今後のこれらの経費の割合はどうなると考えるのか。</p> <p>④ 令和8年度に重点的に取り組む事業及び新規事業は何を予定しているのか。また、その財源は何を見込んでいるのか。</p> <p>⑤ 今後の財政状況をどのように見込んでいるのか。また、公債費や町債残高及び基金はどのように推移していくと予想しているのか。</p>	町 長
---	-------	-------------------------	--	-----

2	内村 立吉	1 町税について	<p>① 町税の収納率が令和4年度94.15%、令和5年度93.93%、令和6年度93.39%である。町税の収納率が減少している原因は。</p> <p>② 町税の滞納繰越額が令和6年度167,420,323円、令和7年度175,230,758円であり、7,810,435円増えているが、その原因は。</p>	町 長
		2 農業について	<p>① 農地について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明農地が増え続けているため、昨年、相続登記は義務化された。本県では、県農業会議と県司法書士会との間で連携協定を結んだが、その内容は。 <p>② 畜産（和牛子牛）について</p> <p>(ア) 令和3年度から令和7年度までの県内7市場（都城、小林、串間、宮崎、児湯、延岡、高千穂）の県全体の和牛繁殖生産者数、市場取引頭数、平均価格（メス、去勢）の状況は。</p> <p>(イ) 価格が上昇している理由と、今後の見通しは。</p> <p>畜産（肉牛）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国和牛能力共進会が来年8月に北海道で行われるが、本町の出品者、出品牛の取り組みは。 	町 長
		3 第6次三股町総合計画について	<p>① 町営住宅簡易平屋団地解体事業（長寿命化計画）による用途廃止予定簡易平屋団地の解体工事の状況は。</p> <p>② 誘致認定企業への雇用奨励金、土地取得補助金の状況は。</p>	町 長

3	岩津 良	1 町内公共施設全般の老朽化対策と今後の更新・再編計画について	<p>① 「三股町公共施設等総合管理計画」の総面積削減目標に対し、教育施設や行政施設をはじめとする公共施設全般の老朽化と修繕コスト増の現状をどう分析しているか。面積削減との整合性を図りながら進める、今後の具体的な年次計画を問う。</p> <p>② 防災拠点である各消防詰所や各自治公民館及び分館の老朽化等に対し、大規模災害時等をどう認識しているか。特に消防詰所の移転・更新の検討について、優先順位と方針を問う。</p>	町 長 教育長
		2 消防出初式の運営及び団員等の人員確保及び処遇環境について	<p>① 本年の出初式において、一斉放水後の長時間にわたる屋外での式典による、健康上のリスクを町はどう捉えているか。</p> <p>② 式典の屋内実施や進行順序の入れ替えなど、次年度以降の運営の考えを問う。</p> <p>③ 若手団員確保や処遇についての、対応などは検討されているのか。</p>	町 長

4	上西 雅子	1 「障がい者差別解消法」理解促進に向けた取り組みについて	<p>① 「障がい者差別解消法」は、令和6年4月より法改正があり、「合理的配慮の提供」義務が事業所にも拡大された。 この法律の理解促進に向けて、町はどんな取り組みや工夫をしているのか質問する。</p> <p>② 過去3年間で、企業や福祉事業所等での障がい者に対する虐待、差別的対応、不適切対応等の報告・相談はあったのか、あればその内容はどのようなものであったのか質問する。</p> <p>③ この法改正の周知だけでなく、市民・事業者・障がいを持つ当事者が、それぞれの立場で障がい者福祉について考え、対話する場が必要と考える。その事に対して、町として取り組んでいる事や、今後の展望について質問する。</p>	町 長
		2 「障がい者自立支援協議会」について	<p>① 障がい者を取り巻く地域環境やニーズを把握する為に創設されている「三股町自立支援協議会」では、現在どのような地域課題が出され、具体的な取り組みの提案をされているのか質問する。</p> <p>② 令和5年度に、当協議会で協議され体制整備していく事となった「地域生活支援拠点」の、「面的整備」の進捗状況について質問する。</p> <p>③ 町の当協議会の全体会は、毎年6月に辞令交付を行った後、年度内は1回のみ（3月）の開催となっている。 結果的に、地域のニーズ把握、課題抽出、会としての取り組みを十分に行えない構造になっているのではないかと意見を問う。</p>	町 長

4	上西 雅子	3 要支援児童の児童発達支援について	<p>① 障害児福祉計画における、児童発達支援の目的について質問する。</p> <p>② 要支援児童の通所サービスの利用申請後、サービスが必要であるかどうか、適切なサービス種類や支給量等について審査する機関はあるのか質問する。</p> <p>③ ②のようなセンター機能を持つ事業所を整備するか、もしくは審査会機能を町が担う等、工夫が必要ではないか意見を問う。</p>	町 長
---	-------	--------------------	---	-----

5	堀内 和義	1 町内における外国人労働者の現状について	① 外国人労働者が急増しているが、国籍と人数及び受け入れしている事業所数と職種はどのようなであるか。	町 長
			② 外国人雇用については届け出が義務化されているが、対応窓口、生活相談受付等はどのようなになっているのか。	町 長 教育長
			③ 雇用事業所と労働者のトラブル発生はないのか。発生した場合の対応はどのようにされているのか。 ④ 事業所から住居不足問題があると聞いているが、町営住宅への入居、空き家の改修利活用はできないか。 ⑤ 多文化共生社会の推進が急務とされているが、具体的な取り組みはされているのか。	町 長
		2 選挙投票率向上の対策について	① 第51回衆議院議員選挙の県内市町村の投票率及び期日前投票率はどのようなであったか。 ② 町内投票所及び年代別の投票率はどのようなであったか。 ③ 若年層の低投票率が続いているが、投票率向上の対策は検討されているのか。 ・ネット投票の実現、検討はできないか。 ・SNSによる発信、インターネットを活用した情報提供はできないか。 ④ 期日前投票は増えている。投票所の拡大はできないか。 ・櫻美学園高等学校、長田地区投票所の新設 ・西部体育館、6地区分館の期間延長 ⑤ 選挙期間中において、くいまーるバス運賃を無料化しているが利用者数、利用者の反応はどのようなであったか。 ⑥ 地元企業と連携して投票キャンペーンを展開してみてもどうか。（企業訪問してのチラシ配布）	選 挙 管 理 委 員 長

6	中原 美穂	1 同日選挙の効果最大化について	<p>① 本年の町長・町議会議員選挙における同日投票にあたり、町として投票率向上にどう取り組むのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層に向けた投票率向上への具体策 ・期日前投票への働きかけ ・SNSやデジタル媒体の活用方法等 <p>周知のみではなく成果を意識した取り組みについて問う。</p> <p>② 令和4年の町長・町議会議員選挙の投票率結果を踏まえ、町としてどのような分析を行い、どのように改善すべきか検討した結果を問う。選挙後に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代別投票率 ・期日前投票率 ・投票所別状況 <p>等を分析しているが、投票率向上に向けた改善策を整理・公表する考えはあるか。</p> <p>③ 令和4年の町長・町議会議員選挙の支出額は約1,873万円であったが、本年の同日選挙において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票所設営費 ・人件費 ・公費負担 <p>を整理し、単独実施との比較検証を行う考えはあるか。</p> <p>また、選挙経費を町民に分かりやすく公開し、制度改善につなげる考えはあるか。</p> <p>④ 18歳選挙権開始以降の本町18～29歳の投票率推移を問う。その分析結果を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校との連携 ・模擬投票 ・SNS・動画活用 <p>を含めた選挙を通じた次世代育成の機会として活用されているのか、また活用を検討されているのか。</p>	選挙 管理 委員長
---	-------	------------------	---	-----------------

6	中原 美穂	2 行政窓口におけるキャッシュレス決済導入について	<p>① 三股町役場窓口における支払い方法の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書発行手数料、使用料、保育料等の支払いにおいて、クレジットカードやQRコード決済等のキャッシュレス決済は導入されているのか、現状の対応状況は。 <p>② キャッシュレス決済導入の必要性に対する町の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、キャッシュレス決済の利用が拡大する中、町民の利便性向上や来庁負担軽減、職員の現金管理業務軽減の観点から、窓口におけるキャッシュレス決済導入について、町はどのように認識されているのか。 <p>③ 近隣自治体における導入状況の把握と評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都城市をはじめとする近隣自治体では、行政窓口等においてキャッシュレス決済が導入されている。本町として、これらの導入状況をどのように把握しているのか。また、その取組をどのように評価されているのか。 <p>④ 三股町における導入可能性および段階的整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書発行手数料や施設使用料など導入しやすい分野から段階的にキャッシュレス決済を導入する考えはあるのか。また、モデル的導入を含めた検討の可能性について町の見解は。 <p>⑤ 導入に伴う課題および対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済導入に伴う決済手数料、システム導入費、セキュリティ対策等の課題について、町としてどのように整理し、どのような対応を検討しているのか。 	町 長
---	-------	---------------------------	--	-----

7	新坂 哲雄	1 植木地区の福吉の南側町道の側溝について	① 植木地区の福吉の南側町道側溝蓋の整備は出来ないか。(消防車両が通りにくいため)	町 長
		2 林道整備について	① 梶山長田の林道が、災害等により4～5カ所壊れており、木材運搬等が出来ない状況であるが、その対策は。	町 長
		3 長田峡について	① 長田峡は観光地であるため、以前あった吊り橋を復旧出来ないか。	町 長
8	田中 光子	1 オンデマンド交通について	<p>① 今後の本格運行に向けた展開について</p> <p>(ア) 実証実験のデータをどう分析し、今後のルートや運行時間に反映させるのか。</p> <p>(イ) 高齢者から要望の多い「バス停(乗降ポイント)の増設」については、どのように取り組むのか。</p> <p>(ウ) 免許返納者への運賃割引など、さらなる優待策はあるのか。</p> <p>② デジタルデバイド(情報格差)への対応について</p> <p>(ア) アプリ予約が導入される一方、スマートフォンの操作に不慣れた高齢者が取り残される懸念がある。誰一人取り残さないための具体的な支援策</p> <p>スマホを持っていない人への、タブレット貸与などの支援はあるか。</p> <p>(イ) 今後、講習会はいつどこで開催されるのか。</p> <p>③ 運行エリアと時間の最適化について</p> <p>(ア) どの地区の人が、何時にどこへ行くか。通院・買い物などのダイヤに縛られない柔軟な運行はできないか。</p> <p>(イ) 空白地帯の重点カバーとして、移動が困難な地区を優先的に早急にオンデマンド交通導入できないか。</p>	町 長

8	田中 光子	2 包括的性教育の重要性について	<p>① 本町の現状と課題認識について</p> <p>(ア) 情報環境としてインターネットの普及により、子どもたちが誤った性情報に触れる機会が増えている現状について、町はどのように把握しているか。</p> <p>(イ) 若者の課題として予期せぬ妊娠や性感染症、性暴力などの問題に対する子どもたちの知識不足について、町はどのような課題を認識しているか。</p> <p>(ウ) 自己肯定感の育成として包括的性教育が、子どもたちの自尊心や自己肯定感を育む上で重要であるという認識はあるか。</p> <p>② 包括的性教育推進に向けた具体的な取り組みができないか。</p> <p>(ア) 町内の学校や地域における、現在の性教育の内容や実施状況は。</p> <p>(イ) 包括的性教育を効果的に実施するための教員への研修や情報提供など、どのような支援が考えられるか。</p> <p>(ウ) 包括的性教育への理解を深めるため、保護者向けの啓発活動や説明会の実施を検討できないか。</p> <p>(エ) 教育委員会だけでなく、保健や福祉など関係機関との連携はできないか。</p> <p>③ 性教育の推進について</p> <p>(ア) 町独自のモデル構築として、三股町の小規模校・大規模校それぞれの特性に合わせた専門家派遣はできないか。</p> <p>(イ) 保護者への啓発として学校だけでなく、保護者が家庭でどう伝えるかをサポートする講演会の開催はできないか。</p>	町 長 教育長
---	-------	------------------	---	------------

9	堀内 義郎	1 教育政策について	<p>① 小学校給食費無償化の方針について、本町としての取り組みと完全無償化された場合の試算は。また、浮いた分の使途をどのように考えるか。</p> <p>② 給食費滞納の対応を今後どう進めるのか。</p> <p>③ 給食センターの老朽化に伴う将来の建て替えとして、アレルギー食の対応は想定できないか。</p>	教育長
		2 町道の整備について	<p>① 町道の歩道や一旦停止などの白線が消え、特に高齢者の方々から車の運転や歩行時に危険であり、整備の要望がさんさんクラブ三股から以前からあがっているが、予算化の現状はどうか。</p> <p>② 町道整備として、植木公園北側沿い町道の白線の整備と歩道側の雑草や泥の除去は出来ないか。</p>	町長
		3 保存会について	<p>① 保存会の会員減少など、今後存続が危ぶまれる中、無形文化財登録の要望があるが、登録のメリットとデメリットはどうか。</p> <p>② 保存会の伝承と活性化を図るため、無形民俗文化財の登録は出来ないか。</p>	町長 教育長
		4 消防団活動と詰所について	<p>① 団員確保が厳しい中、各部団員数の現状と団員確保の取り組みは。</p> <p>② 詰所について、4部（危険区域にある）、7部（駐車場の確保が難しい）、2部（待機部屋が狭い）の現状であり、以前から建て替え移転について要望があるが、年次的にすすめるべきではないか。</p>	町長
		5 町長の政治姿勢について	<p>① 任期中における施策の成果と課題についての評価をどう思われるか。また、施政方針を踏まえ今後取り組むべき最重要課題への考えと進退についてどう思われるか。</p>	町長

10	楠原 更三	1 文化財について	<p>① 郷土愛を育成するための文化財整備が、現状のまちづくりの中で「総体」として十分に行われていると町長は判断されているのか。</p> <p>② 梶山城跡の国指定への動きの現状に対する町長の思い。</p> <p>③ 文化庁も県も国指定史跡候補として注目している梶山城跡の国指定申請状況及びなかなかはかどらなかつた原因と今後の予定。</p> <p>④ 梶山城跡について、土地開発公社での用地購入状況を含めての町民への説明会を行うことはできないか。</p> <p>⑤ これまでに発掘された埋蔵文化財の解説付きの展示予定はあるのか。</p> <p>⑥ この「十年間」で教育課として設置した文化財関連の説明「版」はいくつあるか。また、説明「版」設置の今後の予定は。</p> <p>⑦ 2027年は、西南戦争から150年となる。早馬公園内にある石碑の碑文の解説や町内での西南役の解説をした説明版の設置はできないか。</p> <p>⑧ VR等を活用した文化財のホームページへの掲載の動きとVR等を活用した文化財の立体的な記録保存の現状は。</p> <p>⑨ 文化財の町指定への動きの現状は。(含、文化財保存調査委員の選定は行われているのか。)</p>	町長 教育長
		2 自治公民館への防災組織の組織化及び加入促進条例について	<p>① 自治公民館地域防災組織が組織として機能していくための方策は。</p> <p>② 制定後の条例の活用予定と加入促進啓発活動として新たな動きが予定されているか。</p>	町長

三股町告示第2号

令和8年第1回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年1月19日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和8年1月19日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和8年 第1回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和8年1月19日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和8年1月19日 午後1時45分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第1号上程
日程第3 会期決定の件について
日程第4 質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第1号上程
日程第3 会期決定の件について
日程第4 質疑・討論・採決
-

出席議員(9名)

2番 中原 美穂君	3番 上西 雅子君
4番 西村 尚彦君	5番 田中 光子君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	

欠席議員(3名)

1番 岩津 良君	6番 堀内 和義君
12番 山中 則夫君	

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課係長	和田 裕之君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	田中 英頭君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	山田 正人君	会計課長	竹村 恵美君

午後 1 時45分開会

- 議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和8年第1回三股町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は9名、定足数に達しておりますので、本日の開議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。
本会期中の会議録署名議員に、3番、上西議員、8番、楠原議員の2人を指名します。

日程第2. 議案第1号上程

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第1号を議題とします。
ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

- 町長（木佐貫 辰生君） 令和8年第1回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。
本案は、令和8年1月23日に衆議院が解散される見込みで、第51回衆議院議員総選挙が1月27日公示、2月8日の投開票での実施が見込まれるため、それに備えた選挙事務の準備を進めるに当たり、所要の準備期間と補正措置を必要とすることから、今回の臨時議会に上程するものでありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、補正内容を申し上げます。

歳入歳出予算の総額155億6,599万9,000円に歳入歳出それぞれ1,076万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億7,676万8,000円とするものであります。

歳入は、県支出金を、歳出は、総務費の選挙費をそれぞれ1,076万9,000円の増額補正を行うものであります。

以上、1議案について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） それでは、補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

今回の歳出についての説明となります。

11ページのほうでございますが、今回の衆議院議員選挙費、節が、まず1番、報酬からでございます。金額296万2,000円です。内訳は、投票・開票管理者及び立会人等報酬が109万7,000円、同じく報酬で会計年度任用職員報酬が186万5,000円でございます。

次に、3、職員手当等でございます。金額417万6,000円、時間外勤務手当が416万4,000円、次に管理職特別勤務手当が1万2,000円でございます。

7、報償費、金額9万7,000円、街頭啓発謝礼金ほかでございます。

次に、8、旅費、金額2万3,000円、費用弁償でございます。

10番、需用費、金額82万7,000円です。こちらは、消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、修繕料となっております。

次に、11、役務費、金額130万2,000円、通信運搬費と手数料でございます。

次に、12、委託料、131万6,000円、選挙用ポスター看板設置委託料ほかでございますが、内訳につきましては、ただいま申しました選挙用ポスター看板設置及び撤去委託料が110万円、自書式読取分類機セットアップ委託料が21万6,000円でございます。

次に、13、使用料及び賃借料です。金額6万6,000円、選挙事務用携帯電話賃借料でございます。

それと、くいまーるバスの運行について、ご説明いたします。

期日前投票期間の2月2日から7日までの6日間でございますが、この6日間につきましては、全路線を無料で運行をする予定でございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第3. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案された議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案された議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

なお、日程の詳細については、配付しております会期日程（案）のとおりであります。

日程第4. 質疑・討論・採決

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑・討論・採決を行います。

議案第1号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第9号）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

これより質疑を行います。くれぐれも、議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

また、臨時会での質疑は、会議規則第54条の規定により、1議題につき1人5回以内となっております。

ただし、議長の許可を得たときにはこの限りでないことを申し述べておきます。

質疑ありませんか。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、総務課長の説明の中にありました、くいまーる全路線無料とありましたけど、もうちょっと具体的にお聞きしたいんですが。全路線全部が無料なんですか、まちなか便とか。それか、期日前投票所付近を通る、そのためのくいまーる利用がただなのか。そこらの区別がどうなってるのか。期日前投票所前に行かないルートがありますよね。それも無料なのか、誰でも。そこらをちょっとお聞きしたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） では、路線についてお答えいたします。

議員ご質問のとおりでございます。全ての路線で無料ということで、まちなか、そして長田、蓼池、宮村、その路線も無料というところで運行を予定しております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） よろしいですか。総務課長、開票所の時間外でもオーケーなんですか。

○総務課長（瀬尾 真紀君） はい。1日全部無料です。

○議長（指宿 秋廣君） 1日無料らしいです。開票所が開いてる場合ではなくて、1日全部無料ということのようでございます。よろしいですね、それで。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。今臨時会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後1時56分休憩

〔全員協議会〕

午後1時57分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、令和8年第1回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後1時57分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 上西 雅子

署名議員 楠原 更三

三股町告示第8号

令和8年第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月24日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和8年3月2日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○3月9日に応招した議員

○3月10日に応招した議員

○3月11日に応招した議員

○3月23日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和8年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和8年3月2日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和8年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 令和8年度施政方針表明
日程第3 議案第2号から議案第31号までの30議案一括上程
日程第4 会期決定の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 令和8年度施政方針表明
日程第3 議案第2号から議案第31号までの30議案一括上程
日程第4 会期決定の件について
-

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君 書記 馬場 勝裕君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	田中 英頭君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	山田 正人君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和8年第2回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。

本会期中の会議録署名議員に、4番、西村議員、9番、堀内義郎議員の2人を指名します。

日程第2. 令和8年度施政方針表明

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、令和8年度の施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

本日、ここに令和8年第2回三股町議会定例会の開催に当たりまして、令和8年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

初めに、議員各位をはじめ町民の皆様には、日頃から町政運営に対し深いご理解とご協力を賜っており、心から感謝を申し上げます。

さて、令和7年度を振り返ってみますと、4月の春祭り、5月のまちドラ、6月のモノづくりフェア、11月のふるさとまつり・文化祭、今年1月の新春あいさつ会や、はたちの成人式、出

初め式、みまたん霧島パノラマまらそん、2月のWBCチェコ共和国代表チーム合宿など、各種イベントや行事など計画どおり開催できました。

一方、政治・経済・社会の各分野においては、先行き不透明さが増す中、物価高騰や人手不足、人口減少、災害への備えなど、町民生活に直結する課題が顕在化するなど、市町村が果たすべき役割が一層大きくなっています。

そのような中、本町の重点施策である子育て支援策として、中学校の給食費無償化については継続して実施するとともに、小学生の給食費については、物価高騰分は町補助で賄いました。

第二子保育料、小学生給食費、高校生までの医療費の無償化は、保護者の負担軽減にとどまらず、子育て世帯の移住・定住促進、住宅建設などの地場産業の活性化、そして、雇用増・税収増にもつながり、経済の好循環を生むものと期待していることから、完全実施に向け財源確保に努力しているところであります。

そして、これらの施策の継続・拡大には、財源として、ふるさと納税の倍々増が欠かせません。町では魅力ある三股町を全国に発信し、新たな返礼品の開発など、多くの人にご支援いただけるよう鋭意努力しておりますが、町民の皆様にも、ふるさと納税についてご理解いただき、町外の親戚や知人、友人へのお声かけをお願いしているところであります。

また、企業版ふるさと納税についても、協力していただけるようPRに努めているところです。

ところで、近年、災害は激甚化・頻発化し、全国各地で非常に強い地震や大規模な林野火災、台風・大雨による土砂・浸水被害など多くの被害が発生しております。県内でも、昨年3月の宮崎市鏡洲での林野火災や6月の新燃岳噴火、9月の台風15号による大雨被害が発生するなど、住民生活に多大な影響を及ぼしたところです。

本町では、幸いにして大きな被害は免れましたが、8月の大雨の際には、消防団員には深夜からの出動や警戒活動に従事していただきました。

そして、昨年1月13日には、日向灘沖を震源とした最大震度5弱の地震が発生しました。町内では大きな被害はありませんでしたが、近い将来に南海トラフ地震の発生が危惧される中、今後もしっかりと備える必要があります。

過去の大震災では、建物や家具の倒壊で圧死・窒息死が多く見られることから、建物の安全性を高める耐震補強は重要であり、引き続き町内の住宅耐震化の施策を推進してまいります。

また、同様にライフラインの確保も不可欠であります。地震などの大災害では、自衛隊、消防、警察などの公的機関は、道路の決壊や建物の倒壊・火災などで発災直後の活動が困難な場合が想定され、自助共助の取組が重要であることから、各自治公民館に地域防災組織の組織化・活性化を働きかけているところです。

事務事業の効率化の分野では、情報通信技術の飛躍的な進歩やマイナンバーカードの普及率向

上に伴い、これまで住民票等のコンビニ交付や、コピー機として使えるマルチコピー機を庁舎内に設置してきました。また、窓口利用者が申請書などを書く労力を減らし、滞留時間を減らすことを目的に、書かない窓口も開設してまいりました。

今後も三股町DX推進計画に基づいたデジタル化を進めることで、事務事業の効率化を図りつつ、町民生活の利便性向上を目指します。

以上のとおり、当初及び補正予算で計画した事業は、議会をはじめ町民の皆様のご理解、ご尽力により、ほぼ予定どおり実施できました。心から感謝申し上げます。

令和8年度も、引き続き、これまでの成果を踏まえ、残された課題、新たな課題に積極的に挑戦し、町の将来像、自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股の実現を目指したいと考えています。今後とも、議会からのご意見や町民の皆様の声に耳を傾けながら、職員一丸となって町政運営に取り組んでいく所存でございますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、町政の目標として、自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股を実現するため、5のプロジェクトをマニフェストとして掲げ、実現に努力しているところです。

その一端をご紹介しますと、1つ目のまちむら元気わいわいプロジェクトでは、町営五本松団地の跡地活用策について、暮らしが息づく場をつくり、三股の暮らしの魅力を高める場を実現すべく、昨年6月にPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップ手法を採用した実施方針や、要求水準書等を公表しました。

地域密着型の1グループ11事業者からなる共同事業体からの応募を受け、有識者からなる選考委員会において厳正な審査を経て、昨年10月、優先交渉権者に決定いたしました。その後、およそ3か月に及ぶ交渉を終え、町、まちづくり合同会社及びみまたんまんなか共同事業体、三者での基本契約書を締結することができました。

本定例会におきましては、設計施工一括契約の締結についての議案を上程させていただいております。令和10年度供用開始に向けて着実に前に進めてまいりたいと考えています。

また、都市再生整備計画に基づき、中心市街地として位置づけた三股駅と役場、文化会館及び五本松団地跡地を結ぶエリア内の歩きやすいまち、歩きたくなるまちの実現に向けた検討を進め、町民の皆様や有識者の意見を踏まえた道路・公園等の整備方針を定めており、この方針に基づき、交流拠点施設整備事業の進捗に合わせながら、エリア内の道路、公園等の整備を進めてまいります。

今年度の事業として、役場西側に位置する五本松児童公園の複合遊具の更新及び町道役場前通り線の歩道整備を行うとともに、令和8年度は五本松交流拠点周辺の道路設計等を実施する予定としております。

なお、既存の公園につきましても、適切な維持管理に努めるとともに、今年度更新実施中の上米公園のローラースライダー等に引き続き、令和8年度は旭ヶ丘運動公園のゲートボール場のトイレ等を更新する予定であり、老朽化の著しい公園施設の長寿命化対策にしっかりと取り組んでまいります。

さらに、令和8年度は、暮らしやすいまちづくりのために必要となる三股町立地適正化計画を策定して5年が経過することから、これまでの成果の確認及び必要に応じた計画の微修正を検討することとしており、国の推奨する防災指針や復興事前準備の項目を計画に掲載する予定であります。

その際に、今年度実施しているパークゴルフ場増設に向けた基本設計に併せ、立地適正化計画に健康増進、地域コミュニティの活性化に資する施設として、上米公園パークゴルフ場を位置づけるなど、施設増設のための準備を行うこととしております。

そして、令和6年4月1日からコミュニティバスくいまーの中心市街地循環コースの運行を新たに開始したことで、中心市街地と既存集落との往来の交通手段を効果的に確保でき、日常生活に必要とする買物、病院、公共施設等の利用の効率化を図ることができました。あわせて、バスの現在地や遅延情報が分かるシステム、バス予報を導入しました。

その結果として、令和6年度の利用者数は2万5,788人で、前年度と比較して65%増加しており、7年度も堅調に推移しております。

さらに、オンデマンド交通については、令和6年度から令和7年度にかけて、AIを利用したシステムを構築し、長田地区などを対象に二度の実証実験による検証や分析を行いました。その結果を踏まえ、令和8年4月から内ノ木場・梶山地区などを対象に本運行を開始し、今後は利便性向上を図るため、対象エリアの拡充を検討してまいります。

快適で安心して住み続けられる住環境づくりの施策の一つであります町営住宅の管理につきましては、近年の猛暑や入居者の生活スタイルの変化、ニーズを考慮し、シャワー設備等を順次設置していくこととしており、今年度の稗田団地、南原団地に続いて、令和8年度は唐橋団地、唐橋第2団地、山王原団地について住戸改善を図ってまいります。

空き家対策につきましては、令和4年度に策定した三股町空き家等対策計画に基づき、各種施策を推進しているところであり、引き続きセミナーや個別相談会を開催し、空き家等の適正な管理を促進するとともに、周辺の居住環境への影響が大きい空き家の除却に対する補助など、健全な生活環境の確保に取り組んでまいります。

行政改革推進の取組として、いわゆるコンビニ交付や、書かない窓口の浸透に伴い、窓口開庁時間を、現在の午前8時30分から午後5時までを、午前8時45分から午後4時30分までとし、45分間短縮することで、町民サービスの向上と職員の働き方改革を進めてまいりたいと考

えています。

また、お悔やみワンストップ窓口を新たに実施します。ご不幸により大切な方を亡くされたご遺族は、深い悲しみの中で、死亡届の提出をはじめ、年金、保険、税、福祉、各種証明手続など、多岐にわたる行政手続を短期間に行う必要があります。こうした負担を軽減し、心に寄り添った行政サービスを提供するため実施するものです。

本窓口では、関係部署を横断した連携体制を構築し、来庁回数や手続の重複を最小限に抑えるとともに、必要な手続を一覧化して分かりやすくご案内します。予約制や個別相談を取り入れることで、落ち着いた環境で丁寧な対応を行い、ご遺族の不安や疑問に寄り添った支援を行います。

さらに、本町の情報発信としまして、昨年11月に誕生しました町PRキャラクターじゃんかん君が各種行事・イベントに出演し、町内外に本町の魅力を積極的に発信してまいります。

安全・安心なまちづくりとしては、令和7年度に南海トラフ地震や集中豪雨、台風による災害の大規模化に備え、三股町地域防災計画の見直しを行いました。

特に、福祉避難所について、現在指定している元気の杜の機能強化のため環境整備を実施するとともに、さらに福祉避難所を必要とする人の様々な状況に対応するため、介護や障がい福祉事業所との連携協定による新たな福祉避難所の指定に向け取り組んでいるところであります。

また、大規模災害時における避難者の尊厳維持と二次被害防止を目的に、防災用パーティション、簡易ベッド、簡易トイレの導入を進め、これらを適切に管理し、迅速に搬出するため、旧東原児童館を備蓄倉庫に改修いたします。

通学路の交通安全対策としては、引き続き小学校周辺の歩道のない通学路における歩行空間の確保に取り組むとともに、防災・減災、国土強靱化への取組として、橋梁、舗装、公園施設の長寿命化対策、避難路である島津紅茶園切寄線の道路拡幅工事、木造建築物の耐震化等に取り組んでまいります。

なお、県事業ですが、今年度は県道12号都城東環状線において町体育館前の歩道拡幅工事が行われており、県道33号都城北郷線においても、仲町工区として街路事業による歩道拡幅のほか、長田工区についても、道路拡幅工事が継続して進められております。

さらに、国道222号牛ノ峠バイパスについて、令和5年に建設促進協議会を設立し、今年度は6月に都城市MJホールにおいて決起大会を開催しました。そして、建設促進協議会として、国会議員及び国の幹部に対し3回、県知事や県土整備部長へ2回の要望活動を行うなど、早期の事業再開に向け、都城市、日南市と一体となって取り組んだところであります。

今後も、引き続き安全・安心なまちづくりに資する事業の早期着手、早期完了、所要の財源確保に向けて、国・県にしっかりと訴えてまいります。

過疎対策としては、小学校の複式学級の解消を目指して、過疎対策奨励金を継続するとともに、

小規模特認校制度を利用する児童のためのスクールバスについても引き続き運行してまいります。

また、協働のまちづくりを進める上で、重要な役割を果たす自治公民館の加入促進について、基本理念を定めるとともに、町民、自治公民館、事業者、町の役割をそれぞれ明確化するため、三股町自治公民館加入促進条例を制定し、協働のまちづくりについてさらに前に進めてまいります。

2つ目の産業いきいきプロジェクトでは、本町の基幹産業である農畜産業の担い手への農地集積や作業の効率化、農家の所得向上、新規就農者の確保などを図るため、農業全般にわたり様々な事業に取り組んでまいります。

まず、農地の集約・集積につきましては、令和6年度に策定した地域計画を基本に、中心的な担い手である認定農業者や、新規就農者等への農地集約化を進め、農地利用の最適化の実現に取り組んでまいります。農地の基盤整備のために、沖水川・三股中央左岸地区の基盤整備事業も引き続き取り組みます。

畜産振興につきましては、昨年より和牛子牛価格が上昇していますが、飼料価格の高止まり等もあり、依然として厳しい経営を強いられていることから、今後も引き続き、県や関係機関と連携しながら、必要な措置を講じてまいります。

さらに、農業全般を通して、農業資材等の価格高騰に対する支援を行うとともに、農業従事者が減少する中で、持続可能な力強い農業の実現が求められていることから、新規就農を目的とした地域おこし協力隊の活用により、集落営農の活性化を進め、次世代を担う農業者の育成・確保するための取組を支援するため、新規就農者支援対策事業を実施してまいります。

また、AI・IT・IoTを活用したスマート農業の台頭もあり、地域農業は大きな変革の時期を迎えています。町といたしましては、国・県の事業等を活用するなど、スマート農業の取組を推進し、生産性・収益性の向上に努めてまいります。

林業振興につきましては、県が掲げる再造林率日本一を目標とするグリーン成長プロジェクトに基づき、コンテナ苗の普及事業や下刈り事業などを推進し、抜本的な再造林対策に取り組んでまいります。また、森林管理従事者の確保を図るため、林業労働者確保対策事業等にも取り組んでまいります。

地場産業の活性化策につきましては、物価高騰の影響を受ける生活者を引き続き支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民1人当たり1万円のみまたん生活応援商品券を配布しているところです。

さらに、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献し、本町経済の発展と、町民生活の向上に寄与している地元中小企業や、関係機関の皆様とともに地域活性化に取り組むため、中小企業振興基本条例を制定し、施策に生かしてまいります。

ふるさと納税につきましては、令和7年の年末までに寄附額は2億円を超え、過去最高となったところですが、引き続き応援事業者の新規開拓に努め、返礼品の新規開発、改良への支援を行い充実を図るとともに、町内外にふるさと納税を通して、まちの魅力や特産品のPRに努めてまいります。

企業版ふるさと納税においても、地域再生計画、三股町まち・ひと・しごと創生推進計画に位置づけられている子育て支援の取組を、寄附対象重点事業として企業の皆様に広く知っていただき、令和7年度は300万円を超えるご支援をいただきました。

3つ目の少子・高齢化すくすくプロジェクトでは、国・県の少子化対策重点推進交付金を活用し、若い世代が、安心して出会い、結ばれ、出産し、子育てをしていただくため、それぞれの節目の時期にどのような支援があるのか、どこに相談すればいいのかなどを広く知っていただくため、ライフデザインブックを作成し、周知を図っております。

また、結婚後の新生活を支援するため、住宅取得や賃貸、リフォームに関わる支援を行っておりますが、令和7年度は、若者の出会う機会創出のための婚活イベントを開催し、複数件のマッチングを行うことができました。

子育て支援策としましては、令和7年9月から県の事業を活用し、第二子保育料の2分の1を助成する保護者の負担軽減事業を開始しました。次年度4月からは、国が新たに導入する乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度を開始し、子供の育ちを応援してまいります。

また、保育士等人材確保支援事業を開始し、保育事業を運営する法人が新卒保育士等を確保できるよう取り組んでまいります。

放課後児童クラブについては、今後予想される児童数減少に併せ、法人運営クラブの推進、直営クラブの統廃合で定数調整を図ることとしており、次年度は、蓼池児童クラブを前目児童クラブに統合し、蓼池児童館は廃止いたします。また、今市児童クラブは三股西第一児童クラブに統合いたします。

そして、使用する施設の老朽化への対応として、梶山児童館の改修を実施するとともに、廃止予定の蓼池児童館の活用・改修については、地元公民館等と協議してまいります。

高齢者等の交通弱者対策としましては、日常的な買物、病院へのアクセス不安を解消するため、昨年4月1日からコミュニティバスくいまーるに、新たな市街地循環路線を追加したことで、利便性の向上を図っているところです。

昨年、団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となりました。

本町においても高齢化率が年々上昇する中、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の理念・基本目標に基づき、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防の5つのサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを推進し、全ての高齢者が、必要とするサービスを受けながら、

生涯を通じてできるだけ住み慣れた地域で生活することができる住みよいまちの実現を目指し、各種施策を推進してまいります。

また、介護人材の確保、認知症施策、個別避難計画の策定など、中長期的な地域課題の解決に向けた施策に取り組んでまいります。

ところで、引き続き物価高騰のため、独り親家庭を中心に生活に困窮する世帯が増えているとともに、孤立化している人、ひきこもりの方々が、制度の狭間で支援されていない現状も深刻になっています。

町はこれまでに社会福祉協議会と連携し、みまたん宅食どうぞ便や、こども食堂から支援をつなぐことができました。これからも、重層的支援体制整備事業の活用で縦割りの弊害を解消し、住民主体の活動を構築することで、困っている人が自分の興味や関心から参加できる地域の居場所を創出し、交流の場から支援につなげていく活動を推進していきます。

妊婦・出産・子育て支援については、昨年度、母子保健アプリ事業として、妊娠期から子供を持つ世帯のサポートをするためのスマートフォン向けのアプリを導入しました。妊娠中の記録や子供の成長記録、予防接種スケジュール管理、プッシュ型の情報発信に加え、今年度は、マイナンバーと連携し、スマートフォン等で乳幼児の健診結果を確認できるようにするなど、アプリ機能の充実を図ってまいります。

また、アピアランスケア等支援事業として、がんや、脱毛症等の疾患による外見の変化があっても、自分らしく社会生活を送られるように支援するため、ウィッグや乳房補正具等を必要とする方に購入費用の一部を補助する予定です。

予防接種事業としましては、母子免疫RSウイルスワクチンの定期接種化に伴い、妊娠28週から36週の妊婦を対象にワクチン接種の助成を行います。母親の体内で作られた抗体が胎児に移行し、乳児へのRSウイルス感染による急性呼吸器感染症の発症予防、重症化予防を図ります。

また、子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境をつくるために、中学校の給食費無償化を継続するとともに、小学校についても、国のいわゆる給食費無償化の方針に基づき、給食費の無償化を実施いたします。

学習環境の整備については、第2期GIGAスクール構想において、令和7年度から2年間をかけて、全児童生徒の端末の更新を行ってまいります。

また、子供たちの安心・安全な学習環境を守るため、小学校の外壁工事を計画的に実施します。あわせて、避難所として使われる学校体育館には、避難機能の強化と災害への備えとして、空調設備を段階的に整備していきます。

また、三股小学校のプールにつきましては、築54年が経過し老朽化が著しいことから、建て替えに向けた設計に着手し、整備を進めてまいります。

さらに、本町の不登校対策の一環として、登校はできるものの自分の学級に入りづらい生徒が、学校内で安心して過ごせる居場所を確保し、不登校化を未然に防止することを目的に、校内教育支援センターを三股中学校に設置していますが、今後は、その取組を小学校にも試行的に拡充してまいります。

4つ目のスポーツ・文化わくわくプロジェクトでは、アスリートタウン三股の創造や、文教のまち三股づくりの推進のため、各民主団体等の活動、各種イベント、行事等は、コロナ禍前に近い状態で開催することができました。

今年の2月には、WBC、ワールド・ベースボール・クラシック、チェコ共和国代表チームによる事前合宿を、旭ヶ丘運動公園において1週間受け入れることができました。本町として初のナショナルチームの受入れとなり、国際交流やスポーツ振興、本町の知名度向上に大きく寄与したものと考えております。今後の同施設の活発な活用についても期待しているところです。

今年1月の第9回みまたん霧島パノラマまらそんは、北は北海道から南は鹿児島まで全国各地から1,597名のエントリーがあり、盛大に開催できました。この大会は、自治公民館をはじめ、地元の中・高生、消防団など32団体、約750名の大会協力者によるおもてなしや沿道での町民の声援により、ランナーの皆様から、心温まる大会と好評の声をいただいています。

また、よかもん朝市を会場で同時に開催するとともに、企業・事業所から協賛品等多大な協力をいただいています。このマラソン大会は、アスリートタウンみまたを全国に発信する大会であり、町民総参加のスポーツイベントとして位置づけており、今後も発展・成長させていきたいと考えています。

そして、令和9年に開催される日本のひなた宮崎国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会については、本町では銃剣道の競技が行われますので、競技会場となります武道体育館、練習会場となります町体育館の施設整備を計画的に進めてまいりました。

また、国スポ実行委員会を立ち上げ、町民への啓発活動を通して気運の醸成を図るとともに、令和8年9月に開催するリハーサル大会、続く令和9年の本大会開催に向けて取り組んでまいります。

文化会館におきましては、天井改修工事の実施に伴い、昨年7月から3月までの期間、舞台の貸出しを休止したため、様々な催しを中止せざるを得ませんでした。特に、毎年開催してきた三股町文化の祭典は、生涯学習教室の成果を披露する場として、子供から高齢者まで、多くの町民が参加する大規模なイベントでありましたが、やむなく中止となりました。

令和8年度は、文化協会や関係機関の皆様と連携し、内容の一層の充実を図った上で開催する予定です。

また、文化会館は開設25周年を迎えることから、町民の手づくりによる記念イベントを企画

し、開催することとしております。

あわせて、図書館につきましても、天井改修工事により、入館者数や書籍の貸出しを制限してまいりましたが、3月から通常どおりの貸出しを再開いたしました。しかしながら、これまで来館者数及び貸出冊数の減少は続いていることから、利用者のニーズに応じたサービスの充実を図り、より多くの方々に足を運んでいただけるよう努めてまいります。

文化財の保護につきましては、現状保存や記録保存など、多様な手法を用いて取り組んでおります。令和5年度から実施している高才第3地区の発掘調査では多くの新発見があり、これらの成果は今後、順次発信・展示してまいります。

また、建造物などの有形文化財に焦点を当て、長田地区の石蔵及び山王原地区の赤煉瓦蔵について、VRや3Dモデルを活用した記録保存を進める計画です。今後もテーマを絞りつつ、技術の進展に応じた保存と活用を図り、文化の継承に努めてまいります。

5つ目のエコクリーンさわやかプロジェクトでは、現在、公共下水道整備を計画的に進めており、令和8年度につきましても引き続き、上米、東植木、西植木地区を整備してまいります。

また、下水道事業の経営効率化に資する広域化・共同化事業といたしまして、整備済みの農業集落排水、梶山分区46ヘクタールにつきまして、現在整備中の公共下水道498.9ヘクタールへの編入を進めてまいります。

なお、現在、中央浄化センターでは、公共下水道の整備・進捗による汚水量増加並びに衛生センターの老朽・更新に対応するため、固定式の汚泥処理機能を有するし尿・浄化槽汚泥処理棟の整備を進めており、令和8年度末までの供用開始を目指しております。

以上の公共下水道・農業集落排水に、合併処理浄化槽を含めました町全体における生活排水処理適正化の方針といたしまして、第3次生活排水対策総合基本計画において計画目標としております生活排水処理率を、令和12年度までに全体として84.1%に引き上げることを念頭に、町民・事業者等の皆様とともに協力・連携しながら排水対策を進めてまいります。

上水道につきましては、管路更新計画に基づき、効率的な整備を継続して進めております。中でも基幹管路の耐震適合率は42.5%で全国平均とほぼ同程度になっており、今後も毎年1億2,000万円を計上し、設備全般の更新を図ってまいります。

近年相次ぐ地震では、上・下水道施設にも甚大な被害が及んでおります。社会を支える重要インフラとして機能確保が図られるよう、計画的・重点的かつ効率的な整備に引き続き取り組んでまいります。

また、上・下水道事業それぞれ令和7年3月に、経営戦略の見直しを行いました。地方公営企業のメリットを生かした施設の適正な維持管理や、より一層の経営効率化と健全化に努めてまいります。

次に、地球温暖化防止対策として取り組むゼロカーボンシティみまたの実現に向けては、公募により選定した民間事業者と連携し、令和6年度からおおよそ5か年をめどに、2つの柱で構成する脱炭素化推進事業を現在進めております。

柱の一つとして、電力需要の多い公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入、照明のLED化を進めてまいりました。令和8年度は、小中学校、総合福祉センター元気の杜などにおける太陽光・空調設備等の整備を予定しております。

もう一つの柱として、町民及び町内事業者向けに、太陽光発電設備と蓄電池のセット、省エネ機器の導入への補助事業を進めております。いずれも、町が目標とする二酸化炭素排出量の抑制による脱炭素化推進と同時に、電力の自給自足を推進することで、停電時の電力確保が図られるなど、災害に強いまちづくりにもつながるものと考えております。

地球温暖化にも関連するごみについては、家庭から出され、そのまま燃やされるごみの量を減らせるよう、引き続き分別やりサイクル活動の推進に取り組んでまいります。

以上、5つのプロジェクトの主な概要を説明しましたが、このように各種事業に着実に取組ができますことは、議員各位をはじめ、多くの皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。

なお、昨年8月、大手不動産会社が行った住み続けたい街ランキング2025宮崎県版で、本町は第2位、また、12月に行った街の幸福度ランキング2025宮崎県版では、本町は第4位という高い評価をいただきました。この結果を今後のまちづくりに、町の発展に結びつくよう努力したいと考えます。

続きまして、地方財政については、世界的なインフレ圧力や、円安等に伴う輸入物価上昇に加え、人口減少などの影響もあり、財政状況としては不安定な情勢が考えられる中、国においてはガソリン税や軽油引取税の廃止が決定し、消費税減税が議論されており、これらは、国民生活支援の観点から一定の意義を有する一方、地方財政への影響は極めて大きいものがあります。

本町としては、住民サービスの安定的提供を最優先に、責任ある財政を堅持するとともに、国に対しては地方財源の確実な確保を強く求めてまいります。

次に、本町の財政の見通しについて申し上げますと、歳入面においては、自主財源が少ない財政構造において、賃上げをはじめとする所得の増加や、堅調な設備投資を背景とする緩やかな経済成長が見込まれることから、町民税・固定資産税においては、一定程度の増収を見込んでいるところです。

地方交付税については、直近の国勢調査により、算定基礎となる基準財政需要額への影響も考えられますが、総務省が発表した令和8年度地方交付税の概算要求の概要では、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしていることから、普通交付税は前年度と同程度の交付額を見込んでいるところです。

一方で、基金残高は、人件費や物件費の上昇率に伴う財源の確保や、交流拠点施設整備関連事業や元気の杜太陽熱設備等導入事業、し尿汚泥処理施設整備事業、老朽化した公共施設の維持補修費の普通建設事業、中学校給食費無償化、保育料第一子無償化などの子ども・子育て施策の財源確保により減少を見込んでいます。

歳出面では、過去の投資的事業の公債費の償還や、年々増加する扶助費等の義務的経費、公共施設等に関わる維持補修経費、脱炭素化推進事業などの投資的経費に加え、国が進める責任ある積極財政の実現に向けた賃上げ・価格転嫁円滑化の取組や、人的投資の促進など、社会変化に対応すべき経費の増加が見込まれます。

特に、少子・高齢化社会への対応、循環型社会の構築等、地域における様々な重要課題の顕在化によって、行財政需要は一層増加することが見込まれ、昨今多発する局地的豪雨や台風襲来に加え、近い将来予想される南海トラフといった大規模災害への備えが喫緊の課題であることから、避難施設の環境整備や資機材の整備等、防災事業の実施が必要であり、財政事情は依然として厳しい状況になるものと思われまます。

このような状況を踏まえ、令和8年度の町政運営の基本的考え方は、第6次三股町総合計画の町の将来像である自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股の実現に向け、さらなる町民の幸福度の向上と、町土の均衡ある発展を図るため、各分野の諸施策を着実に実施していくこととします。

そして、第6次三股町総合計画後期計画の初年度となる本年度は、前期計画の評価を踏まえ、常に町民との協働の視点を意識し、創意と工夫を凝らした施策を展開してまいります。

なお、町政全般において、まちづくり基本条例を踏まえるとともに、町民の皆様との協働の理念に基づき、情報の共有化を図り、見える行政、伝わる行政を進め、元気で誇れるまちづくりを目指して引き続き努力してまいります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈に合った行財政運営を心がけるとともに、町民目線を大切に、町民の皆様との交流と対話を重ねながら、活力と魅力あるまちづくりに鋭意努力していく所存です。議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第3. 議案第2号から議案第31号までの30議案一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、議案第2号から議案第31号までの30議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 令和8年第2回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第2号「三股町自治公民館加入促進条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町まちづくり基本条例に掲げる基本理念に基づき、安全で住みやすく、個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現を目指して、町と協働で活動を推進する自治公民館への加入及びその活動への参加を促進し、もって協働のまちづくりの推進に寄与することを目的に条例を制定しようとするものです。

次に、議案第3号「三股町中小企業・小規模企業振興基本条例」についてご説明申し上げます。

本案は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、町の責務、中小企業・小規模企業等の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的に条例を制定しようとするものです。

次に、議案第4号「三股町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」についてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村から確認を受けた特定地域型保育事業者が、適切に運営を確保するための業務管理体制の整備等に関する規定を定めるため、準則に基づき制定するものです。

次に、議案第5号「三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、選挙に関わる適正な経費負担の確保、公平な選挙環境の維持及び町民負担の適正化を図るため、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第6号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、武道体育館の使用料について、このほど会議室を新設いたしましたので、新たに使用料を設けるものです。

また、4月1日から新たな路線、オンデマンドバスの運行に伴い、くいまーるバスの運賃に関わる使用料の改正を行うものであります。

次に、議案第7号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、天神原団地の一部及び今市団地の一部を用途廃止したことによる管理戸数の更新に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号「三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地籍調査後の位置の変更に伴い、三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第9号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援金等課税額が新設されること、基礎課税額に係る賦課限度額を引き上げること、軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準額を引き上げるにより条例改正を行うものであります。

また、国民健康保険税の算定において、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式から、資産割を除く3方式に段階的に移行するための税率改正及び減免の基準に関する規則を定めることにより、国民健康保険税条例中の内容が重複する部分を削除するための改正を行うものであります。

次に、議案第10号「三股町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、法改正に基づき町条例を一部改正するもので、準則に合わせ、主に用語等を変更するものです。

次に、議案第11号「三股町児童福祉施設設置条例及び三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、蓼池児童館を廃止し、あわせて、蓼池児童館と既に廃止している東原児童館について、空調設備使用料徴収を定める対象施設から削除するものです。

次に、議案第12号「三股町温泉スタンドの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、利用停止している温泉スタンドについて条例を廃止するものです。あわせて、同改正条例附則において、温泉水使用料徴収を定める対象施設から温泉スタンドを削除するものです。

次に、議案第13号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第14号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第15号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の3議案につ

いては関連がありますので、一括して説明いたします。

本案は、令和8年1月23日に町長へ答申のありました三股町特別職報酬等審議会答申書に基づき、町長等の給与、議会議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤のものの報酬について改定を行うものであります。

次に、議案第16号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第10号）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額155億7,676万8,000円に歳入歳出それぞれ1億4,043万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億1,719万9,000円とするものです。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

地方交付税は、国補正予算における追加歳出の地方負担、地方公務員の給与改定に必要となる経費の一部、委託料等に関わる物価高対応に必要とする経費等を措置するため、再算定により、普通交付税2億2,251万円を増額補正するものです。

国庫支出金は、物価高対応子育て応援手当事業補助金1億617万6,000円、地域未来交付金地域防災緊急整備型914万9,000円などを増額補正し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,462万3,000円、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金1,557万3,000円などを減額補正するものです。

県支出金は、物価高対応子育て応援手当事業補助金8,002万5,000円、地域農業構造転換支援事業補助金700万3,000円などを増額補正し、移住支援事業補助金225万円、第81回国民スポーツ大会市町村競技施設整備費補助金197万7,000円などを減額補正するものです。

繰入金は、財政調整基金繰入金2億4,000万円を減額補正し、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金94万9,000円などを増額補正するものです。

諸収入は、デジタル基盤改革支援補助金1,012万7,000円、スポーツ振興くじ助成金841万4,000円などを減額補正し、公共施設等被害共済金69万8,000円を増額補正するものです。

町債は、中央公民館脱炭素化推進事業1,550万円、農業競争力強化農地整備事業中央左岸1期150万円など、2,190万円を増額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、クラウドシステム利用料ほか9,632万3,000円、システム標準化関連業務委

託料3,334万7,000円などを減額補正し、戸籍情報システム改修委託料ほか56万7,000円などを増額補正するものです。

民生費は、物価高対応子育て応援手当1億8,018万円などを増額補正し、補足給付費定額減税不足分2,462万3,000円などを減額補正するものです。

衛生費は、再生可能エネルギー導入促進補助金において、事務所向け2,506万7,000円、住民向け891万1,000円などを減額補正し、クリーンセンター負担金246万円を増額補正するものです。

農林水産業費は、地域農業構造転換支援事業補助金700万3,000円、農村地域防災減災事業事務委託料726万円を増額補正し、鳥獣保護区被害防止対策事業補助金50万4,000円などを減額補正するものです。

土木費は、町営住宅倉庫設置業務委託料ほか597万8,000円などを減額補正するものです。

消防費は、防災対策備品購入費1,638万3,000円などを増額補正するものです。

教育費は、中央公民館空調機更新等工事3,603万5,000円を増額補正し、武道体育館床改修工事1,259万3,000円、ICT教育環境整備リース料の小学校418万1,000円、中学校387万8,000円などを減額補正するものです。

災害復旧費は、福留水路トンネル代替水路仮設工事199万6,000円を減額補正するものです。

諸支出金は、減債基金積立金1,700万8,000円を増額補正するものです。

予備費は、収支の調整額を補正するものです。

次に、「第2表 繰越明許費補正」については、交流拠点施設整備事業設計プロジェクトマネジメント業務ほか10事業を追加するものです。

次に、「第3表 地方債補正」については、総合福祉センター脱炭素化推進事業ほか5事業について、限度額を変更するものです。

次に、議案第17号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額28億4,331万8,000円に歳入歳出それぞれ1,446万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,778万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険給付費等交付金を増額補正し、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費及び諸支出金を増額補正し、予備費を減額補正するものであり

ます。

議案第18号「令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億6,720万2,000円に歳入歳出それぞれ85万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,805万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を増額補正し、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するものであります。

次に、議案第19号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額24億1,418万円から歳入歳出それぞれ852万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億565万2,000円とするものであります。

歳入は、一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出は、介護保険システム標準化の延期に伴い関連費用を減額補正するものであります。

次に、議案第20号「令和8年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

令和8年度の予算編成に当っては、予算編成方針に基づき、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものであります。

我が国経済は、賃上げ率、2年連続で5%を上回るなど、デフレ・コストカット型経済から、新たに成長型経済に移行する段階にあります。景気は緩やかに回復しているものの、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、個人消費は力強さを欠いている状況にあります。

令和8年度の地方財政計画では、地方財政の一般財源総額について、経済・物価動向等を適切に反映し、令和7年度と同水準を確保することを基本に地方財政対策が講じられ、地方交付税については、前年度比6.5%、1兆2,274億円の増となっております。

本県において、財政健全化指針に基づき引き続き健全な財政運営を維持し、人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策などの諸課題や、社会情勢の変化に的確に対応するとともに、将来を見据えた基盤づくりと、新たな成長活力の創出に向けた施策を積極的に展開することとしています。

このような国の動向や県の情勢を踏まえた令和8年度の本町財政の見通しについては、歳入面において、町税は、賃上げをはじめとする所得の増加や、顕著な設備投資を背景とする緩やかな

経済成長が見込まれることから、令和7年度に対し1.4%の増を見込んでおり、町債は、五本松交流拠点施設整備事業の設計・施行に関わる起債が発生するものの、総合文化施設特定天井耐震改修工事や、都城市郡医師会病院心臓・脳血管センター整備事業の完了及び脱炭素化推進事業の昨年度比事業規模の縮小により55.6%の減となったところです。

また、地方交付税については、地方財政の一般財源総額において、令和7年度地方財政計画の水準が確保されたことに伴い、令和7年度に対し3.6%の増を見込んでいるところです。

歳出面では、義務的経費が昨年度実施した定額減税補足給付事業の影響などにより扶助費が減になっているものの、人事院勧告等による人件費の増などにより0.7%の増、経常的経費が、小学校給食費負担軽減補助事業、物価高対策並びに各委託業務の人件費の増に伴い6.7%の増、投資的経費が、総合文化施設特定天井耐震改修事業などの大型事業の皆減により27.2%の減を見込んでいるところです。

令和8年度においても、第6次三股町総合計画に基づき、町の将来像、自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股の実現に向け、町民生活の向上と、町土の均衡ある発展を図るため、引き続き諸施策の着実な推進が求められます。

また、第6次総合計画後期計画の初年度となる令和8年度は、前期の実績を見据えつつ目標達成への推進期と捉え、引き続き、常に町民との協働の視点を意識し、創意工夫を凝らした施策の展開が必要となります。

令和8年度の当初予算の編成におきましては、行財政改革の継続、さらなる財政の健全化、持続可能な町財政構造への転換に努めるとともに、目まぐるしく変化する社会情勢や多様な行政需要への対応を図るため、中長期的視点に立ち限られた財源の効率的な配分に努め、本町歳入に見合う予算規模の範囲において、本町の魅力を最大限発揮できるよう予算編成を行ったところです。

まず、第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144億1,000万円と定めるものであります。

「第1表 歳入歳出予算」の概要についてご説明申し上げます。

令和8年度は、前年度比1.0%、1億5,000円の減となったところです。歳入のうち自主財源は、47億327万4,000円で構成比32.6%、依存財源は、97億672万6,000円で構成比67.4%となっており、自主財源は前年度より711万1,000円の減となっていますが、構成比では約0.2ポイントの増となったところです。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が74億9,568万2,000円で構成比52.0%、経常的経費が54億5,172万6,000円で構成比37.8%、投資的経費が14億6,259万2,000円で構成比10.2%となっており、前年度より義務的経費、経常的経費の割合が増加し、投資的経費の割合が減少となったところです。

次に、「第2表 継続費」については、交流拠点施設整備事業第2段階を設定するものであります。

次に、「第3表 債務負担行為」については、ガバメントクラウド利用事業ほか2事業を設定するものであります。

次に、「第4表 地方債」については、交流拠点施設整備事業ほか24事業、総額で4億2,260万円の借入れを予定しているところであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

継続的な事業として、脱炭素化推進事業2億5,589万円、交流拠点施設整備事業3億1,952万4,000円、地域医療介護総合確保基金事業費補助金9,122万8,000円、道路維持補修事業8,301万1,000円。

新規事業として、交流拠点施設周辺整備に関わる道路・公園などの整備8,650万円、小・中学校体育館空調機設置事業9,325万6,000円、勝岡小学校管理教室棟外壁改修事業4,406万1,000円など、総額で14億6,259万2,000円の投資的事業の予算となっております。

次に、投資的事業以外の主な新規事業及び重点取組実施事業についてご説明申し上げます。

新規事業としまして、小学校の学校給食費の無償化に向けた小学校給食費負担軽減補助事業9,219万8,000円、現行の4つの建築住宅関連計画を整理統合することで、全体像の明確化、連携強化及び業務の効率化を図ることを目的として策定する総合住宅計画策定業務委託事業2,200万円、立地適正化計画への防災指針作成の義務化に併せ、都市計画マスタープランの見直しと一体的に行う都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改訂業務委託事業1,650万円、議会活動への理解を深める機会の提供として議会録画配信業務委託事業54万6,000円、子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに応じた支援強化を行う乳児等通園支援給付事業78万円、病気による外見の変化に自分らしい社会生活を送れるよう支援するアピアランスケア等支援事業27万円などに取り組みます。

また、重点取組事業としましては、引き続き、乳幼児・小中学生の医療費を助成する子ども医療費助成事業1億3,096万1,000円、保育料第一子無償化を含む保育所・認定こども園に対する運営費の経費として、施設型給付費事業21億8,889万6,000円、中学校の給食費の無償化対策として、中学校給食費負担軽減補助事業4,791万6,000円、給食費の物価高騰対策として、学校給食費支援事業3,674万円などに取り組みます。

その他、令和7年度国の補正予算重点支援地方交付金を活用した新たな事業として、原油価格・物価高騰農業者支援金1,113万4,000円、三股町介護保険施設等原油価格・物価高騰支援金1,438万6,000円、生活者等支援水道基本料金減免事業補助金3,822万

8,000円などに組み入れます。

最後に、町が進める各種まちづくり施策に、ふるさと未来寄附金を有効活用することによって、三股町を応援して下さる町外の方々のご厚意に応えさせていただきます。

次に、議案第21号「令和8年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,270万1,000円とするもので、対前年度比1.5%、4,193万4,000円の増となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で、国民健康保険税が10.6%、県支出金が2.4%の増、繰入金が2.7%、繰越金が36.1%の減となっております。

歳出の主なものは、対前年度比で、保険給付費が2.4%、保健事業費が6.2%の増、国民健康保険事業納付金が2.4%の減となっております。

次に、議案第22号「令和8年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,422万2,000円とするもので、対前年度比9.4%、3,379万3,000円の増となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び繰入金を、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

次に、議案第23号「令和8年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,524万1,000円とするもので、対前年度比で6.7%、1億6,035万9,000円の増となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で、国庫支出金が1.2%、繰入金が37.9%の増、支払基金交付金が0.5%、県支出金が1.6%の減となっております。

歳出の主なものは、対前年度比で、総務費が10.5%、保険給付費が1.1%の減、地域支援事業費が12.0%、諸支出金が15.0%の増となっております。

次に、議案第24号「令和8年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,219万6,000円とするもので、対前年度比で1.4%、30万円の増となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で、繰入金が9.9%の増で、歳出の主なものは、対前年度比で、総務費が4.6%の増となっております。

次に、議案第25号「令和8年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給することに努めているところであり、地方公営企

業の予算においても、企業の効率的運営に主眼を置き予算編成しております。

まず、第2条において、業務の予定量として、給水戸数1万1,687戸、年間総給水量246万8,000立米とするものです。

次に、第3条において、収益的収入及び支出の予定額として、収入を4億2,703万7,000円、支出を4億2,354万4,000円とするものです。

営業収益の主なものにつきましては、給水収益が3億4,097万2,000円で、収入全体に占める割合は79.8%となっています。営業費用の主なものにつきましては、職員給与費、委託料、動力費及び減価償却費です。

次に、第4条において、資本的収入及び支出の予定額として、収入を2,753万3,000円、支出を2億623万8,000円とするものです。

収入の主なものは、負担金2,753万1,000円を予定し、支出の主なものは、施設費、固定資産購入費及び企業債償還金です。

なお、第4条予算の収支不足額1億7,870万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。主な建設改良費につきましては、老朽更新や耐震適合を伴う配水管布設替え及び中央第6水源地の電気計装設備更新工事を予定しております。

次に、議案第26号「令和8年度三股町下水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

下水道事業は、衛生的で快適な生活環境の推進と、公共用水域の水質汚濁防止を図ることに努めており、地方公営企業の予算においては、企業の効率的運営に主眼を置き予算編成しております。

令和8年度も、引き続き事業計画区域内の未整備地域の管渠工事及びし尿・汚泥処理棟の施設整備を実施するとともに、供用開始区域での接続率向上に努めてまいります。

まず、第2条において、業務の予定量として、処理戸数を4,266戸、年間総処理量を83万9,080立米とするものです。

次に、第3条において、収益的収入及び支出の予定額として、収入を4億7,555万5,000円、支出を4億4,030万1,000円とするものです。

営業収益の主なものにつきましては、下水道使用料が1億5,086万円で、収入全体に占める割合は31.7%となっています。営業費用の主なものにつきましては、職員給与費、委託料、動力費及び減価償却費です。

次に、第4条において、資本的収入及び支出の予定額として、収入を11億624万9,000円、支出を12億2,657万2,000円とするものです。

収入の主なものは、国庫補助金5億1,938万6,000円を予定し、支出の主なものは、管渠建設改良費、処理場建設改良費及び企業債償還金です。

なお、第4条予算の収支不足額1億2,032万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものです。主な建設改良費につきましては、下水道管渠工事及びし尿・汚泥処理棟の施設整備を予定しております。

次に、議案第27号「設計施工一括契約の締結について（三股町交流拠点施設整備事業）」についてご説明申し上げます。

本案は、第6セクターによる三股町交流拠点施設整備事業、事業実施及び事業者募集等に関する方針、令和7年6月公表により選定したみまたんまんなか共同事業体が提案した事業のうち、町民交流施設1棟目及び屋外施設に関する設計施工一括契約を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び三股町財務規則第145条第1項第1号の規定に基づき、みまたんまんなか共同事業体を構成する黒岩建築設計株式会社を総括事業者とするみまたんまんなか設計施工等共同企業体と、随意契約により実施するものです。

契約金額が6億9,000万円で、5,000万円以上の契約を締結することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第28号「工事請負契約の変更契約の締結について（令和7年度文化会館特定天井落下防止対策工事）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度文化会館特定天井落下防止対策工事において、天井裏ライトゲージの取付けが不要になったことなどから工事請負契約の変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、本工事は現在、竣工間近の状況にあり、早期に変更契約を締結する必要がございます。このため、本案については、先議によりご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第29号「財産の取得について（令和7年度三股町立学校給食センター配送車（2号車）購入事業）」についてご説明申し上げます。

本案は、現行の配送車2号車が27年経年することから、車両を更新するものであります。

事業の実施に当たりましては、指名競争入札により、南九州日野自動車株式会社都城支店から912万6,700円で取得しようとするものでありますが、入札予定価格が1,022万3,000円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第30号「薬科休日急患診療事業事務の委託に関する都城市との協議について」ご説明申し上げます。

本案は、薬科休日急患診療事業について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき規約を定め、都城市に薬科休日急患診療事業事務を委託することについて協議を行うため、同条

第3項及び三股町議会基本条例第9条第3号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第31号「副町長の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、現在の副町長である石崎敬三氏の任期が令和8年3月31日までとなっているところ
であります。

地方行政は、物価上昇・人口減少などの影響や町民ニーズの多種多様化、社会保障関係費の増
大など、所管する行政分野や事務事業は益々拡大しており、厳しい行財政運営を強いられてい
るところであります。

慎重な検討を加えた結果、再度、石崎敬三氏が、人格・識見・力量等から最適任者であると判
断しましたので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、30議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、
ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば、これを許します。企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 企画商工課より、議案第27号「設計施工一括契約の締結につ
いて（三股町交流拠点施設整備事業）」について補足説明をさせていただきます。

契約金額6億9,000万円の内訳につきましては、設計業務8,000万円、工事管理業務
2,000万円、建設業務5億9,000万円となっており、設計業務8,000万円は、第一
段階と第二段階の基本設計と、第一段階の実実施設計に関する業務です。第一段階とは、およそ
500平米の1棟目の町民交流施設と屋外施設であり、第二段階は、商業交流施設を除く2棟目
の町民交流施設などが対象となっております。

工事管理業務と建設業務は、第一段階に関わる整備費用となります。

契約期間は令和10年3月までとしており、令和10年度供用開始を目指し進めてまいります。

補足説明は、以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 教育課から、議案第28号「工事請負契約の変更契約の締結につ
いて（令和7年度文化会館特定天井落下防止対策工事）」について補足説明をさせていただきます。

本工事の現行契約金額は1億2,518万円であり、今回の請負金額は280万5,000円、
変更後の契約金額は1億2,237万5,000円となります。

今回の変更が生じた理由は、次の2点でございます。1点目は、天井裏ライトゲージ取付けが
不要となったこと、2点目は、舞台設備の養生、仮設間仕切りを石膏ボードからネット状養生
シートに変更したことによるものです。

この減額による変更契約の仮契約を締結したのは、昨年12月25日であり、12月定例議会

に議案として上程できませんでした。その締結から既に2か月以上が経過しており、工事は竣工間近の状況でございます。工事費の支払いにつきましては、昨年6月13日に前金として5,007万2,000円を執行しており、残額は7,230万3,000円となっております。

教育課といたしましては、仮契約締結から一定期間が経過していること、また、残額が高額であることを踏まえ、本日、本案について先議をお願いするものでございます。

変更契約の締結後は速やかに完了検査を実施し、早期に残額の執行を行いたいと考えております。

以上の趣旨をご理解いただき、ご審議の上、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

日程第4. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間とし、議案第28号については、委員会付託を省略し、3月11日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間とし、議案第28号については、委員会付託を省略し、3月11日に全体審議で措置することに決しました。

なお、日程の詳細については、配付しております会期日程案のとおりであります。

ここで、しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時53分休憩

〔全員協議会〕

午前11時55分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時55分散会

令和8年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和8年3月9日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和8年3月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	福永 朋宏君
高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	細田 高広君
都市整備課長	……………	田中 英顕君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	山田 正人君	会計課長	……………	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、西村議員。

〔4番 西村 尚彦君 登壇〕

○議員（4番 西村 尚彦君） おはようございます。それでは、今回通告しておきました、第6次三股町総合計画（後期計画）についてと、令和8年度一般会計当初予算について、質問をしていきたいと思っております。

まず最初に、第6次三股町総合計画（後期計画）について質問をしていきたいと思っております。

皆さんご承知のように、総合計画というのは町の最上位に位置する計画でございます。福祉計画とか教育の計画、都市計画などの計画の本当の基本となるものでありまして、町の将来の目標、施策の大綱を定めてあるものであります。つまり、まちづくりの方向性を示す、行政運営の指針となるべきものと理解しております。

ご承知のように、昨年12月議会に総務委員会に付託されまして、この後期計画の策定が可決されました。総務委員会の中でも、詳しく担当課のほうからいろんな中身に突っ込んで説明があったところなんです、本会議の中では特にやり取りなくて、なかなか内容について浸透しているのかなというところを疑問を持ったところです。

そういった意味も含めて、今回いろんな面から質問をさせていただき、この町の一番最上位の

計画である、まちづくりの指針である総合計画の内容を明らかにしたいという思いで、今回質問をいたしました。

それでは、1番目の質問なのですが、後期計画を策定するに当たり、前期計画の成果をどのように検証したのかを、まずお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいまご質問がございました、第6次三股町総合計画（後期計画）についての①後期計画を策定するに当たり、前期計画の成果をどのように検証したのかとのご質問にお答えいたします。

昨年12月定例会におきまして議決いただきました、第6次三股町総合計画（後期基本計画）につきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間における基本構想を基に、令和8年度から令和12年度までの5年間における基本計画を定めた、本町における最上位計画となります。

後期基本計画策定に当たりまして、担当課による内部評価を行いました。

前期計画では、5つの基本目標、31の施策、158の基本的な方向を定めていますが、内部評価として、基本的な方向それぞれに対する達成状況を、A評価、達成度100%、B評価、達成度75%、C評価、達成度50%、D評価、達成度25%、E評価、達成度ゼロ%の5段階で評価を行いました。

なお、施策の内容によっては、意識の啓発など達成状況を定量的に把握しづらいものもございますが、計画された施策内容の進捗程度や、どの程度実施できたかなどで評価を行いました。

評価結果としましては、A評価が全体の19.4%、B評価が63.7%、C評価が15.3%、D評価が1.6%、E評価はございませんでした。

担当課による評価を基に、委託業者と企画商工課の職員による各課ヒアリングを実施し、前期計画の振り返りを行い、後期計画へどのように反映させていくか協議を行ったところでございます。全体的に捉えますと、おおむね良好に実施できていると評価したところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいまの町長の報告によると、内部評価を行って、Aが100%、Bが75%を合わせても、84%以上でおおむね良好だったというような結果が出たということです。

確かに総合計画を見てみると、具体的な数字を求めるものもあります。先ほど町長が言われましたように、精神的っていいですか概念的な目標もあって、果たしてこれが達成できているかど

うかというところが、なかなか判断も難しいところなんです、当然、行政の指針ということで、これを目標におおむね良好だという結果は受け止めたいと思います。

それでは、次の質問に移るんですが、前期計画もあったと思うんですが、後期計画をするに当たってアンケート調査をされているんですね。これは前期計画のときも、たしかされていたと思うんですが、アンケート調査というのは、町民の直接の感想、まちづくりが今どうだったという結果が出てくると思うんですが、そのアンケート調査を後期計画に向けて行われています。

このアンケート調査の目的が、この後期計画を見ると、これまでの施策の成果を検証するというのと、これからのまちづくりに対する町民の意向を把握するためという目的でやられるというふうに言われています。

ということで、じゃあ、これらの目的が、実際このアンケート調査で何が見えてきたのか、前回と何が違うかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 後期計画策定に向けたアンケート調査で何が見えてきたのか。また、前回調査と違う点があったのかとのご質問にお答えをいたします。

令和6年9月から10月にかけて、無作為に抽出した18歳以上の町民2,000人を対象にアンケート調査を実施いたしました。

三股町の住みやすさに関するアンケートにおいて、「住みよい」「まあまあ住みよい」と回答した人の割合が85.2%であり、前回調査88.8%と比較しますと3.6ポイント減少いたしました。

定住意向についても、「ずっと住み続けたい」と回答した人の割合は60.1%であり、前回調査69.1%と比較すると9.0ポイントの減少となったところです。

要因を分析したところ、住みにくいと感じる理由についての調査回答では、「買物に不便」や「働く場所が少ない」などが上がったところです。

令和6年4月からスタートした「くいまーる」の中心市街地循環コースでは、買物や病院などを中心にコース設定をしており、認知度向上にさらに力を入れる必要性を感じたところです。

また、働く場の創出は、地方創生総合戦略においても重要課題と認識しており、中小企業の振興とともに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町政に対する評価と今後のまちづくりの取組を分析するに当たり、取組項目の重要度と満足度の評価点の相関関係を分布した関係図を作成したところ、重要度が高く満足度が低い、重要改善項目としては、前回調査と同じような傾向が見られ、公共交通や道路、土地利用といった生活インフラや社会保障、障がい者福祉などが上がっております。

また、前回調査との違いにつきましては、中学2年生及び3年生とその保護者651件を対象

に、将来にわたって三股町に住み続けたいか、町外で住みたいか、また、その理由などを調査に加えたところです。

中学生の回答としては、「三股町に住み続けたい」が17.5%、「町外で住み続けたい」が28.6%、「一度は町外に住むけれども、いつかは三股町に戻ってきたい」が48.9%などとなりました。「住み続けたい」や「いつかは三股町に戻ってきたい」と回答した理由としては、複数回答で「暮らしやすい町だから」66.0%と一番多く、次に、「自分が生まれ育った町だから」60.7%、「知人・友人がいるから」48.4%などとなっています。

一方、「町外で住み続けたい」や「いつかは三股町に戻ってきたい」と回答した理由としては、「もっと都会に住んでみたいから」が56.9%、「一人暮らしをしてみたいから」52.0%、「買物や娯楽、遊びの場が少ないから」48.5%となったところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今回のアンケートの件で、ちょっと1つお尋ねしたいんですが、18歳以上の町民2,000件にした場合に、住みやすさ・定住が9ポイントぐらい下がっていると。買物とか働く場所の件があったということなんですが。確かに、都会と比べて地方の不便さが表れている数字かなあと感じたところなんですが。

聞きたいところは、その中学生のアンケートのところなんですが、先ほどありましたように、中学生が、「住み続けたい」「戻ってきたい」というのが66%という数字があったんですが、その保護者のところなんですけども、この表を見ると、保護者が「戻ってほしいと思わない」というのが約6割出ております。これは何か分析されているんでしょうか。子供は、66%は「戻ってきたい」と言っているのに、親が同じように6割は「戻ってほしいと思わない」というのが、何かギャップがあるのかなと思ったんですが、もしその辺、分析があれば教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

西村議員ご指摘のように、保護者に対するアンケート結果につきましては、子供たちにとっての三股町、三股に戻ってきてほしいと思うかということで、「思わない」というのが59.1%でございました。「戻ってきてほしいと思う」人が36.4%でございます。

それで、直接、保護者のアンケートの中に、どういった部分が改善されれば戻ってきてほしいかというところは正直ないのですが、生徒に対するアンケートの中では、やはり一番、仕事・職場が確保できない経済的な理由というのが見えてきておまして、将来の暮らしについて感じる不安というところがございます。そこの将来の暮らしについて不安を感じるものが一つ、一番大きいのが仕事のことでございまして、62.8%の方が不安を持っていると。そして、お金のこ

とというのが2番目で54.9%が不安に感じているというものが中学生アンケートから見えております。

保護者の回答ではないのですが、生徒自身が何に不安を持っているかっていうのが仕事またお金というものが1番、2番というようなところで、やはり、経済的な理由が一番大きいのかなあというふうに分析をしているところです。

回答は以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。今のアンケートの言われたように、仕事等というのがやはり地方にとっては大事な事かなあと、その辺からやっぱり、施策の展開にきっかけとか、そこがポイントになって、地方にとってはどういう施策を取ったら人口が減らないのかというのにつながるんじゃないかなと思います。

それでは、次の3番に移りたいと思うんですが、後期計画の策定に当たって、前期計画から変更した点があるかどうかをお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 後期計画に当たり、前期計画から変更した点があるのかとのご質問にお答えをいたします。

後期計画策定に当たり、主な変更点は4つございます。

1つ目は、総合戦略を包含した総合計画としたことです。両計画を一体的に策定することで、将来像から重点施策までを統合的に整理し、施策の連携や優先順位の明確化を行いました。

2つ目は、前期計画では設定していなかった基本目標ごとの数値目標を設定したことです。各基本目標に対して具体的な数値目標を設定し、成果の見える化を確立することで、進捗管理しやすく、効果的な政策推進につなげてまいります。

3つ目は、最新の社会潮流を反映したことです。社会や技術が急速に変化する中、デジタル化や脱炭素、外国人労働者、関係人口の喪失、官民連携による事業などの新たな施策に対応する必要から、後期計画では、これら最新の社会潮流を踏まえ、DXの推進やカーボンニュートラルの実現に向けた方向性を明記し、地域の持続可能性を高める取組を反映させました。

4つ目は、基本目標を見直し、施策の平準化を図りました。基本目標の構成が、分野ごとに内容や分量にばらつきがあったため、計画全体のバランスを考慮し、より分かりやすい体系へと再構築を行いました。

以上の変更を行い、より効率的、戦略的な行政運営につなげていくこととしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 大きな4つの変更点があったということなのですが、確かに12月の総務委員会の中で、総合戦略と一緒にになったということで整理をされたということで、前から感じていたんですが、まち・ひと・しごと総合戦略と総合計画の内容が本当にダブっているところがあるなあというのは感じたところです。そこが一緒にになったというのは、非常に評価をしたいと思っているところなのですが。

その中で1つ感じているのが、最近のこの時代の社会潮流の繁栄というところですね。デジタル化とか関係人口創出、官民連携というのが、必要が迫っているということですね。

この辺を反映させたということなのですが、例えば、具体的にこういうところが反映されましたよというのがあれば、参考に教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 西村議員、これは4番目ということによろしいでしょうか。

○議員（4番 西村 尚彦君） そうです。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、具体的な施策で、新たに追加した施策があるのかとのご質問にお答えをいたします。

新たな施策としては、基本目標4「活力ある未来を拓く、持続可能で強靱な産業のまちづくり」において、前期基本計画では4つの施策を掲げておりましたが、後期基本計画では施策を1つ追加をしております。

内容としては、中小企業・小規模企業の支援を創設し、商工業にまたがる内容として、事業継承の推進や農商工連携による生産性の向上とブランド化などを一体的にまとめた、持続可能な地域産業基盤の構築という施策を追加したものです。

また、前期基本計画では、基本目標1の施策である「持続可能な循環型社会の形成」につきまして、環境教育の充実を追加し、名称を「持続可能でカーボンニュートラルな社会の実現へ」と変更し、同じく基本目標1の施策である「安心・安全で豊かさを実感できるデジタル社会の推進」について、住民サービスのデジタル化を追加し、基本目標5として施策の名称を「庁内におけるデジタル実装の推進」と変更をいたしました。

回答は以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員、節目が変わるときは必ずそれを言ってくださいね。

○議員（4番 西村 尚彦君） すみません。

確かに、今言われたところを、私は今回の一般質問に当たり、後期計画とこの前の前期計画をかなり比べていろいろ見たんですが。

言われたとおりになっているんですけど、これが、要するに後半の質問に当たるんですけど。来年度の一般会計予算になるんですけど。

当然、基本構想、基本計画があり、実施計画が予算に反映されるということで、じゃあ、この項目はどこに反映しているのかと突合していったんですけど、なかなかこれが難しいと。多分、内部にはそういう対照表があつてあるんでしょうが、そこが難しいなあと思ったところです。

それで、先ほど言ったように、何か今回の後期計画では目標数値とかいろいろなのが出てきて、非常に前期と比べると分かりやすくなっているなというふうに感じがしたところですが、そういったところでもかなり読みやすくなったと感じているところなんですけど、次の質問に移ります。

⑤番です。今回のこの計画について、審議会委員の意見やパブリックコメントにはどのようなものがあったのかをお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 審議会委員の意見やパブリックコメントはどのようなものがあったのかとのお質問にお答えをいたします。

三股町総合計画審議会は、昨年の7月、10月、11月と3回にわたってご審議をいただきました。

委員の皆様からは、「人口減少社会の中で行政ができることは限られる。よりターゲットを絞った目標設定が実現性を高めるのではないかな」とか、「計画期間が10年というのは長いのではないかな。社会の変化に即応できるのか。もっと細かく見直しを図るべきではないかな」とか、また、「このような計画をどれだけ町民が知っているのか。もっとPRをしてほしい」とかのお声をいただきました。

パブリックコメントについては、ご意見がなかったところです。

委員からいただきましたご意見は真摯に受け止めて、反映できる部分は反映しておりまして、また、反映できない部分については、今後、後期計画の中に反映できる部分を検討していきたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今、その審議委員の意見の中で、「町民がどれだけ知っているのか」というところが、やっぱり一番大事なところかなあと思います。役場の仕事の中にも、確かにこの総合計画を意識しながら、こういう予算編成をやったりしているのがどれだけあるのかというのも難しいところだと思います。

やはり、町の最上位の計画であり行政の指針ということを含めて、これを、もちろん職員の皆さんもそうなんですけど、町民の皆さんにも周知していくというのが非常に大事だと思っておりますので、そこについては、また何らかの方法で、こういう総合計画を審議するような会がも

しあればいいんじゃないかなというように感じております。

それでは、前半の最後の質問項目に入るんですが、⑥番になります。まちづくりの基本理念や基本目標は前期計画と変わらないと思うが、時代の変化を踏まえ、今後のまちづくりについてどう考えているかをお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） まちづくりの基本理念や基本目標は前期計画と変わらないと思うが、時代の変化を踏まえ、今後のまちづくりについてどう考えているのかとのご質問にお答えをいたします。

令和2年度に第6次三股町総合計画を策定し、その基本構想に掲げる「自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股」という将来像を目指して、これまでの5年間、町民と行政が一体となり、協働によるまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、前期基本計画の策定から5年が経過する中で、社会情勢は日々変化しており、本町を取り巻く環境や諸課題は、大きくさま変わりしています。

特に、災害の激甚化・頻発化による地域防災力の向上といった、災害に強いまちづくりの必要性が一層高まったほか、加速する人口減少への対策として、出生率の維持や移住促進の強化に取り組むことが喫緊の課題となっております。

また、行政サービスのデジタル化に加え、様々な分野でのデジタルトランスフォーメーションの推進、脱炭素社会への対応、そして、多様な分野における人材の確保・育成など、重要かつ緊急度の高い新たな課題も生じています。

さらに、新型コロナウイルス感染症による社会変動により、これまでの日常が大きく変わりましたが、こうした変化に柔軟に対応しながら、町民の皆様と共に課題を共有し、対話を重ねつつ、よりよい町を創造していかなければなりません。

このような状況を踏まえ、前期基本計画の基本理念や目標を継承しつつ、今回、新たに重点目標として、第3期三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略を組み込んだ、後期5年間の具体的な施策を示す後期基本計画を策定しました。

この重点目標、総合戦略では、地域の特徴や強みを最大限に生かし、多様な課題に対応する包括的な戦略として位置づけており、人口減少対策にとどまらず、高齢化の進展や若者の流出といった課題を一体的に取り組むことで、持続可能で活力あるまちづくりを目指してまいります。

こうした施策を通じて、「自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股」の実現を目指し、町民一人一人が自らの町の未来をつくる主役となれるよう、町民のウェルビーイングの向上に努め、全力で取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。確かに、もう今どこの地方自治体にとっても、この少子高齢化と人口減少というのは、避けて通れない問題だと思います。この前、新聞にも載っていましたが、2050年の生産人口年齢が減っていくというのも出ていましたし、どうしても都市部への一極集中というのが避けられない状態です。

そういった中で、やっぱり、この人口減少対策と地域活性化対策というのが非常に重要になってくるんだなと思っております。これまでのとおり行政主体でやってきたまちづくりが、本当に町民と一体となってやらないといけない時代に来ているのかなというふうに考えております。ありましたように、デジタル化もどんどん進んでいきます。非常に便利になってくるんですが、そういった一方で、やはり、高齢者は取り残されたりする方もいらっしゃいます。

本当に行政はどっちも救っていかないといけないという立場にありますので、そういったところも含めて、今後、議員としてもその辺を提言しながら取り組んでいかないといけないというふうに感じたところです。

それでは、次の事項の質問に入りたいと思います。

それでは、続いて令和8年度の一般会計当初予算について質問をしていきたいと思います。

まず最初に、質問項目の1番なんですが、今回の令和8年度の当初予算、どのような予算編成を基に予算を組まれたのか、また、総合計画の後期計画が始まる最初の年の予算となるが、新年度予算の特徴もしくはポイントについてお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） どのような予算編成を基に予算を組まれたのか、また、総合計画の後期計画が始まる最初の年の予算となるが、新年度予算の特徴もしくはポイントはというご質問にお答えしたいと思います。

令和8年度の当初予算編成におきましては、第6次三股町総合計画（後期計画）の初年度となることから、前期計画の実績を踏まえつつ、目的達成への推進期と捉え、創意工夫を凝らした施策を展開していくこととしております。

また、行財政改革の継続、さらなる財政の健全化、持続可能な町財政構造への転換に努め、社会情勢の変化や多様な行政需要への対応を図るため、中長期的視点に立ち、限られた財源の効率的な配分に努め、真に必要な事業の精選を行ったものでございます。

事業の精選、予算額につきましては、総合計画に照らし、主要事業においては、令和8年度からの3か年実施計画の事務事業評価や負担金審議会にて審議し、特に物価高騰や人件費上昇に見合う上昇率を反映して算定したところでございます。

予算規模につきましては、昨年度、当初予算に対し1.0%、1億5,000万円の減となる

144億1,000万円となったところでございます。

今回の予算の特徴についてでございますけれども、歳入におきましては、投資的経費の減により、町債が5億2,860万円の大幅な減となっていること、また、繰入金自主財源構成費の30.5%、前年度が27.5%でございましたので、3.0%の増となったところでございます。

歳出におきましては、経常的経費、義務的経費が増となり、大規模な整備事業の皆減により、投資的経費が大幅な減となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、次の第2になるんですが、具体的にいろいろ聞きたいと思います。

そこにありますように、少子高齢化や人口減少、人手不足、また物価高騰や人件費の上昇が続く現在、予算編成にどのような影響があったかということで、まず最初、（ア）なんですが、人件費についてお尋ねしたいと思います。

ご承知のように、昨年12月議会なんですが、約1億円近い人件費の補正がありました。それで当然、人件費ですから、1年こっきりじゃなくてずっと続いていくんですね。一般社会でも大きい企業なんかで、新人の初任給が30万だ、40万だと言って人件費がどんどん上がっております。ところが一方で、中小企業とか小さい企業においては、そんな人件費は上げられない。

やっぱり、そういう状況の中で、町の予算で約1億円近い人件費が上がったというのを考えると、これは単年度だけじゃなく、ずーっと続いていくわけですね。果たしてこれがどんどん人件費の上昇が続く中で予算にどのような影響があるのかというのが疑問なんですが。

まず、（ア）です。人件費について、令和7年度当初予算に比較してどう変わったのか。また、その要因をどう分析しているのかをお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 少子高齢化や人口減少、人手不足、また、物価高騰や人件費の上昇が続く現在、予算編成にどのような影響があったのかということで、全体的な考え方について申し上げたいと思います。

まず、歳入面についてなんですけれども、人口の減少に伴い、町税、収入の大幅な伸びは期待しにくい状況でありますけれども、賃上げをはじめとする所得の増加や顕著な設備投資を背景とする緩やかな経済成長が見込まれることから、個人住民税や固定資産税の増を見込んでいるところでございます。

また、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税は、昨年度の地方財政計画を上回る見込みであり、増額としたところでございます。

歳出面におきましては、高齢化の進展により社会保障関連経費が増加傾向にあり、加えて、物価上昇により光熱水費や委託料が増しており、さらには、人事院勧告を踏まえた人件費の増加も見込まれることから、義務的経費の割合が高まり、財政の弾力性は低下しつつあります。

このような状況を踏まえ、予算編成におきましては、事業選択を厳選すること、デジタル化や業務改革による効率化を進めること、国・県の補助制度を最大限活用すること、将来負担を見据えた起債管理などに配慮し、予算を策定したところでございます。

ご質問の、まず、人件費についてでございますけれども、令和7年度当初予算と比べた人件費の状況と要因分析についてお答えいたします。

人件費は22億1,107万1,000円、歳出予算構成割合の15.3%を占めております。前年度比5.2%、1億889万6,000円の増となっているところでございます。

増額の主な要因は、職員及び会計年度任用職員の定期昇給の増額に加え、人事院勧告に伴う増額によるものでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 定期昇給等による人件費の増ということなのですが、じゃあ、この人件費というのは、もう今後も、この額を維持せざるを得ないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 国のほうの地方財政計画でもなのですが、この人件費という部分については、公務員としてすれば人事院勧告、こちらの影響が一番大きいものでございますけれども、見通しとしましては、令和8年度もそれなりの人件費は上がる、人事院勧告の増の勧告があるんじゃないかというところ。

それとあと職員の構成、年齢も含めてなんですけれども、ほぼ例年と変わっておりませんので、同じような昇給、そして人勧による人件費の増というのは、また見込まれます。

また会計年度任用職員数も相当数いますので、その辺の、特に人事院勧告については、位置づけしている1級、2級、この若い世代の位置づけのところ非常に上がり幅が大きいということもありますので、その辺を考慮しますと、また令和7年度と同じような人件費の伸びが見込まれるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） そうですね。人件費は、人数が変わらない限りは昇給もありますし、人勧もありますし、ずっと増えていくというふうに理解をしました。当然、退職者が多く新

しい若い人たちが入ってくると、給与構造はちょっと変わるでしょうけども、大きい人事の異動がない、同じ人間だったら、やはり、人件費は膨れ上がるばかりかなというところを心配しているところですよ。

それでは、続いて（イ）になるんですが、同じく物件費です。この物件費っていう中には委託料等もあり、委託料の中には人件費も入っていると思うんですが、これも人件費の影響があるんじゃないかなというふうに思っております。

ということで、物件費について、令和7年度の当初予算と比較してどう変わったのか。また、その辺の物件費の中の人件費が影響するかどうかも含めて、その要因の分析をお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 令和7年度の当初予算に比べた物件費の状況とその要因分析についてお答えしたいと思います。

物件費は、23億6,816万6,000円、歳出予算構成割合の16.4%を占めており、前年度比5.8%、1億3,042万6,000円の増となったところでございます。

増額の主な要因は、委託事業の人件費の増や物価高騰の影響が考えられます。

なお、先ほどもちょっと触れましたけれども、人件費の増の部分、物価高騰も含め算定におきましては、前年度に比べまして7.5%の増の積算で予算編成を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 7.5%の増ということで、やっぱり大分増えているなあと思っ
ているところです。

それでは、続いて扶助費なんですが、扶助費自体は、ちょっと減っているような感じなんです
が、この比較また分析をお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 次に、扶助費の状況と要因分析についてお答えしたいと思います。
す。

扶助費は、45億3,691万2,000円、歳出予算構成割合の31.5%を占めており、前
年度比1.6%、7,404万8,000円の減となっているところでございます。

減額の主な要因は、昨年度実施しました定額減税補足給付事業の反動による減が大きいものと
考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 定額減税による分が大きかったから減ったということは、私の認

識では、少子高齢化が進みますので、扶助費っていうのはどうしても多くなってくるのかなって
というような認識でいたんですが。じゃあ、定額減税がもしなければ扶助費も増えていたという認
識でいいんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 金額的に比べたときに、前年度と比べたというところがあって、
それに比べたときに一番大きかったのがこの定額減税補足給付金、この事業が大きかった、その
分がなくなったというところで、若干減になってはいるんですけども、扶助費自体は、やはり、
その一時的なものを除いて考えれば、ほぼ横ばい、若干微増というようところで推移している
というふうには思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。やはり、人件費についても、物件費についても、
扶助費についても、だんだん増えていくというような傾向にあるというふうに感じております。

それでは、続きまして繰出金なんですが、繰出金についての比較と要因についてお願いいたし
ます。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 繰出金の状況と要因分析についてお答えいたします。

繰出金は、11億1,167万円、歳出予算構成割合の7.7%を占めており、前年度費
1.3%、1,466万8,000円の減となっております。

減額の要因は、5つの特別会計のうち、国保特別会計が725万9,000円、介護保険特別
会計が1,069万6,000円の減額となっておりますが、減額の大きい介護保険特別会計にお
きましては、人件費及びシステム標準化関連事務費の減額によるものでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 人件費がこっちは減っているんですね。人数の変更があったのか
どうか分かりませんが。分かりました。

それでは、続いて③番になりますが、義務的経費、経常的経費、投資的経費は、令和7年度当
初予算に比較してどう変わったか。また、今後のこれらの経費の割合はどうなると考えているか
についてお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 義務的経費、経常的経費、投資的経費は、令和7年度当初予算
に比較してどう変わったのか。また、今後のこれらの経費の割合はどうなると考えるのかとのご

質問にお答えいたします。

令和7年度に比べ、義務的経費が0.7%、5,515万5,000円の増、経常的経費が6.7%、3億4,214万円の増、投資的経費が27.2%、5億4,729万5,000円の減となっております。

経費別にみますと、義務的経費は、定額補足給付事業の反動減により補助費が約7,405万円の減となったものの、職員、会計年度任用職員の人件費、約1億889万6,000円の増、昨年度実施分の脱炭素化推進事業や、総合文化施設の特定天井耐震改修事業に伴う町債の償還が始まったことによる公債費の増によるものです。

経常的経費は、小学校給食費の無償化に加えて、物価高騰対策として実施する、生活者等支援水道基本料金免除事業や介護保険施設等原油価格物価高騰支援金などにより、扶助費等が1億7,263万円の増、放課後児童健全育成事業の増に加え、委託事業の人件費の増や、物価高騰の影響による物件費が1億3,042万6,000円の増、さらに、公共施設の老朽化に伴う修繕の増により、維持補修費が3,947万2,000円の増によるものでございます。

投資的経費は、道路、公園などの周辺整備を含めた交流拠点施設整備や、小・中学校体育館及び多目的スポーツセンターの空調設置などにより増となったものの、昨年度実施しました総合文化施設特定天井耐震改修事業2億5,900万円や市郡医師会病院心臓・脳血管センター整備事業1億4,300万円の皆減に加え、元気の杜の太陽光発電整備などの脱炭素化推進事業、前年度に比べまして2億3,400万円の減や、地域医療介護総合確保基金事業、前年度に比べ1億5,300円の減などによるものでございます。

次に、経費の割合についてであります。令和4年度からの伸び率、予算構成割合の推移から、義務的経費では、伸び率は前年度と対比して毎年度伸びており、構成割合では、義務的経費が51%から55%の間、経常的経費が、約35%から39%の間で推移しております。

また、投資的経費では令和7年度に総合文化施設特定天井耐震改修事業等の大型事業があり、令和6年度対比139.5%の伸び率となりましたが、令和8年度は、令和6年度対比74.2%の伸び率となり、直近の構成割合は約10%から14%となっております。

また、見通しとして義務的経費と経常的経費は人件費の上昇、物価高騰及び国の施策的拡充等から、さらなる増額が見込まれます。

一方、投資的経費は交流拠点施設整備事業や脱炭素化推進事業などが年次計画されているほか、公共施設等総合管理計画の基本方針に沿った個別計画によるインフラ整備や公共施設等の整備により、年度ごとに大きな予算変動が考えられます。

このことから、投資的事業の事業計画によっては義務的経費、経常的経費の予算構成割合は大きく変動していくことが予測されるものでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 終わりですか。終わる。

○議員（4番 西村 尚彦君） あと1回、一言いいですか。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 義務的経費、経常的経費が増えていくという話でした。ありましたように、投資的経費が、大型事業がなくなったわけで大分減っているということなんです、その投資的経費の総合文化施設の天井とか脱炭素化が、今度は公債費が出てくるということで、なかなか難しいなあと思っているところです。

投資的経費をどんどんやって町内に経済を回すっていう観点でいくと、非常にこれは町の活性化につながると思うんですが、当然、その償還が出てくると、今度は義務的経費が増えてくる。だから、果たしてどこをどうやるのがいいのかなっていうのは、なかなか難しい問題でありまして、冒頭ちょっとありましたように、例えば、繰入金が増えたりして基金等が減っていくという状態も出てくるんじゃないかなあと思っております。

そういった中で、適正なこの3つの経費の割合というのは、当然、義務的経費、経常的、少ないほうが弾力性があるということですので、その辺を目指すものでありますし、議会としてもチェックが必要かなあと思っております。

それでは、一旦ここで終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 50分を過ぎましたので、これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） 皆さん、こんにちは。

令和8年1月12日、第16回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会で、町村の部で三股町が4連覇をいたしました。あくる日、13日、櫛田地区で野菜を販売しているところで米田監督と会いました。「もう最高にすばらしかった」と言われておりました。

そしてまた、25日に行われた、パノラマまらそん、すばらしい天気の下、大会運営協力者750名の下に、非常に盛り上がったんじゃないかと思っております。

これからもみんなで町民参加の下、三股町を大いに盛り上げていただきたいと思っております。

今回の質問につきましては、町税について、農業について。農業については、農地について、畜産について。畜産については、宮崎牛の素牛について。そして、第6次三股町総合計画の中で、令和8年度の計画について質問をしていきたいと思えます。

12月は、町税等納付推進強化月間でした。町税などの収納状況、差押え状況などについて、町からの知らせがありました。そのような中での資料に基づいて質問をしていきたいと思えます。

税金については、税務財政課に特別収納対策係ができてから収納率が上がっているというような状況であります。町税の収納率につきましては、現年度プラス過年度とあります。

収納率につきましては、平成から令和にかけて収納率が大幅上がってきております。収納率につきましては、令和3年度94.24%、4年度94.15%、5年度93.93%と、6年度93.39%と町税の収納率が減少しているような状況であります。このようなことで、この減少しているのはどのようなことかということで、まず伺っていきます。

あとは、質問席にて質問をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町税につきまして、町税の収納率が令和4年度94.15%、令和5年度が99.93%、令和6年度が93.39%ということで、この令和4年度から減少している原因はというご質問にお答えいたします。

町税の収納率の推移については、令和6年度の決算を踏まえまして、昨年12月1日号の回覧にてお示ししたところであります。

詳細につきましては、税務財政課長のほうから回答させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） それでは、詳細について回答をさせていただきます。回答につきましては、本日お手元にお配りしております資料を基に説明をさせていただきます。A4の横で書いたグラフと表でございます。

令和6年度決算における各町税の全体収納率について申し上げます。

まず初めに、個人町民税につきましては95.85%、前年度比0.49ポイントの減。次に、法人町民税は99.83%、前年度比0.06ポイントの減。3つ目、固定資産税は96.51%、前年度比0.19ポイントの減。4つ目に、軽自動車税96.43%、前年度比0.08ポイントの減。全ての税におきまして、前年度の収納率を下回っており、町税全体収納率は96.36%、前年度比0.29ポイントの減となったところであります。

また、国民健康保険税の全体収納率は81.24%、前年度比0.99ポイントの減であり、国民健康保険税を含む町税の全体収納率は93.39%、前年度比0.54ポイントの減となつたと

ころでございます。

平成24年以降、年々、収納率の増加で推移してきましたけれども、令和4年度以降、減少に転じております。

国民健康保険税を除く各税の収納率は微減であります。国民健康保険税は、令和2年度以降減少に転じ、令和6年度は、令和4年度比2.53ポイントの減少、令和5年度比0.99ポイントの減少と、他の税に比べ減少幅が大きいことがうかがえます。

全体収納率の減少の要因としまして、税務署の所得税調査による多額の追加徴収額の影響や、国民健康保険税では、被保険者の就労形態の変化や世帯の高齢化、さらには、マイナンバー制度移行に伴い滞納額を徴収する機会が減るなどの影響があると考えているところでございます。

さらに、今後は、外国人労働者の増加に伴う未徴収額の増加を危惧しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 以前にも、ちょっと質問した経過があるわけですがけれども、所得税調査による追加徴収額等の影響、マイナンバーによる影響、これから先は外国人労働者による、危惧しているちゅうようなことですがけれども。

やっぱりそういう状況から、外国人労働者ちゅうのは、どういう面が危惧されている状況かかっていうようなところは、つかんでいらっしゃるわけですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 外国人労働者につきましては、結構、短期就労形態が多くて、例えば、当年度分の税分について来年が課税されるわけなんです。その時点にはもう帰国しているとかそういったところで、直接本人から税収を得られない状況が発生し得る。今年度においても数件、そういった事案が発生しているというような状況でございます。そういったところは、ちょっと危惧しているというところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） どういうところがどうだっというような点は、もうちゃんとつかんでいらっしゃるわけですので、これから先、あまり減少しないようにやっていただきたいと思っております。

続きまして、町税の滞納繰越額について伺います。

町税の滞納繰越額については、年度を超えて滞納となっている額のこととあります。

令和5年度の滞納繰越額が1億8,883万6,299円であります。令和3年度まで同じような金額が続き、令和4年度1億5,589万6,992円、5年度1億6,003万8,591円、

6年度1億6,742万323円、7年度1億7,523万758円であります。5年度から6年度に約700万、6年度から7年度に781万435円滞納額が増えております。5年度から7年度に1,492万2,167円増えているわけですけれども。

質問につきましては、6年度1億6,742万323円、7年度1億7,523万758円ということで781万435円増えているということで、このことについての原因っていうのはどのようなことかということで質問しております。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 滞納繰越額が昨年度より増えているが、その要因はとのご質問についてお答えいたします。

まず、回覧広報にお示した年度ごとの数値は、前年度決算により次年度へ繰り越した額を表しております。令和7年度の数値は、令和6年度決算により繰り越した滞納額となっております。

平成24年以降、年々、滞納繰越額の減少で推移してきましたが、令和5年度以降増加している状況となっております。令和7年度は、前年度に比べ781万435円の増となっております。

また、全ての税において前年度に比べ増加していますが、滞納繰越額の増加分の構成割合で見ると、国民健康保険税が49.8%、388万6,301円となっております。

主な要因としまして、先ほどの質問にお答えしましたように、収納率の減少要因のほか、分割納付の割合が増えている背景から、物価高騰や離職者の増加などが影響しているものと思われま

す。特に、先ほど内村議員のほうからお話がありました税務署の所得税調査、これによる追加税額でございますけれども、こちらが、令和4年に追徴となった分が約1,260万円、令和6年に追徴となった分が約210万円と、この額が非常に大きいというふうに考えております。

今後の滞納者の対応としましては、さらに引き続き、広報、啓発、督促、催告、差押えや分割納付、納税相談等を通じまして、滞納者の状況に応じた対応を継続していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） やっぱり、税務署によるそういう税調査っちゅうのが影響しているっちゅうことですが、このことについては、なかなか難しい状況であります。町税の差押え等の件数についても、令和4年度が346件あります。1,244万5,305円。5年度が239件、560万6,741円。6年度が245件、675万3,511円。7年度が152件、334万7,516円と、大分少なくなっておりますけれども。

以前に質問したときに、払ってもらえるんならいいんだけど、悪質な滞納者といいますか、やっぱり、そういった人たちが、払えるのに払ってもらえないちゅうようなことが問題だというようにも言われております。そういう方には、タイヤにロックをすとかいうようなことも、前ありました。

この中で、先ほど課長のほうから答弁があったんですけども、分割滞納とかいろいろあるということでもあります。

なかなかこのことについては、いろんな状況がありますので、滞納者に応じた対応を継続していくということでもありました。このことについて、回覧等にも「自主返納の町を目指します」とあります。本町は、期間内に納めていただければと思います。

これで、この町税についての質問は終わります。

次についてですけども、相続未登記の農地についてということで、遊休農地、今後の対策ということで伺っております。

令和5年8月の調査で、24.56筆、197ヘクタールとなっているとありました。その中で、農業委員会では、農業委員、農地最適化推進員が、遊休農地、相続未登記の農地に向けたことに努めているということでもありました。

また、民法、不動産登記法、所有者不明土地関係の改正によりして、令和6年4月から改正されるということでもありました。

農業委員会では、相続義務化について窓口等で啓発、周知等を行っているということでもある、考えているということでもありました。

なかなかこのことにつきましては、スムーズに行かない面もあろうかと思えます。難しいと思えます。

このような中で、本県では、農業委員会を支援する県農業会議が行われまして、県司法書士会と連携協定を結んだということでもあります。この内容について、どのようなことか伺っていきたいと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 農地について、所有者不明農地が増え続けているため、昨年、相続登記は義務化された。本県では、県農業会議と県司法書士会との間で連携協定を結んだが、その内容はとのご質問について、農業委員会事務局長としてお答えいたします。

一般社団法人宮崎県農業会議と宮崎県司法書士会は、市町村及び市町村農業委員会の所有者不明農地を解消する取組の支援を目的に、令和7年12月16日に所有者不明農地の解消に関する相互連携協定を締結いたしました。

この相互連携協定の内容は4項目あり、1つ目に、所有者不明農地の解消に向けた支援。2つ

目に、農地利用の推進と農業者の相続、事業承継等の支援による所有者不明農地の発生防止。
3つ目に、連携・協力に必要な情報の適切な共有と協力体制の整備。4つ目に、その他目的達成に寄与する事項となっているところです。

今回の連携協定締結により、市町村や市町村農業委員会が専門知識を有する司法書士会の助言を受けながら、相続権者の探索や相続関係説明図の作成作業を円滑に進められる体制の整備を進めていくこととなっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 4項目あって、これから農業委員会とか最適化推進員がやる中で、やっぱり、非常にやりやすくなっていくんじゃないかと思っております。遊休農地とか相続荒地とかいろいろありますので、こういうのがあまり出ないように努めていただきたいと思います。

その中で、続きまして畜産について伺います。

畜産については、和牛の子牛、宮崎牛の素牛になります。

令和2年、3年とコロナ禍の影響で、非常に外食産業とかいろいろ影響が出ました。その中で牛肉の消費が低迷して、和牛子牛価格は暴落しました。飼料価格は高騰し、生産農家、肥育農家に大打撃を与えました。最近の状況につきましては、価格が高くなっているようです。

そのような中で、この状況を知りたいと思ひまして、今回の質問に上げました。

その中で、県内には7つの市場があります。都城、小林、串間、宮崎、児湯、延岡、高千穂があります。7つの市場で県全体の和牛繁殖生産者数、市場取引頭数、平均価格（雌、去勢）、令和3年から7年までの状況ということで、どのようなかということを質問事項に上げております。どのような状況であるか質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 畜産（和牛子牛）について。（ア）令和3年度から令和7年度までの県内7市場の県全体の和牛繁殖生産者数、市場取引頭数、平均価格（雌、去勢）の状況はとのご質問について、お答えいたします。

提出いたしました資料1にありますように、宮崎県全体の令和3年度の生産者数は4,940戸、市場取引頭数は5万1,877頭、雌の平均価格は62万7,926円、去勢の平均価格は72万9,427円でありました。

令和6年度には、生産者数は4,000戸に減少し、市場取引頭数は5万1,039頭となり、雌の平均価格は44万6,498円、去勢の平均価格は52万7,153円となっております。

令和7年度は、生産者数はまだ公表されておませんが、市場取引頭数と平均価格につきまし

ては、令和8年1月までの速報値となりますが、市場取引頭数は4万227頭、雌の平均価格は64万7,626円、去勢の平均価格は73万7,061円と、令和6年度と比較して、市場取引頭数は約1万頭近く減少しており、平均価格は雌、去勢とも20万円ほど高くなっている状況でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、課長のほうから、3年度から7年度まで、生産者数、頭数、平均価格をいろいろ説明してもらいましたが、やっぱり、生産者戸数が大分減っております。そしてまた、頭数も大分減っております。1万頭減っておりますね。

今年に入りまして非常に高くなっているわけですがけれども、昨日の児湯の市場が、雌が、平均が80万近くしております。去勢が90万ぐらいしています。やっぱり。

この中で、私もある程度のごことは把握しているつもりですがけれども、改めて伺いますけれども、価格が上昇しているちゅうようなことは、その理由というのはどのようなことか、今後の見通しについて、まずはどのようなことか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） これ、（イ）やな。

○議員（10番 内村 立吉君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 価格が上昇している理由と、今後の見通しはとのご質問について、お答えいたします。

令和7年10月から令和8年1月まで平均価格が毎月上昇しておりますが、要因といたしましては、農家戸数の減少による取引頭数の減少が主な要因と思われれます。

今後、全国的に見ても、高齢化や後継者不在により、農家戸数減少による取引頭数の減少が続くことが予想されておりますので、子牛価格の大幅な下落はないと思われております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） なかなかすぐには、これは頭数も増やそうとかいろいろできないわけですがけれども、今後の見通しちゅうことで、このことに対して、何か取組事業があったら教えていただきたいと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 本町では、この飼養頭数の維持に向けた取組といたしまして、優良家畜導入事業や畜産生産性向上事業というものを実施しております。

内容といたしましては、優良家畜導入事業では、繁殖農家向けに郡品出品牛の導入支援であっ

たり、母牛の淘汰・更新を推進するメニューを設けております。

また、畜産生産性向上事業では、夏場の畜舎内の温度を下げるための細霧装置の設置支援であったり、分娩や発情のタイミングを知らせてくれる繁殖牛の監視装置などの支援を行っているところ です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろ支援があると思いますけれども、三股も、やっぱり昔から「三股の牛はいい」っち言われておりましたので、やっぱり畜産を代表するすばらしい人たちがいらっしゃいますので、この面もいろいろと取り組んでいただければと思います。

それでは、全国和牛能力共進会のことについて伺います。

4大会連続で、宮崎県は内閣総理大臣賞に輝いております。そのような中で、島根、鳥取、長崎大会の和牛枝肉の部で、蓼池地区の福永昇さん、透さん親子が2代にわたってチャンピオンを獲得しております。来年8月北海道で、和牛能力共進会が行われます。

この中で、県内の予選を勝ち抜いていかなければ選ばれません。選ばれないわけにいかないわけです。

肥育期間につきましては、18か月から20か月になります。

これから素牛の選定となっていくわけですが、本町からまたぜひ、本町にはすばらしい肥育農家もいらっしゃいます。その中で、本町から代表牛として出してほしいと思います。

その中で、この取組について本町はどのように取り組んでいるかっていうことで伺っていきます。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 畜産（肉牛）について。全国和牛能力共進会が来年8月に北海道で行われるが、本町の出品者、出品牛の取組はとのご質問について、お答えいたします。

令和5年度から、北海道全共に向けて、本町を含むJAみやざき都城地区本部、都城市及び県などの関係機関で組織された和牛共進会出品対策協議会を通じて、本地域からの全共出品に向けた事業を行っているところでございます。

現段階では、都城北諸地域から枝肉の部の出品候補者4名のうち1名が本町から選ばれております。また、枝肉の部の出品素牛となる1頭が、本町から選ばれているところ です。

令和8年度には、都城地域家畜市場において宮崎県プレ全共の開催も計画されており、今後も引き続き、種牛の部——繁殖雌牛の部門ですね——の候補牛の支援も含め、和牛共進会出品対策協議会を通じて、本町からも出品、支援事業を展開する計画でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 都城地区から4名の中で、1名が三股町から選ばれているわけですね。それで、あと出品素牛1頭がまたその中で選ばれているわけですね。それをまた勝ち抜いていかなければいけないわけですね。北諸・都城予選があつて、宮崎県のまた予選があつて、その中で勝ち抜いていって、それを勝ち抜くってというようなことですね、出品牛のあれを。

だから、やっぱり今からいろいろな取組、どこも一生懸命に取り組んでいくと思いますけれども、その中で、やっぱり三股町も、そういうふうにしていろんな面が出たら、またそういうふうに入賞されたりしたら、プラス効果が素晴らしいと思いますので。ふるさと納税とかそういうようなこともまた改めて、そういう三股町という注目を集めますので、ぜひ確保していただければと思います。そういうことをですね。

参考に言わせていただきますけど、大分県が6区から8区に出品する候補牛を選ぶ臨時市場を開いております。69頭が出品されて、65頭が競り落とされております。その中で8頭が、やっぱり出品牛として選ばれるようです。

やっぱり、どこの地区も、これは地区から選ばれて県大会になっていくわけですがけれども、その辺も、三股町もまた改めてぜひ出していただければと思います。バックアップをよろしく願いたいと思います。

続きまして、最後になりますけれども、第6次三股町総合計画ということで伺っていきます。

町営住宅簡易平屋団地解体事業についてであります。

長寿命化計画による用途廃止予定簡平団地の解体工事ということですね。今年度から来年度にかけて4団地、26棟、89戸ありますけれども、今年度が1,600万組んであります。

その中で、場所、土地、今後のことについてちゅうようなことで聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 町営住宅簡易平屋団地解体事業（長寿命化計画）による用途廃止予定簡平団地の解体工事についての質問にお答えいたします。

第6次三股町総合計画において、「豊かな自然と共生し、安全で快適に暮らせる定住のまちづくり」の施策に「快適な環境で安心して暮らせる生活基盤の整備」を基本目標とし、公営住宅等の供給として老朽化した町営住宅の用途廃止等を効率的に進めるなど、施策の基本的な方向を示しております。

また、具体的には、町営住宅簡易平屋団地解体事業として、長寿命化計画に基づき用途廃止予定を含む簡平団地の解体工事を計画的に実施していくこととしております。

ご質問の令和8年度の簡易平屋団地の解体工事といたしましては、旧蓼池第3団地を計画しております。旧蓼池第3団地は、面積約2,000平米、4棟18戸の木造平屋住宅であり、令和

5年度に用途廃止しております。

なお、解体工事については、工事着手時期を令和8年度上半期、工事費を約1,600万円と計画しておりますが、解体後の跡地の活用については現在未定であり、今後、町有財産処分検討委員会において検討を行うこととなります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 旧蓼池第3団地、2,000平方メートルですね。今後については、まだ未定であるというようなことでありますけれども、またいろいろ分かったら、回覧等で周知等をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、誘致認定企業への措置、雇用ということで奨励金があります。今年度、誘致について、一応3,000万円組んでありますけれども、その中で今年度のこのことについての状況を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今年度の予算の状況ということをごをだと思っておりますが、令和7年度につきましては、雇用奨励金及び工場等土地取得補助金については、予算を確保した分については予定どおり執行予定というふうに考えております。

答弁は以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 執行するということですが、会社名というようなことはいろいろ分かっているわけですかね、そういう状況的なことが。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 具体的な企業名は、答弁ではちょっと差し控えさせていただきますが、予定はございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 誘致されて雇用問題とかいろいろあると思っておりますけれども、先ほど西村議員のほうからも雇用のことがいろいろ話が出ましたから、経済的効果があるというようなことがありましたので、企業誘致もぜひ行っていただきたいと思っております。

それでは、質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため、13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時37分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いします。

発言順位3番、岩津議員。

〔1番 岩津 良君 登壇〕

○議員（1番 岩津 良君） 発言順位3番、岩津良です。議会中継並びに傍聴に足を運んでいただいた皆様に感謝申し上げます。

それでは早速、一般質問を行わせていただきます。

今回は、町内公共施設全般の老朽化対策と今後の更新・再編計画について、そして、消防出初式の運営及び団員等の人員確保及び処遇環境についての大きな2項目について質問いたします。

まず、大きな1点目の公共施設についてですが、本町が平成28年度に策定した三股町公共施設等総合管理計画並びに個別施設計画について伺います。

本計画は、今後30年という長期を見据え、施設の統廃合や面積削減によつての将来の維持・更新の費用を抑えた目的とした重要な計画であると認識しております。

策定から約10年超が経過した現在、私たちを取り巻く社会情勢や経済環境は、当時の想定をはるかに超えるスピードで激変している状況です。

皆様もご承知のとおりであると思えますけれども、昨今のアメリカによるイラン攻撃を引き金とした中東の紛争の激化により、原油価格の異常な高騰を見せています。こういった原油高をもたらす世界的な物価高の波は、決して遠い国の出来事ではなく、そのまま建設資材の価格を押し上げ、物流費や人件費を直撃し、本町の公共施設の建設・修繕コストを異常な水準まで引き上げていると考えられます。その根拠に、国土交通省が公表している建設工事費、物価指数のデータを見ましても、計画策定以降、工事費用は著しい高騰を続け、現在も右肩上がりの状況です。

また、本町の本年度予算におかれましても、委託事業の人件費の増や、物価高騰の影響にある公共施設老朽化に伴う修繕費、維持補修費の増加などの傾向が見られている状況です。こういった既存施設の維持をするためのコストが、これまでもない重さで町政に重くのしかかっていると考えられます。もはや、物価で安定していた計画策定時に見込んだ将来の更新費用の前提は、徐々に崩壊していると言わざるを得ません。

こうした先行きのない世界同時インフレと維持、保守、修繕のリスクの中で、本町の公共施設は、昭和40年、50年の人口増加時期の集中的整備から更新の時期を迎えようとしている状況

です。

しかし、総面積削減という中で置かれる公共施設管理計画において、今後どのような見通しで管理計画を行っていくのかという観点の中で、今回第1項目の質問を行ってまいりたいと思います。

通告事項の1番の要旨の1です。三股町公共施設等総合管理計画の総面積削減目標に対し、教育施設や行政施設をはじめとする公共施設全般の老朽化と修繕コスト増の現状をどう分析しているか。面積削減との整合性を図りながら進める、今後の具体的な年次計画を質問させていただきます。

残りの質問は、質問席にて行わせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町内公共施設全般の老朽化対策と今後の更新・再編計画についての①三股町公共施設等総合管理計画の総面積削減目標に対し、公共施設全般の老朽化と修繕コスト増の現状をどう分析しているか。面積削減との整合性を図りながら進める、今後の具体的な年次計画を問うとの質問にお答えいたします。

三股町公共施設等総合管理計画の令和4年3月改定によると、公共建築物の保有状況は131施設で、用途別では、公園23施設、町営住宅、町民文化系施設それぞれ22施設、子育て支援施設13施設、行政系施設12施設、保健福祉施設ほか39施設というふうになっているところ です。

計画による、平成29年度から30年間のインフラ資産、道路、橋梁、下水道を含む公共施設全体の維持・更新に係る費用の削減目標を24%、約161億円に設定しており、うち公共建築物は、面積削減に取り組むことで14%、約91億円の削減を目標としているところでございます。

平成29年度から令和8年度の第1期10年間では、公共建築物の削減目標を5%、約34億円にしております。

具体的な取組実績につきましては、担当課長のほうから回答させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） それでは、具体的な取組実績についてお答えしたいと思います。

実績についてであります。公共建築物の面積削減におきましては、平成26年度以降から令和2年度末時点で五本松団地の解体4,836平米、射場前第2団地、射場前団地の解体1,476平米など、平成26年度末時点の値と比較しますと、6年間で約3,000平米、2.5%の面積圧縮となっておりますが、維持・更新費用は、決算統計の施設費の管理費等の状況

から、平成28年度に比べ、平成30年度以降増え続けている状況にあり、面積削減による費用削減効果よりも、人件費や物価上昇の影響に加え、太陽光設備や空調設備など新たな設備投資が加わったことで、1施設当たりの維持・更新費用を押し上げていることが考えられます。

これらを踏まえまして、第1期10年間の維持・更新費用の実績値に基づき、削減目標の設定根拠を見直しする必要性を認識するとともに、令和9年度に迎える第2期の計画推進に向けて、令和7年度の個別管理計画の見直し状況から、令和8年度の総合管理計画の見直しにおいて、年次計画の見直しに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） やはり、削減に対してさらなる物価高騰の影響が出ているというふうな認識でありました。

やはり、昨今の社会情勢のさま変わりというのは、大きくスピードが増している状況の中で、国際情勢もしかり、どういった状況になるのか今後見通せないような状況の中で、やはり、短いスパンでの見直しというところも今後検討する必要があるのではないのかなというふうに思うところであります。そういった中でも、冒頭に申し上げたとおり、40年、50年代の集中的な整備というものが、今大きく更新時期をこれから迎えてつあるのではないのかなというふうに思います。

要求さしあげている資料の6番になるんですけども、避難所施設並びに消防詰所の更新計画というところでご提供いただいている資料ですけども、そのほかにも町長の答弁でも、各施設等の、今回、保有数等を述べていただきましたけれども、さらに、申し上げたとおり、物価高に対して、今回、維持補修費の部分の観点も踏まえて、3,947万円の増というところで、同僚議員からも午前中の答弁の中でもありましたけれども、さらにこの見直しの令和9年から行っていくというふうな答弁もあったところで、統廃合の計画とかそういったところの観点で、今の現段階で結構ですので、どういった試算といたしますか、検討を具体的にされているのかなというところで、質問をさせていただきたいと思います。統廃合についてですね。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 今、質問がありましたとおり、この管理総合計画なんですけれども、基本的には、この施設の面積を縮小することによって、この削減目標を達成するというのがうたってございまして、面積は、先ほど申しましたとおり、実績値で約3,000平米減らしているんですけども、減らした割に維持管理費っていうのは相対的に上がってきている。これはもちろん、物価高騰も含め、人件費等含めて、その影響、また、太陽光発電、空調設備、そういった新たな投資事業等も踏まえたところで削減に至っていないというのがあるかと思うんです。

けれども。

もう一つは、廃止とともに施設の複合化、多目的に利用する複合化というのも一つの目標となっておりますけれども、これについては、具体的にまだ話が進んでいない、それに伴った削減費用というものも具体的には示していないというのが現状であります。

1つ事例でいきますと、第5地区防災センターにつきましては、名称は第5地区防災センターでありますけれども、コミュニティ施設というようなことを踏まえて、用途的には多用途に対応できるような施設、こういったような施設の統廃合、考え方を進めていくのがいいのかなというふうには考えております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 今、5地区の防災センターなり、今、6地区の防災センターも、6地区分館と同施設内の部分で運営をしているところであると思っておりますけれども。やはり、まだまだ避難所の指定の施設一覧、記載している中でも、耐用年数並びに改修等を行いながらやっていくというところで、建物を大事にしていく部分は、やはり大切なのかなというところと、用途について、やはり維持していくと、あと、町民の皆様にも、この施設のしっかりとサービスを提供していく上でも、必要な施設もたくさんある中で、やはり、精査していく必要があると思うんですけれども。

そういった中で、この耐用年数を超えても、今、活用し続けながら改修をしたりして続けていると思えます。今、具体的な今後の統廃合は、まだ今後の検討というふうに思うところなので、またそのあたりも、施設の統廃合並びに物価高の影響を踏まえながら、建物の使い方といいますか今後の在り方というところを、もう少し明確に今後検討していただければというふうに思うところで、質問の要旨の次、2番に移らせていただきたいと思いますけど。

防災拠点である詰所等並びに今回、自主防災組織等で公民館並びに分館等の施設の防災拠点の活用を見込まれる状況だというふうに思うんですけれども、大規模災害時をどう認識しているか、特に消防署詰所の移転・更新の検討についての優先順位などあれば、方針を質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 防災拠点である各消防詰所や各自治公民館及び分館の老朽化等に対し、大規模災害時等をどう認識しているか。特に消防詰所の移転・更新の検討について、優先順位と方針を問うとの質問にお答えいたします。

本町において、公共施設は住民の安全と日常生活の基盤を支える重要な資産であり、特に消防詰所や自治公民館等は、災害時の初動対応、避難受入れにおいて極めて重要な役割を担うもので

あります。

本町における消防団詰所の現状と課題について、ご報告申し上げます。

現在、第4地区を管轄しております第4部の詰所は、土砂災害特別警戒区域に位置しており、災害時の団員の安全確保及び機材の保全に支障を来すおそれがございます。

次に、第7地区を管轄しております第7部においては、詰所周辺で駐車場の確保が困難であり、車両運用や緊急出動に支障を来す可能性があるかと認識しております。

次に、第2地区を管轄いたします第2部については、待機室が狭く、訓練や待機時の機能に影響が出てくることと確認されております。

これらの課題に対しまして、町としては、建て替えや移転を含む抜本的な対策を年次計画に基づき段階的に検討してまいりたいと考えております。

基本的な進め方は、次のとおりでございます。

優先順位の設定についてでございます。まず、安全確保の観点から、第4部の詰所に関する対応を最優先といたします。その他の部につきましては、各種の影響等、状況を注視しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 同じ質問についてお答えいたします。教育課が所管しております自治公民館が利用している施設について回答させていただきます。

災害時の避難所として指定している施設は、1次避難所に限定いたしますと、中央公民館、第1地区分館、第3地区分館、第4地区分館、第6地区分館、第7地区分館、第8地区分館、第9地区分館の8施設でございます。

これらの施設につきましては、いずれも耐震基準を満たしており、空調設備も整備していることから、大規模災害時における避難所としての機能を有しているものと認識いたしております。

なお、これらの施設の老朽化等への対応につきましては、三股町公共施設等総合管理計画に基づきまして計画的に対処してまいります。

一方で、同計画に位置づけられていない施設につきましては、自治公民館の拠点施設となるものにつきまして、老朽化に関する相談等がまいりましたら、コミュニティ助成事業、こちらは公益財団法人自治総合センターの事業でございますが、あるいは、自治公民館施設等整備補助金、こちらは町の単独補助金でございます。こちらを活用し、新築、改築あるいは修繕等が可能であることを案内しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 各施設の状況等と、まずは消防詰所の部分でいきますと、4部のところが危険区域であるというところでの早急の改善が必要であるというふうにされたんですけども。

今、この更新の計画においても、結構、空白な状況であるというふうな資料を頂いているところなんですけれども、ある程度、ほかの施設等も更新の計画を記載しておりますけれども、消防詰所においては、大体、何年度までにみたいな形の、更新並びに移転等の計画と申しますか目測と申しますか、そういったところの検討はいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

消防詰所についての年次的な計画ということでございますが、資料6を御覧いただきますと、消防詰所につきましては更新計画等空白ということで記載がございます。こちらにつきましては、個別計画の策定をこの消防施設については行っていない関係で空白となっているところでございます。

なお、年次的な計画につきましては、先ほどお答えしましたとおり、4部の詰所を最優先としますが、具体的に現時点での年次的な計画は、ないところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 今のところ計画がないというふうな解釈になっているところなんですけれども、5部、6部につきましては、建て替えを2年、3年度と進めてこられたところであります。

ちょっと質問なんですけど、この建て替えを5部、6部については進めたというところで、建て替えまでに至るこのフローと申しますか、工程と申しますか、そういったところはこういった展開で建て替えに至ったのか、ちょっと教えてほしいんですけど、いかがですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 建て替えのフローについてお答えいたします。

第5部の防災センターについてでございますが、こちらは、小学校に隣接する土地に現在建物が建っているところでございますが、進め方としましては、現地調査等を行いまして、その後、用地交渉等もございました。そういったのを踏まえまして、年次的に、予算と申しますか概算設計や概算事業費の算定を進めてまいりました。

その結果を踏まえまして、調査設計費等の確保をいたしまして、また、建設の予算、それに伴う補助金等の申請を行ってまいったところでございます。そういったフローを踏まえまして、現在に至っているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 答弁いただきました、補助金を活用されているというところなんですけれども、今回その補助金というのは、その都度申請できるものが違うってということと、どういった補助金なのか、ちょっと教えてほしいです。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 補助金についてお答えいたします。

これまでの詰所及び防災センター等についてでございますが、国のほうの緊急防災・減災事業債を活用いたしております。これにつきましては、既に1回目が令和7年度までという期限があったのですが、今回また、令和8年度から12年度までの5年間の事業期間延長がございまして、今後、建て替え等を検討していく場合には、先ほど申しました、緊急防災・減災事業債を活用させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 分かりました。また、その補助の延長に当たってご活用いただける部分は、しっかりと更新等、建て替えに計画を入れてもらいたいと思います。

それと、教育課のほうから答弁いただいたところで、分館等のところでご説明ありましたけれども、やはり、先ほど申し上げた40年、50年代の部分が大きく、今、更新等を強いられているところで、長寿命化計画等を反映させて行っていると思います。

資料6番でも長寿命化修繕というところが、結構大きく今後も更新の中で計画されていると思うんですけれども、この詳細が、ちょっと私が理解できないので、この長寿命化修繕というのは具体的にどういったものをされるのかっていうところを教えていただければ。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 長寿命化計画というのがあるんですけれども、この総合管理計画にもあるんですが、大体の建物、鉄骨、鉄筋というのは標準的には60年をもって建て替えというのが標準化されているんですけれども、これを全て60年に合わせてやっていったときに、かなり、やはり費用がかかるということで、総合管理計画の中では、この鉄筋コンクリートにつきましては80年まで延ばすということで考える。そのためにも、その延長した部分が長寿命化と言われるものであります。

その80年もたせるという間に、築後20年は改修を入れて、20年おきに大規模改修・修繕、それを行いながら80年間もたせるんだというような計画、これが長寿命化の修繕の流れになっているものでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 流れのほうは大体分かりました。やはり、結構この一覧を見ても、結構、集中的に修繕が必要になってくる建物が一気に押し寄せてくるのではないのかなあというところで、やはり、建物を維持するだけではなくて、いろんな形での判断が、また今後は必要になってくる場面も出てくるかもしれません。

そんな中でも、やはり防災の観点でいきますと、いつ押し寄せてくる災害が発生するか分からない状況というところで、やはり、なかなか難しい場面があると思います。現実的な問題ですね。

そういった中でも、消防詰所の件については、やはり、団員の皆様におかれましても、気にかけているところであったり、現状の消防団の状況を踏まえまして、やはり、環境下においてしっかりと活動を支えていくためにも、こういった計画を示していくというところに関しては必要なのではないのかなと思うので、そういったところも消防団部長と相談いただきながら進めていただければというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

そういった中で、消防団の部分について、また質問事項2に移りまして、1月11日に行われました消防出初式についてのところの部分でございます。

質問要旨の1番になるんですけども、私も参加のほうをさせていただきまして、議員各位並びに来賓の皆様も多くいただいたところで、すごい立派な出初式であったというふうには思うんですけども。

やはり、このキャンプでも訪れる宮崎県においても、当日は物すごい暴風と極寒の気温であったというふうに思います。

個人的な見解のところでは質問をしているところもあるんですが、一斉放水が10時台に行われまして、放水の強風よっての返り水が、かなり団員の方に浴びさせられている状況があったと思います。

やはり、災害においては苛酷な環境下という場面において、実際の活動においてそういった苛酷な状況というのは、消防であるからこそ必要な修練といいますか、鍛錬といいますか、そういったところもあるとは思いますが、やはり、その後の長時間にわたる極寒強風の中で、上着の着用がない状況のまま、昼前ぐらいまでの1時間超さらされていたといいますか、大分つらい状況だなというふうに、こちらとしては座って見ている立場なので、恐縮ながら、すごく痛く感じたところもあったところです。

そういった場面で、本年度の出初式においての放水後の長時間にわたる式典の中で、やはり皆様、日頃のなりわい等ありながら、今回出初式に挑んでいただいている状況の中で、次の日は仕

事の方も多くいらっしゃると思います。健康上のリスク等を、町のほうもやはりご配慮いただければいけないのかなと感じたところで、質問要旨の1番項の質問をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 本年の出初式において、一斉放水後の長時間にわたる屋外での式典による、健康上のリスクを町はどう捉えているかとの質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、本年の出初式では、一斉放水後も長時間にわたり屋外における式典が続き、防寒・防水装備による影響から、団員に対して健康上の負荷が懸念される点が、消防団幹部会で問題提起されております。

町としましては、出初式の長時間屋外滞在は、これから申します健康リスクを伴うものと認識しております。

1つ目に、冬季における低体温でございます。これは、気象条件や着用する防寒・防水装備による影響でございます。

2つ目に、長時間の立位による疲労蓄積でございます。

3つ目に、長時間の緊張等による精神的ストレスでございます。また、近年の気候変動に伴う極端な気象、猛暑や寒波の頻度増加を踏まえ、従来の運営方式ではリスクが増大する可能性があると考えております。

現行の安全管理上の措置ですが、出初式当日の安全対策として、次の事項を実施しております。

1つ目に、事前の健康確認。これは当日の体調申告の徹底でございます。

2つ目に、休憩時間の確保でございます。

3つ目に、給水・暖房設備の準備でございます。

これらは従来から実施してきたものであり、今回の問題認識を踏まえ、さらなる改善が必要と考えています。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 認識はしていただいているというふうなご答弁であったところで、当初よりのリスクマネジメントをさらに運用していくというふうな話であったというふうに今思ったところですが、

全国的にも、式典が結構屋内でされているところって結構見受けられるなあというふうに思ったところもありましたので、そういった物理的なところを何か検討とかできないのかなというふうなところも感じたところです。

ただ、やはり、もともとの出初式の起源というところで、町民の自治による義勇消防隊として設置された中で、やはり、誇り高い伝統というところに関して、かっこいい消防団というところ

が、しっかり子供たちも背中を見て、今後、一つ町のために、また一つ、背中を追っていただけるその姿っていうのは、やはり、すごく感銘を受けるものだというふうに感じるところなんですけれども。

やはり、団員の減少という傾向もある中で、精神論といたしますか、根性論といたしますか、そういったところだけで、なかなか遠のいていくような現状がありますと、そもそもの消防団としての在り方も懸念されるのではないのかなあというふうに感じたところなので。

今回は、たまたま気候的に、宮崎県においてはそれまで気候は穏やかなほうだとは思いますが、豪雪地帯とは違うので。思うんですが、やはり、なかなかあの状況下は、すごい苦しい場面があったのではないのかなあというふうに察しているところです。

そういったところにおいて、質問の要旨の2番に移るんですけども、今後、式典の屋内実施や進行順序の入替えなど、次年度以降の運営について考えを質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） ②な。総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 式典の屋内実施や進行順序の入替えなど、次年度以降の運営の考えを問うとの質問についてお答えいたします。

今後の対応方針でございますが、町は次の方針で対応を進めてまいります。

式典時間等の構成見直し、一斉放水後の演目を精査してまいります。

また、消防団の幹部会と消防団員の意見を尊重してまいります。

さらに、団員に対しまして事前の健康管理、服装・装備の指示など、事前周知の徹底を行います。

屋外セレモニーについては、防寒着の着用など団員の負担軽減策を講じた上で、この伝統ある消防出初式を引き続き屋外で実施することを基本としてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 上着の着用とかできる範囲の配慮を、もし今後、進められるところもあれば、やっぱり、今までの伝統というところは、しっかり大切にしていきたいなと思ひまして、そういったところは、毎年楽しみに見させていただいている限りでございます。

そういったところで、今後、団員の皆様におかれましても、士気がしっかりと低迷しないようにご配慮いただければというふうに感じているところなので、引き続きお願いしたいというふうに思ひます。

そういった中でも、以前も質問させていただきました、質問要旨の3番項に移りたいと思ひます。団員の確保や処遇等についてでございます。

前回は、費用弁償等を質問させていただいた限りでございます。そういった中でも、まだまだ

新入団というか新団員の方の入りの部分につきましては、伸び悩んでいる傾向ではないのかなと思うところで、改めて再度、若手団員の確保や処遇についての対応の検討をされているのかというところで、質問要旨の③のところで質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 若手団員確保や処遇についての、対応などは検討されているのかとの質問についてお答えいたします。

団員確保についてでございますが、今後は、団員の負担軽減や受入れ体制の整備と加入促進を図ってまいります。

具体的には、次の施策を実施していきたいと考えます。

まず、加入促進の面でございますが、1つ目に、町の広報紙、町公式SNSでの消防団PRの強化でございます。

2つ目に、年1回の消防出初式及び町内イベントでの体験ブース設置、また、若者の参画促進策では、若者向けの入団説明会の開催、若手団員による体験談のPRを行う予定でございます。

次に、団員の負担軽減でございますが、こちらは、訓練の工夫につきましては、訓練時間の短縮等を検討してまいります。

次に、受入れ体制の整備についてでございますが、こちらは、先輩団員が新入団員を個別にフォローする体制を整えてまいります。

処遇につきましては、消防団員の報酬は、全国的に消防団員の減少に歯止めがかからない現状を踏まえ、その要因の一つである消防団員の報酬等に係る処遇の改善を図るため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づきまして、令和4年4月1日から現在の報酬金額に改定しております。

現在、この改定から4年が経過するところでございます。次の見直し、改定につきましては、近隣市町の動向等を踏まえまして、処遇の改善も含め検討してまいりたいと考えております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 様々なそういった処遇等を検討しているところですけど、結果がなかなか、どこまで団員の確保にありつけるのか、ちょっと見通しが難しいような状況も考えられるかもしれませんが。

ちょっと私が調べたところで、資料提供したかったんですけど、ごめんなさい、間に合わなくて。学生消防団の活動認証制度っていうのがあるようです。学生消防団の活動認証制度ですね。いわゆる学生の方に消防団を体験していただくっていうか、インターンのようなものですね。それで、市町村が学生の参加してくれたインターン生に修了証みたいな形で渡しながら、就職活動

の自己PRなどに活用できるというふうな制度のようです。

実際に、ちょっとまだ調べ尽くしてはいないんですけども、まず、消防団っていうものに関して、身近に今まで近くに接していったりとか目の当たりにしている人だったら、やはり接点に近いんですけども、いきなり消防団に入れっていうところは、なかなかハードルがかなり高いような気がして、誘うほうも、よっぽどの近いネットワークがないと誘いにくいような状況がある中で、やはり、地域の希薄化も踏まえて、なかなか消防団っていうものに関して、誘い込むことのハードルがそもそも高いような状況です。

こういった学生の時代から消防団というものに関して慣れ親しみながら、自身の地域の情勢という部分に関してもしっかりと取り組める制度ではないのかなあというふうに思うので、こういった消防団活動認証制度を、ぜひ、ご検討いただければいかがかなあというふうに思いますけれども。

現在、実際に団員並びに幹部の皆様におかれましての課題等、こういったご意見があるのかみたいな形は、今現在のところいかがですかね。団員確保についてです。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 各部の幹部や団員からの団員確保についてのご意見ということについてお答えいたします。

現在、令和8年度に向けました団員確保の動きが進んでいるところでございます。その中でも、一部の部においては、非常に団員確保が難しい状況ということも、今、届いているところでございます。

そういったことも踏まえまして、先ほど議員のほうからご提案になりました学生認証制度、その他、私のほうでも申しました、若手団員のPR等を行いながら、令和8年度においては定員を充足できるように、引き続き活動を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 違った形の展開を繰り広げていかないと、やっぱり今までの状況だと、まず、認知度的なところから始めていくべきなのかなあというふうに思いますので、引き続きそういった活動も踏まえて、消防団員並びに皆様と一緒に、今後の消防団の在り方について、ぜひご検討いただければというふうに思います。

それでは、私の一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより、14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時14分休憩

午後 2 時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いをいたします。

また、50分を超えた質問部分においては、前に繰り越している議員のその後に行うことといたしておりますので、ご理解をお願いいたします。

発言順位4番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、こんにちは。発言順位4番、上西です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今日は、3つの質問事項、全てが障がい福祉施策に関する質問となります。

まず、事項1の質問です。障害者差別解消法理解促進に向けた取組についてです。

平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法は、2008年に国連が発効した障害者権利条約に我が国も批准をするために抜本的な法整備をしていく必要があり、そんな中でつくられた法律となります。

主な内容は、1点目、障がいなどを理由にした不当な差別的取扱いの禁止。2点目、障がいのある人に対する合理的配慮の提供。3点目、バリアフリー化などの環境の整備となっています。

そして昨年度、令和6年4月には、この法律の一部改正がなされました。これまで合理的配慮の提供義務は行政だけとされていましたが、法改正以降は民間の事業所にも拡大されました。

合理的配慮とは、障がいのある人が不利益を受けないように、状況に応じて環境や対応を調整し、その人の状況に応じて個別に必要な配慮をすることとされています。

では、要旨1の質問です。

この法律の理解促進に向けて、町はどのような取組や工夫をしているのか質問をいたします。

あとの質問は、質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 障害者差別解消法理解促進に向けた取組ということで、①の障害者差別解消法は令和6年4月より法改正があり、合理的配慮の提供義務が事業所に拡大された。この法律の理解促進に向けて、町はどんな取組や工夫をしているのかのご質問にお答えいたします。

法改正に伴う事業所への周知につきましては、雇用を所管するハローワークが主となって案内をされているところでございます。

町の取組としましては、まず第4次障害者基本計画で、障がい理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別解消法の町民に対する周知、差別に関する連携体制の充実、相談体制の充実を図ることとしておりまして、これを町ホームページ等で公開し、広く周知しております。今後は、町や社会福祉協議会のイベント等の機会を捉え内容を紹介し、障がい者差別解消をさらに推進してまいります。

また、町福祉課と町社会福祉協議会の障害者基幹相談支援センターの職員は、引き続き障がい者差別に関する研修の受講等で理解を深め、相談を受ける体制の充実に努めてまいります。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。事業所への周知はハローワークが案内をし、町としてはこれから社協のイベントなどで内容を紹介して周知を図っていくということですね。分かりました。

では、要旨2の質問です。

この過去3年間の間、民間企業や福祉事業所等で障がい者に対する虐待、差別的対応、不適切な対応等の報告や相談はあったのでしょうか。あれば、その内容はどのようなものだったのか、個人情報に抵触をしない範囲で教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 過去3年間で企業や福祉事業所等での障がい者に対する虐待、差別的対応、不適切対応等の報告・相談はあったのか。あれば、その内容はどのようなものであったのかとのご質問にお答えいたします。

福祉課で直接受けている事業所からの報告や相談とその対応についてお答えいたします。

令和5年度では3件で、相談支援専門員による暴言や不適切発言の相談に対し他自治体にある事業所であったため受理し所管自治体に報告したもの、入所施設内での性的虐待の相談に対し虐待認定し県に報告したもの、グループホーム内での心理的虐待疑いの相談に対し事業所に指導したものがありません。

令和6年度は1件で、心理的虐待の相談に対し事業所に指導したものがありません。

令和7年度は5件で、就労継続支援A型での工賃未払いの相談に対し労働局が使用者による虐待認定したもの、工賃遅れの相談に対し県に報告したもの、就労継続支援B型での工賃遅れの相談に対し現在調査中のもの、性的発言による心理的虐待の相談に対し虐待認定し県に報告したものの、身体的虐待疑いの相談に対し事業所に指導したものがありません。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。毎年何件かずつあるということですね。今年度は工賃未払いの件とか、その他重要な虐待案件の相談などがあるということですね。町は指導などを行ったという対応を取ったということによろしいですね。

私自身も厚生労働省の情報を調べました。最新の調べによりますと、各市町村に寄せられた虐待・差別等の相談件数は過去最多となっているとのこと。虐待・差別案件が多数報告されること自体は大変憂慮すべきことだとは思いますが、それだけ障がい当事者とそれを取り巻く人たちの虐待や差別に対する意識が高くなっているという表れでもあるのかなと一方では思います。

こうした障がい者虐待については、そう簡単には起こり得ないと思いたいところですが、根っこは至る所に潜んでいると私は思っております。私が10年以上、障がい者通所施設に職員として携わる中で、そうしたことは他人ごとではないなと感じる瞬間が多々ありましたので、そのことを申し述べておきます。

通報や相談については、匿名であっても、真実ならばどんなことでも話していいんだよというような相談窓口のハードルを下げるような工夫が必要なのではないかと思えます。差別案件もしかりです。

よくあることとして、個々に差別的な対応があったとしても、それが表面化されずに過ぎてしまうケースも多くあるのではないかと想像しています。障がいのある方が差別対応をされて不快感を抱くことがあったとしても、その場では遠慮して、私が我慢すれば済むことだからと声を上げずに過ぎてしまうことが多いと思っています。

なぜならば、このような法律ができる以前は、障がい者は社会の中ではある程度は我慢しなければならぬと家族から言われ、社会からそう見られてきた時代が長かったからだと思えます。会社など働く場であれば、なおさらだと思えます。

福祉課にはいろいろな相談が舞い込んで、窓口業務は本当に大変だと思えますけれども、寄せられた相談事案に対して丁寧な聞き取りと心ある対応をぜひお願いしたいと思います。

そのことを要望いたしまして、要旨3の質問に移ります。

今回の法改正を、町は民間事業所等に向けて周知をされたと思えます。しかし、大切なのは、周知することだけでなく、町民や事業者、そして障がいを持つ当事者たちが、それぞれの立場で障がい福祉について考え対話する場が必要だと考えます。

こうしたことについて、町として取り組んでいることや、今後取り組んでいこうとする展望などについて質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） この法改正の周知だけでなく、町民、事業者、障がいを持つ当事者が、それぞれの立場で障がい者福祉について考え対話する場が必要と考える。そのことに対して、町として取り組んでいることや、今後の展望についてのご質問にお答えいたします。

町は、地域の障がい者福祉に関するシステムづくり等の中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、当事者、障がい関係団体、障がい福祉事業者、その他関係機関を委員とする町障がい者自立支援協議会を実施しております。町から委嘱を受けた26人の全体会、各部門代表の運営委員会、課題ごとに設置する専門部会の組織体制となっております。

今年度は、町内の保育所等の保育士を対象に発達障がい疑われる児童への支援に関するアンケートを実施し、また町内の障がい福祉サービス事業所の職員を対象に研修会開催に関するアンケートを実施しました。これを基に、令和8年度に本協議会主催での研修会や事業所職員による意見交換等の交流会を開催予定としております。

今後も本協議会の機能を活用し、障がい福祉について対話する場などの開催を検討してまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。障がい者自立支援協議会の実施や研修会、あと事業所職員へのアンケートなどに取り組んでいるということですね。分かりました。

障がいがあってもなくても、全ての人たちが地域でその人らしく生きていくために、様々な人たちがそれぞれの立場でこの法律の趣旨を理解し、差別・偏見のない明るい社会をつくっていくことが私たちに求められてると思います。

どの人も病気やけがなどが原因で障がい状態となり不便な生活を強いられるか分かりません。みんなが同じ目線に立ちながら、互いに助け合っているような地域をつくっていく必要があると思います。今、課長が述べられましたように、自立支援協議会の場はそうした取組ができる格好の場だと思います。

この流れで、事項2の質問につなげていきたいと思います。

それでは、改めまして、事項2の質問に移ります。

先ほど言われました三股町障がい者自立支援協議会についての質問です。

自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づいて、全国の市町村、都道府県に設置されている障がい福祉の地域づくりを担う協議の場であり、実質的には地域福祉の中核として位置づけられています。

設置の目的としては、1点目、地域の課題に見える化し解決策を見いだしていく、2点目、

サービスの質と連携を高めていく、3点目、地域の障がい福祉計画を支えていくこととなっています。

このことを踏まえまして、まず、要旨1の質問をいたします。

三股町自立支援協議会では、現在どのような地域課題が出され、それを受けて、具体的な取組の提案などはされているのでしょうか。質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 三股町自立支援協議会では現在どのような地域課題が出され、具体的な取組の提案をされているのかとのお質問にお答えいたします。

まず、障がいのある子の親の心配ごとである親亡き後を見据えて、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支援する体制の整備が課題となっています。現在、独り暮らしを体験する場がなく、機会を提供できないため、活用できる資源等の検討をしなければならないと思っております。

また、精神疾患のある方で、病院や警察、保健所でも対応できない場合、事業所や行政、家族などはどこに相談すればよいか、どう対応すればよいか、解決策が見つからないような困難な事例への対応も課題となっております。

今後、当協議会の運営会議で議論を重ね、県の自立支援協議会に地域課題として上げていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 今言われたことは、総じて、地域生活支援拠点の整備に関わることということと、あと困難事例に関することですよね。分かりました。

では、続いて、要旨2の質問をいたします。

町自立支援協議会では、令和5年度に国から提言された、今おっしゃられた地域生活支援拠点について、面的な整備をしていくことを決定をしていると思います。それについて、現在の進捗状況について説明をしてもらえますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 令和5年度に当協議会で協議され、体制整備していくこととなった地域生活支援拠点の面的整備の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

地域生活支援拠点は、障がい者等の重度化・高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るものであります。

そして、面的整備は、地域生活支援拠点に必要な機能である相談、緊急時の受入対応、体験の

機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりが同町内に備わっていて、連携するための整備であります。

町ではこの整備に令和5年度に着手し、町内4つの相談支援事業所で一体的な管理運営を行うための共同体「ねいろ」を組織化しております。また、緊急時に対応が必要となる方の事前登録にも着手しており、現在4名の方が登録されています。

家族からの相談で、希望する方には、基幹相談支援センターのコーディネーターが緊急時の対応に必要な情報の聞き取りを行っております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。令和5年度に着手をして、4つの相談支援事業所で共同体「ねいろ」を組織化して取り組んでいるということによろしいですね。

今、課長が言われましたように、地域生活支援拠点は障がいのある人が、例えば介護をする家族がいなくなったとしても、また例えば本人が高齢化し重度化したとしても、どんな状況になっても地域で安心して暮らしていけるように支援体制を強化していくためのものだと思います。

約3年半前にこの自立支援協議会について一般質問したのですが、コロナ感染の蔓延によって、書面開催となりました。このときの質問に対する答弁には、この地域生活支援拠点をこれから整備していく旨の説明が書いてありました。答弁を読ませていただいたときには、私は、今言った緊急時の受入体制の強化や、専門的人材の確保や養成などはどこの事業所がどう担っていくのだろうか、町独自で整備していくのは大変難しいのではないだろうかと感じたことを記憶しています。

この地域生活支援拠点について、他の自治体の取組や評価について、少し調べてみました。例えば、宮崎市は地域生活支援拠点等の機能運営状況の評価に係る総括表というものを作成して、それぞれの取組ができてきているのか、一定程度できてきているのか、あるいはできていないのかを評価した上で、今後の対応等についての総括をしていました。大変具体的で、今後の体制整備に向けた方向性が明らかにされています。町もぜひ参考にしてみればいいのかと思いました。

社会は既に超高齢社会を迎えています。ですので、特に障がい者の緊急時の受入体制整備等は待ったなしの問題になっていると思います。

先日、インターネットのニュースで、重度の自閉症の子を持つ親が、「本音としては、我が子に私より早く死んでほしいと思っている。この子を残して死ぬことは私にはどうしてもできない」と切実な思いを語っている記事を読みました。何とも言えない気分になりました。

この地域生活支援拠点は国から示された方針ですが、国から示された方針だからといって形だけ整えるのではなく、障がいのある人がどんな状況になっても地域全体で支えることができる環

境整備を、少しずつでもよいので、切れ目なく継続してやっていただきたいと思います。

そのことを要望いたしまして、要旨3の質問に移ります。

町の自立支援協議会の全体会は、参加者に向けて、毎年6月に辞令交付を行っていると思います。その後、年度内には1回のみ開催となっています。しかも年度末の3月の開催です。これでは、結果的に、協議会として地域のニーズ把握をすとか課題を抽出するとか、またそれを踏まえて実践的な取組を行う等といった構造にはなっていないのではないだろうかというふうに思いました。

実際に参加をしているある事業所の責任者の方から、「10年近くこの協議会に参加しているけれども、何のための会なのか分からない。何も話し合えないし、何も決まっていけない。障がい者を取り巻く状況は何もよくなっておらず、本当は言いたいことがたくさんあるのに。参加してる時間を無駄と感じてしまうよ」というふうにつぶやかれていました。

そこで、要旨3の質問です。

こうしたことに対しての町としての意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町の当協議会の全体会は、毎年6月に辞令交付を行った後、年度内は1回のみ開催となっている。結果的に、地域にニーズ把握、課題抽出、会としての取組を十分に行えない構造になっているのではないかとのご質問にお答えいたします。

町は、地域の障がい……

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと待ってください。休憩。

午後2時55分休憩

午後2時56分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町は、地域の障がい福祉に関するシステムづくり等の中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、障害者総合支援法に基づき、町障がい者自立支援協議会を設置しております。

組織体制としましては、まず町が委嘱する障がい者団体の代表者、自治公民館関係者、障がい者就労関係機関、学校教育関係者、保健医療福祉関係者、相談支援事業関係機関、障がいサービス通所施設代表者、関係行政機関の26名を委員とする全体会、次に全体会を構成する各部門の代表者10名を委員とする運営会議、そして課題ごとに設置する専門部会となっており、現在は専門部会として相談支援専門部会を設置しております。

それぞれの役割についてであります。障がい福祉の課題をどう取り扱っていくのかという点

で、まず運営会議は委員から上がってくる地域の様々な困りごとや課題等を把握・整理し、割り振り後、専門部会に調査検討の指示をします。これを受け、専門部会は課題を共有し、検討後、運営会議に対し調査検討結果の報告をします。これを受け、運営会議は課題着手の優先順位づけをし、具体的な解決策の検討を行い、全体会に対して課題の報告、課題解決策の提案をします。これを受けて、全体会は課題解決策を確認・検討し、行政への提言・要望を行ったり、関係者への助言・広報を行う流れとなっております。

今後も協議会の充実を図り、障がい福祉の課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 流れは分かりました。

私は、ある事業所の代表というか、6月の全体会に参加をさせていただきましたけれども、そのときには委員から意見を吸い上げるような雰囲気ではなかったように思います。もう少し運営の在り方についての工夫が必要ではないかなというふうに思います。ぜひご検討をお願いいたします。

改めて確認をいたしますけれども、この自立支援協議会は地域福祉の中核機能を持つ協議の場となるべきです。相談支援部会がようやくできたと聞いて少し安心はしましたけれども、例えば就労支援事業所やヘルパー事業所などの現場で悩ましい問題が起こったりあるいは福祉サービスを利用する方にとって町内で不足と感じる社会資源があったりと、課題は山積してるのではないかと思います。皆で感じていることを出し合って、短期的に解決できること、長期的視点に立って少しずつ解決していくことなどを振り分けながら、その解決の方法や道筋などを考え合っていくことが必要ではないかと思います。

町は事務局的な位置づけとなってるとは思いますが、町の福祉計画に沿いながら地域の課題を投げかけ、みんなで何ができるのかを協議する先導役になっていく必要があると思います。ぜひそうした役割を担っていただき、自立支援協議会を生きた協議の場にしていただけるよう要望いたしまして、事項2の質問を終わります。

続いて、事項3の質問に移ります。

これも福祉施策に関する質問です。

福祉的支援が必要な児童、つまり要支援児童の発達支援についての質問をいたします。

まず、1つ目の質問です。

町が策定している福祉計画における障がい児の児童発達支援の目的は何でしょうか。質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 障がい児福祉計画における児童発達支援の目的についてのご質問にお答えいたします。

児童発達支援は、児童福祉法において、障がい児につき児童発達支援センターその他の指定障がい児通所支援事業所に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識・技能の習得並びに集団生活への適応を目的とし、そのための支援を行うこととされています。

さらに、これを担う事業所等の役割は、主に就学前の障がいのある子供またはその可能性のある子供に対し、個々の障がいの状態や発達の状況、障がいの特性等に応じた発達上のニーズに合わせて、本人への支援を行う本人支援、子供の発達の基盤となる家族への支援を行う家族支援、全ての子供が共に成長できるよう障がいのある子供が可能な限り地域の保育・教育等を受けられるようにする移行支援、子供や家庭に関わる関係機関との連携を図りながら子供や家族を包括的に支援する地域支援・地域連携となっております。

児童発達支援等を実施する事業所数、利用者数は飛躍的に増加している一方、障がい児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題となり、令和6年策定のガイドラインでは、事業所に対して創意工夫と同時に提供する支援の質の向上に努めることとされたところであります。

以上となります。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。日常生活への適応を目的として、本人支援、家族支援、移行支援を行っていくということですね。分かりました。

それに関連する質問ですけれども、現在、町内に通所支援事業を利用している児童は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。また、その推移についても教えてください。

通告にはありませんが、もし分かっていたら教えていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 分かっていますか。通告にないけど。分かります。福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町内の障がい児通所給付費のところから実人数を出しておりますので、お答えをいたします。

児童発達支援が、最新の数、令和6年度の実績でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

児童発達支援121人、保育所等訪問支援が88人、就学前ではありませんが、小学生まで含める放課後等デイサービスは161人、この全ての相談を対応する障がい児相談支援、この給付関係が265人となっております。令和6年度実績でございます。

以上となります。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。

こども家庭庁が公表している最新データからですと、要支援児童は全国的にも増加の傾向にあることが分かっています。そのことの背景には、発達特性のある子供さんの早期発見が進んだことと、行政の把握体制が強化されたことが大きな要因であると思います。私は大変よいことかと思っています。一方で、今言われましたように、事業所の適切な運営、質の確保・向上が課題であると私も感じております。

今回は、答弁にもありました障がい児の通所支援サービスについての質問をしたいと思います。

障がい児通所支援事業は、今言われましたように、大きく2つに分けられます。1つ目は児童発達支援事業、2つ目は放課後等デイサービス事業です。児童発達支援は今言われました未就学児が対象で、放課後等デイサービスは就学児童が対象となります。どちらも児童福祉法に基づく障がい児通所支援であり、就学前から就学後まで切れ目なく支援が続く仕組みとなっています。

特性のある児童がこども発達支援センターや専門の医師などから何らかのサービスの利用が必要であると判断された場合、保護者から行政窓口でサービス利用申請が提出されます。その後、指名・決定された民間の指定相談支援事業所から支援利用計画の案が提出されることとなります。しかし、その際、出された計画案のサービスの内容や支給量の限度などが適当・適正であるのかどうか、他の事業所とのバランスも含めて精査をする必要があると思います。

1点目の質問です。

それを行うようなセンター的機能を担う機関は町にあるのでしょうか。質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） ②け。

○議員（3番 上西 雅子君） 2です。ごめんなさい。

○議長（指宿 秋廣君） ②でしょう。

○議員（3番 上西 雅子君） ②です。すいません。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 要支援児童の通所サービスの利用申請後、サービスが必要であるかどうか、適切なサービス種類や支給量等について審査する機関はあるかのご質問にお答えいたします。

ご質問にあるような審査をする機関は町にはありません。申請のあったサービス利用について、町の支給決定基準で定めている標準支給量23日以内であれば、専門職が妥当であると判断すれば承認をしております。

標準支給量を超える申請があった場合には、福祉課内で支給決定に関する協議を行い、承認もしくは却下の判断をしております。

以上になります。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。そうした機関は町にはなく、標準支給量を超える申請があった場合にのみ課内で検討するということでよろしいでしょうか。

先日、児童発達に特化した医療機関を都城市で立ち上げようとしている医師を囲みまして、ほかの専門家も一緒にお話をさせていただきました。そのときに一番話題となったことは、児童発達支援に必要な視点についてでした。児童発達支援に必要なことは子供の自立を促すことであり、そのためには適正なサービスの利用支援が必要ではないかということでした。

例えば、通所支援計画が立てられる児童が多いけれども、集団生活に適應できるよう通常のクラスで、支援員が保育所や学校に時々訪問して本人や先生や保護者に専門的な支援をしていくサービス、つまり保育所等訪問のほうがいいのではないかと感じる場合がある。あるいは、当児童が通所支援事業所に何年か通ったことで児童が成長し、福祉サービスが不要となるケースもあると思う。それでも利用が継続される場合が多く、逆に自立への妨げとなると感じることも多いとの指摘がありました。

どちらのケースも、必要なサービスは何か、サービスの継続が必要なのかどうかといった専門的なアセスメントの問題になると思います。私は、そうした専門的な視点を持ったセンター機能が町に必要なのではないかと感じました。

通告では、利用申請当初の審査機関と書いていますけれども、加えて、サービス利用の継続が必要なのかどうか、いわゆるサービス終了のタイミングの審議も必要ではないかと感じました。

隣の都城市では、民間の事業所である都城子ども療育センターひかり園がその役割を担っているようです。この事業所は、地域の中核的な療育センターとして、専門的な多職種が連携する中で、発達評価、支援の必要性の判断、支援計画の妥当性の検討を行っていくそうです。

こうしたセンター機能を持つ事業所には、中核機能強化事業所として加算もついてきます。そうしたことから、国からこうしたセンター機能を持つ事業所の必要性は認められてるところだと思います。

そこで、要旨3の③の質問をいたします。

②のようなセンター機能を持つ事業所を町内に設置するか、もしくはその機能を町が担うなどの工夫が必要ではないかと思いますが、それに対する意見をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） ②のようなセンター機能を持つ事業所を整備するかもしくは審査会機能を町が担うなど工夫が必要ではないか、意見を問うとのご質問にお答えいたします。

昨年、こども家庭庁通知、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等についてが改正されま

した。これは、サービスの利用が増えたことで、適切なアセスメントがなくサービス利用計画がつくられていることが背景となり、こども家庭庁策定の共通の要領が基になっているものの、市町村ごとに運用が異なり、支給要否や支給量に地域差が生じているという課題の解消に向け改正されたものであります。

町でも、令和6年度実績を見ると、障がい児通所給付費のうち、未就学児に関するサービス利用の実人数は、児童発達支援が121件、令和2年度比1.57倍、保育所等訪問支援が88件、令和2年度比1.44倍と伸びが顕著であります。

改正通知では、給付決定に当たっては会議体での協議を踏まえることが望ましいとされています。現在、障がい児や子供に関する町設置の会議体として自立支援協議会とこども家庭センターがありますが、障がい児のサービス内容、支給量が適正であるかどうかの判断には専門職の知見と詳細な情報収集等の時間が必要であることから、そのような審査機能を持つことは容易ではないと考えております。

現在、国基準に従い策定している町の支給決定基準を対象者が持つ障がい等の条件によってさらに細分化する方法は考えられますが、給付に差異を設けることとなりますので、導入に当たってはかなり慎重な判断が必要になると思います。

国が現在の基準を細分化する動きがあれば、統一されたものとして対応できますし、障がいのある方がどこに住んでいても同じサービスが受けられるのでよいのではないかと考えているところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。こども家庭庁からも、給付決定に当たって、会議体での協議を踏まえることが望ましいと通知が来ているということですね。

おっしゃるように、確かに中核機能を持つ事業所を設置したり、それを町が担うことは容易ではないことだと思います。しかし、どこかのタイミングでサービス提供の適正化について協議する機関の設置の呼びかけないし町が担うなどの準備をしていく必要があるのではないかと私は思います。

障がいのある子供さんでも、成長とともにできることは増えていきます。保護者の方や、そうした子供さんたちを支援する福祉関係者、教育関係者の方たちはそのことを一番よく知っているといます。子供さんは、成長して、いつかは社会に飛び立っていきます。だからこそ、子供さんの支援は自立を目指して行われるべきだと思います。適正ではないサービスの提供は、もしかしたら子供さんの自立の機会を奪うことになりかねないと思います。

ぜひ、こうした会議体を創設していくために、専門家の意見も聞きながら十分に協議していただきたいと思います。そのことを最後に訴えまして、私からの一般質問を終わります。

.....
○議長（指宿 秋廣君） しばらく休憩いたします。

午後 3 時16分休憩

.....
午後 3 時20分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 1 番、西村議員の残りの一般質問を行います。西村議員。

○議員（4 番 西村 尚彦君） それでは、質問事項の 2 つ目の令和 8 年度一般会計当初予算の④から入りたいと思います。

④の質問は、令和 8 年度に重点的に取り組む事業及び新規事業は何を予定してるのか、またその財源は何を見込んでるのかという質問なんですが、これについては、議会当初に町長の提案理由の説明とか施政方針の中で述べられたんですが、あえてここで聞きたいのは、後半にあります財源のところを聞きたいという意味です。

というのが、先日、NHKテレビで報道があったんですけども、東京の合計特殊出生率が引き続き上がってきたという報道がありました。原因は、東京は月に 5,000 円の子ども手当を 18 歳まで全員やっていると、それとあと子供に対する医療費とか保育料も全て無料だということで、実は東京近辺の市町村の住民がわざわざ子供を産むために東京に移ってるという報道がありました。

当然、東京は、ご承知のとおり、財政力指数が 1.0 以上で財源も豊富ですし、すごいやっていると。近隣の市町村が、東京がやるもんですから、じゃあ、うちもやらないといけないということでやったという報道がありました。ところが、ひもといてみると、東京と違って財政力が弱いもんですから、一般財源をどんどんつぎ込んで子育ての施策をやったということで、非常にその自治体の住民にとっては、東京と同じサービスはあるんだけど、財政的に厳しくなったという報道があったもんですから、そういうこと含めて、今回、三股町も重点施策、新規事業というのがあったんですが、一体その財源がどうなのかというところも含めてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 令和 8 年度に重点的に取り組む事業及び新規事業の主なものとその財源についてお答えしたいと思います。

なお、財源につきましては、町の単独事業以外につきましては一般財源を省略してお答えしたいと思います。

まず 1 つ目に、乳幼児、小中学生の医療費を助成する子ども医療費助成事業、事業費 1 億

3,096万1,000円でありますけれども、財源につきましては、県補助金2,069万5,000円、ふるさと未来基金5,000万円となっております。

2つ目に、保育料第一子無償化を含む保育所、認定こども園に対する運営費の経費として、施設型給付事業がございます。事業費21億8,889万6,000円、財源につきましては、国、県負担金15億9,186万円、ふるさと未来基金5,100万円となっております。

次に、中学生の給食費の無償化対策としまして、中学校給食費負担軽減補助事業4,791万6,000円でございますが、財源はふるさと未来基金2,400万円となっております。

次に、給食費の物価高騰対策としまして、学校給食費支援事業、財源は令和7年度国の補正予算であります重点支援地方交付金3,491万7,000円を充てているところでございます。

次に、主な新規事業として回答させていただきます。

1つ目に、小学校の学校給食費の無償化に向けた小学校給食費負担軽減補助事業9,219万8,000円、財源は国庫支出金9,219万7,000円となっております。

2つ目に、現行の4つの建築住宅関連計画を整理・統合し、業務の効率化を図ることを目的として策定する総合住宅計画策定業務委託事業2,200万円につきましては、財源は国庫支出金990万円となっております。

3つ目に、立地適正化計画への防災指針作成の義務化に合わせ、都市計画マスタープランの見直しと一体的に行う都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託事業1,650万円、財源につきましては国庫支出金550万円となっております。

4つ目に、議会活動への理解を深める機会の提供として、議会録画配信事業業務委託事業54万6,000円、これにつきましては全て一般財源となっております。

次に5つ目、子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに応じた支援強化を行う乳児等通園支援給付事業78万円、こちらの財源は国、県支出金68万2,000円となっております。

次に6つ目、病気による外見の変化に自分らしい社会生活を送れるよう支援するアピアランスケア等支援事業27万円、財源は全て一般財源となっております。

そのほか、令和7年度国の補正予算、重点支援地方交付金を充当した新たな4つの事業としまして、1つ目に、原油価格物価高騰農業者支援金1,113万4,000円、うち1,000万円を充当しております。

2つ目に、三股町介護保険施設等原油価格物価高騰支援金1,438万6,000円、うち1,350万円を充当してるものです。

3つ目に、生活者等支援水道基本料金減免事業3,822万8,000円、うち3,700万円を充当してるものでございます。

4つ目は、学校給食費支援事業でございますけれども、こちらにつきましては先ほど述べたとおりでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま報告ありましたように、大体が国、県の補助とか国の交付金、そして、ふるさと基金等使って、なるべく一般財源は使わないような工夫がされてるというのを確認いたしました。

それでは最後の質問になるんですが、今後の財政状況をどのように見込んでるかという質問になります。

今ありましたように、地方の公共団体にとっては、国とか県の交付金等を使いながら、または基金等を使いながら事業をやっていくのがベストだとは考えてるんですが、当然基金も減りますし、町債を起こさないと事業もなかなかできないのが現状だと思います。

ということで、今後の公債費や町債残高及び基金はどのように推移していくか予想しているかということをお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 今後の財政状況をどのように見込んでいるのか、また公債費や町債残高及び基金はどのように推移していくと予測してるのかとの質問にお答えいたします。

物価の高騰、人件費上昇に加え、人口減少などの影響もあり、財政状況としては不安定な情勢が続くことを見込んでいるところでございます。

財源確保が懸念される中、将来に負担を残さないため、町債を抑えながら予算調製を行っているものの、少子高齢化に伴う子育て支援費や高齢者関係給付費等の社会保障費関連の増加が見込まれる上、大型投資事業や公共施設の老朽化に対する大規模改修などにより借入金に伴う公債費も今後一定程度が見込まれ、令和8年度以降は基金残高の減少や財政の硬直が進むことが予測されますが、中長期的視点に立ち、限られた財源の効率的な配分に努め、真に必要な事業の精査を行うことで健全財政に努めてまいりたいと考えております。

なお、具体的な公債費、町債残高及び基金残高の数値、推移等につきましては、本議会の最終日に中期財政計画資料においてお示ししたいというふうに思っております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。最終的な数については、議会の終わりのほうでまた数字を示してもらえるとということでしょうかから、そこをまた確認をしていきたいと思いますが、これまで財政状況については3回か4回質問をしてきております。やっぱり町にとっては、宮崎

みたいな地方自治体にとっては特に、いろんな交付金等使わないと事業やってけないというのが現状だと思います。

そういった中で、やっぱり財源が豊富なところは新規事業とかいろんな大きな事業が組み立てられて、よく町民の皆さんに言われます。特に都城のことを言われるんですが、移住支援金とかいろんな子育てに対する支援金を都城と一緒にできないのというのがよく言われるんですが、いや、そりゃ、もう財源が違いますよって話もしてる場所なんですけども、そういった中でもどうにか努力をしていって、新規事業を多くやって、やはり町民が、新たなものに取り組んでるなというような姿勢を見せることも大事なのかなというふうに感じております。

また、今後も財政についてはいろいろ勉強させていただいて、チェックも続けていって、町と一緒に健全財政化を目指したいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日10日以降に行うことといたします。

しばらく本会議を休憩します。

午後3時32分休憩

.....

午後3時35分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

.....

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時35分散会

令和8年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和8年3月10日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和8年3月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	福永 朋宏君
高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	細田 高広君
都市整備課長	……………	田中 英顕君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	山田 正人君	会計課長	……………	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁を合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、堀内議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） おはようございます。発言順位、5番、堀内和義です。

今、WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）一次予選が大変盛り上がっております。サムライジャパンは3勝しており、準々決勝ラウンドが進出決定しておりますけれども、今夜はチェコとの対戦となっております。

チェコ代表は、三股での合宿もあり、練習、親善試合も観に行きましたので、大変親しみもあります。勝ってほしい気持ちもありますが、複雑な気持ちでございます。お互い最善を尽くして戦ってほしいと思っております。

それでは質問に入ります。

今回は、町内における外国人労働者の現状と、選挙投票率向上の対策について質問をいたします。

このことについては、以前にも質問をいたしましたので、重複するところもあるかと思いますが、その後の取組、検証も含めて質問していきます。

まず、町内における外国人労働者の現状について質問をいたします。

外国人労働者は、コロナ禍をはさみ、人手不足を背景に、全国で増加を続けております。厚生労働省の発表では、平成7年10月末時点での全国の労働者は、257万人で、13年連続の過去最多を更新しており、前年比11.7%増で、特に製造業、サービス業、医療、福祉分野での採用が活発化しており、国籍別では、ベトナムが最多で、中国、フィリピンと続いているようです。

宮崎県においては、宮崎労働局発表の令和7年10月末時点では、9,718人で、前年比14.1%増加しており、技能実習と特定技能実習生を雇用する事業所数も1,673か所となっているようです。

町内においても、産業維持の頼みの綱となっており、食料品や繊維製品などの製造業のほか、農林業や建設業など、幅広い産業で活躍をいたしており、外国人労働者雇用は地域社会と一体となって取り組む課題にもなっております。

そこで、質問1の町内における外国人労働者の国籍と人数、及び事業所数と職種は、どのようになっているか、お伺いをいたします。

あとは、質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。町内における外国人労働者の現状について、①の外国人労働者が急増しているが、国籍と人数及び受入れしている事業所数と職種は、どのようであるか、との質問にお答えいたします。

町内に住民基本台帳登録のある外国人住民は、令和8年2月2日現在207人となっており、国籍別ではインドネシアが62人と一番多く、次いでベトナム59人、フィリピン23人の順になっており、207人中140人、およそ67%は、技能実習としての登録というふうになっております。

技能実習制度とは、開発途上国の人づくりを目的とした国際協力制度で、外国人技能実習生が日本で企業と雇用関係を結び、母国で習得が難しい技能や技術、知識を学び、それを母国に持ち帰って経済発展に貢献することを目的としております。

国は今後、特定技能外国人の増加が見込まれることを踏まえ、特定技能基準省令の一部を改正し、特定技能所属機関、いわゆる受入企業に対し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をする旨の協力確認書を提出することを定めました。

令和7年4月以降、町に特定技能所属機関から提出されました協力確認書は、21事業所とな

っております。

しかし、確認書には国籍や人数、職種などは記載がなく、詳細は把握していないところであります。

一方、県内の状況としましては、先ほどお話もございましたけれども、宮崎労働局の発表によりますと、令和7年10月時点の県内の外国人労働者は、9,718人となっており、平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高となったとのことでございます。

国籍別ではインドネシアが最も多く、2,999人、全体の30.9%、次いでベトナム、2,599人、全体の26.7%、ミャンマー、1,088人、全体の11.2%の順となっており、外国人労働者を受け入れる事業所数は1,673か所、産業別では製造業が最も多く、3,554人、全体の36.6%、次いで農業、林業が1,301人、全体の13.4%、建設業が1,075人、全体の11.1%の順となっております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） やはり、今後についても全国、県、また、町内でも増える傾向だということです。私、蓼池なんですけどもけっこう事業所が多いものですから、夕方になりますと自転車で買い物、帰宅する人がけっこう見受けられますので、やはり地域もにぎやかになってまいります。

次の②の質問に入りますけれども、外国人雇用については届出が義務化されておりますけれども、対応窓口、生活相談等はどのようにになっているのか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 外国人雇用については、届出が義務化されているが、対応窓口、生活相談受付等はどのようにになっているのか、とのご質問にお答えをいたします。

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律が成立したことで、平成19年10月1日より事業主に対し、外国人雇用状況の届出が義務化されました。

届出先としては、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長とされており、町での対応窓口や生活相談受付等は行っていないところです。

県内の状況としては、県が委託し、公益財団法人宮崎県国際交流協会が運営する宮崎外国人サポートセンターにおいて、在留手続や労働、医療、税金、出産、子育てなど、生活全般にわたって相談を受け付けているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 当該質問につきまして、教育委員会の取組と現状につきましてお答

えいたします。

本町では、外国人住民の生活相談に特化した窓口は設置しておりませんが、町が地球人BASEという団体に委託している多文化共生事業の場において、参加者が日常の困りごとを気軽に相談できる環境を整えております。

実際に相談が寄せられた事例は、現時点ではございませんが、今年度、高校から日本語を話せない転入生に関する相談があり、その際には多文化共生事業で実施している日本語講座を案内したところでございます。

また、転入される外国人の方々への情報提供として、多言語で作成した地球人BASEの活動紹介カードを、役場戸籍係窓口を設置し、必要な相談支援につながるよう取り組んでおります。

今後も、外国人住民が地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら、相談体制の充実に進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 現在においては、国際交流センター、また多文化の中で相談あたりが十分できているということですね。

前回質問したときには、まだ組織があまり整っていないということであったんですけども、これを聞いて少しは安心したところでございます。

次に、③の質問に入りますけれども、雇用事業所と労働者のトラブルの発生はないのか、また発生した場合の対応はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 雇用事業所と労働者のトラブル発生はないのか、発生した場合の対応はどのようにされているのかとのご質問にお答えをいたします。

宮崎県内の事業者が外国人材を受け入れ、定着させる上での不安や課題を解決するための支援を行う、宮崎県外国人材受入定着支援センターが、昨年7月にオープンをいたしました。

労働者とのトラブルなどは、当該センターや管轄の職業安定所などに相談されていると思われませんが、町としてそのようなトラブルに関するご相談はお受けをしていないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 町としては、トラブルについての受付はしていないということですね。やはり皆さん身近におるわけですから、できれば、専門家に任せたいと思うんですけども、やはり身近な問題については、できれば庁舎内でも、対応できたらいいんじゃないかなと、いうふうに思っておりますので、今後の課題として、そういう問題が起きたら気軽に対応

できるような体制は作っていただきたいなど、いうふうに思っております。

それでは、④の質問に入ります。事業所からですね、住居不足の問題があると聞いております。

実績のある事業所においては、宿泊施設を完備しているところもありますけれども、小さな事業所では、自前の宿泊施設がないところもあります。

町内には、町営住宅の空いているところも多くあります。町営住宅は入居要件もありますけれども、入居要件を緩和して入居できれば、家賃も入るわけですので、この件についてはどうなのかと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 事業所から住居不足問題があると聞いているが、町営住宅への入居、空き家、入居のできないかとの質問にお答えいたします。

近年、全国的に人口減少や過疎化の影響等により、公営住宅への入居について需要が減少し、空き家が多い状態となっている住宅が増える一方で、労働力不足の解消に向けた外国人労働者の雇用拡大により、想定される住居不足の問題は事業者にとって懸念材料となっておりますが、行政にとっても地域の経済活動等への影響を考慮した場合に、解消すべき課題であると考えております。

県や都城市等においては、公営住宅の目的外使用について、国の承認を経て、本来の公営住宅への希望者の入居を妨げない範囲で、外国人労働者の受入れを開始しております。

三股町においても、本来の入居を希望者のための住居について、十分に確保することを優先とした上で、県や近隣自治体の取組を参考にしながら、外国人労働者の公営住宅への受入れを検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 現状においては、まだ受入れはしていないということなんですね。できれば、そういうことで、結構空いているところもありますので、要件を緩和しながら、受入れができればいいんじゃないかなと。

当然、家賃も入るわけですから、人が住んだほうが住宅は長持ちしますので、そういうことで、今後十分検討していただきたいと思います。

それから、町内には空き家も多くあります。空き家でも比較的新しい物件もありますし、古民家ですと、面積も広く、間取りも多いわけですから、少し改装したら、多人数でも入れます。家主や地域住民との関係もありますけれども、改修費用を若干補助しての利活用はできないか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 住居問題の解消のために空き家の改修、利活用ができないかということについてお答えいたします。

三股町では、空き家を改修した利活用による外国人労働者の住居不足問題の解決に向けての対策、対応は今のところありませんけれども、外国人労働者への空き家の改修利活用による対応につきまして、まずは近隣自治体の情報収集を行って、取組状況を調査したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 空き家もさっき言ったようにたくさんありますので、何らかのかたちで利用できればいいのではないかと思うんですけど、ただ、大幅な改修になりますと金額も大変になりますので、特に、そういう小規模の企業においては出費がかさんでくるということですので、そういう改修費用についての補助については、全く考えはございませんか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 空き家の改修費用の補助というご質問かと思えます。外国人材に限っての補助というのは今行っておりません。移住・定住については制度としてございますが、外国人材の入居に対する補助というのは、現在検討は行っていないという状況です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 了解しました。改修費用が無理ならですね、空き家の斡旋でもいいのではないかなというふうに思っております。

先ほど申しましたように、外国が入居するとなりますと、家主や地域住民とのトラブルの原因にもなりかねず、貸したがる傾向もあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういう相談があったら、町のほうでも中に入ってもらえばいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後相談があったら、そのように十分検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、⑤の質問に入ります。

インドネシア、フィリピン、中国など、他言語で文化が違う人たちが地域社会の中で生活するわけですから、多文化共生社会の推進が急務とされております。

今までは人手不足を解消するための労働者として経済活動の担い手だったかもしれませんが、これからは地域社会を維持し、社会活動や地域文化を保持する担い手として捉える必要性があるのではないかと思います。

町として、多文化共生社会の推進についての具体的な取組はされていないのかお伺いいたしま

す。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 多文化共生社会の推進が急務とされているが、具体的な取組はなされているのかとのご質問にお答えいたします。

今回策定いたしました第6次三股町総合計画後期基本計画の中に、外国人材の受入れ促進と定着に向けて就労と生活の支援体制を整備し、外国人と地域住民が共に安心して暮らせるまちづくりを推進することをうたい、主な取組を3つ掲げました。

1つ目は生活支援体制の構築です。

住む場所の準備や日本語習得、災害時の対応など、生活全般に関する困りごとに対する支援体制の構築について、事業者の皆様とも連携を図り進めてまいりたいと考えています。

2つ目に事業所等との連携による雇用管理の適正化です。

外国人労働者の皆様が日本でその能力を十分に発揮し、適切な労働条件と安全な環境で働けるように、事業主が守るべきルールや配慮すべき事項を定めるなど、働きやすい環境整備に対する支援を努めてまいります。

3つ目に住民理解と多文化共生の推進です。

国籍や文化の異なる人々が互いの違いを認め合い、地域社会の一員として共に生きる社会を目指し、町民の皆様への意識啓発や外国人住民の社会参画について支援できる体制を構築していきたいと考えております。

以上の取組を、令和8年度から令和12年度までの後期基本計画の目標として掲げました。国や県、関係機関と連携しながら一体的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 当該質問につきまして、教育委員会の取組についてご説明します。

本町では、宮崎県の宮崎外国人住民支援交流等活動促進事業補助金を活用し、令和4年度から地球人BASEへ事業委託し、外国人住民と町民が安心して共に暮らせる地域づくりを進めております。

なお、令和6年度の事業費は91万8,000円で、そのうち県補助金が24万3,000円、町負担が67万5,000円となっております。

当該委託事業による具体的取組と効果等につきまして、交流と教育の2点に分けて説明いたします。

まず、交流による多文化共生の推進につきましては、外国人住民と町民が互いを理解し、地域の一員として関わり合う機会を創出するため、年間10回程度の交流会、つながるオープンカフェ

エを町内飲食店等で開催しております。

その参加人数につきましては、令和6年度は93名、令和7年度は約200名を予定しており、多様な背景を持つ住民同士が気軽に交流できる場として定着しつつあります。

また、令和7年度には、まちづくりグループの協力を得て、外国人住民と町民合わせて20名が、ふるさと祭り・軽トラのど自慢に出演するなど、地域行事への参加も進んでおります。

こうした活動を通じて、外国人住民と町民が互いを理解し、地域を支え合う関係づくりを目指しております。

さらに、町民向けには多文化共生サポート養成講座を出前講座として実施し、異なる文化を尊重しながら、共に暮らせるための意識啓発にも取り組んでおります。

次に、教育による多文化共生の推進につきましては、外国人住民が地域で孤立することなく、生活に必要な日本語を身につけられるようオンラインによる日本語講座を実施しております。日本語個別サポートでは一人当たり1回から15回の個別学習を行い、令和6年度は10名が参加いたしました。

日本語能力試験、JLPT対策講座は、全4回の講座を実施し、4名が受講、そのうち上から2番目の難易度であるN2と3番目のN3に、それぞれ1名ずつが合格するという成果がありました。

日本語学習の機会を確保することで、外国人住民が地域社会に参加しやすくなり、生活の安定や孤立防止につながっております。

このように、本町では交流と教育の両面から多文化共生を推進し、外国人住民と町民が互いに理解し合い、安心して暮らせる地域づくりを進めております。

そのほか、小学校2校において、外国人児童の学びを支援するため、会計年度任用職員を配置し、授業中の学習内容の補足説明など、個々の児童の理解度に応じたきめ細やかな支援を行っております。

今後も、地域の実情に応じた取組を継続し、多文化共生社会の実現に努めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 別紙2、昨年のもち池六月灯の折に写真を撮ったんですけども、近くの事業所からマレーシア女性の方10人が見学に来ていました。

もち池の六月灯は、様々なイベントがあり賑やかで、町外からも多く見えてきます。

婦人会の総踊りでは、大人から子供まで輪の中に入って踊りますけれども、彼女たちにも輪の中に入って踊りませんかと誘ったら、最初は躊躇をしておりましたけれども、何回か誘うと、皆さん輪の中に入り楽しく踊っていただきました。日本での夏祭りは初めてで、踊りも初めてです

と言っていましたけれども、非常に気さくで明るい人たちでした。

ちょっとしたきっかけで、少しだけの国際交流ができたのかなと、また、子供たちとの会話もでき、外国人を身近に感じて、親近感が出てきたようでございます。

町内には様々な祭り、イベントがありますので、地域行事に少しでも参加してもらえる環境整備も整っていければ、国際交流、親善の役割も果たしていけるのではないかと考えております。日本に来て働いてよかったなど実感できる環境、サポートをお願いして、2番目の質問に入ります。

質問事項2の選挙投票率向上の対策について、質問をいたします。

去る2月8日に第51回衆議院議員選挙が行われましたけれども、県内投票率は53.37%、高市政権の風情などに注目が集まり、高市ブームの盛況もあり、前回衆議院選を2.76%上回っております。

しかしながら、現行の地方選挙区比例代表並立制が導入されて以来、4番目に低い水準に留まり、市町村別では西米良村が88.32%と最も高く、諸塚村の85.79%と続き、もっとも低いのは都城市47.07%、三股町49.81%と、ワースト1、2位となっております。

50%を下回ったのは都城市と三股町のみで、前回衆議院選もワースト1位、3位と不名誉な記録となっております。

まず、①の市町村別の投票率及び期日前投票率はどのようにあったかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 令和8年2月8日に執行されました第51回衆議院議員総選挙の本町の結果を踏まえまして、選挙管理委員会書記長として回答いたします。

事前要求資料につきましては、4の①及び②をご覧ください。

今回の衆議院選挙は、県内投票率53.37%で、令和6年度の第50回衆議院選挙と比べまして、2.76%増加し、26市町村中では23市町村で前回を上回る結果となりました。

また、期日前投票に関しましては、県内で前回より3万4,701人多く、18%の増加となりました。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 次に②の質問に入ります。

町内投票所及び年代別の投票率は、どのようにであったかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 町内投票所及び年代別の投票率の結果について回答いたします。

資料5をご覧ください。

本町の投票率は、有権者数2万213人に対して、投票者数1万68人の49.81%で、前回と比べまして3.17%増加しましたが、県内投票率と比べますと3.56%低く、市町村別では下から2番目という低さとなりました。

また、本町の投票率を年代別で見ますと、70代が65.5%と一番高く、そこから年代が下がるにつれて投票率も下がり、10代は33.06%という結果となりました。

町内には11の投票所を設けています。最も高かったのは第5投票所、第5地区防災センターの53.96%で、次に第1投票所、第1地区分館の53.23%で、県内投票率53.37%を上回るのは第5投票所のみとなっております。

最も低かったのは第3投票所、3地区分館の46.28%、次に第11投票所、三股西小学校の46.51%となっており、県内投票率を下回るのは計10の投票所となっています。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 全投票所11の中でも、6投票所が50%を下回っている状況ですけれども、何か対策をしていかないと投票率は下がるばかりです。

以前質問した中で、県選挙管理委員会や都城北諸県支会、明るい選挙推進協議会において、8項目について投票率向上を議題とした意見交換や検討を重ねてきたとの答弁がありましたので、再確認したいと思います。

1番目に、期日前投票時の事務の簡素化、2、投票用紙の記号式化、3、期日前投票時間の投票時間、4、わけものの主張の目的意識、5、投票時の特典の追加、6、高等学校に記述前投票所の解説、7、ネット投票の実現、8、住居移転に伴う住民票の移動の強化等についての答弁がありましたので、当然検討されていると思いますが、検討結果はどうであったのか、進展があったのか、また実行できた項目があったのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） ③、今のは③の問題ですか。

○議員（6番 堀内 和義君） 前、そういう回答があったものですから、これについて簡単でもいいんですけども、できればお願いしたいと思うんですが。

なかったらもう次に入ります。

○議長（指宿 秋廣君） 要するに通告されていないので、3番に絡めて質問されるということであればいいですけど。いいですか。

○議員（6番 堀内 和義君） いいです、3番で。

○議長（指宿 秋廣君） では、③でお願いします。

選挙管理委員会書記長、③でいい。書記長、お願いします。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） ③番の質問についてお答えいたします。

若い世代の投票率向上に向けた対策、検討について、第51回衆議院議員総選挙の世代別の投票率の結果からお答えいたします。

資料5をご覧ください。

本町の投票率は70代、60代が60%と高く、一番低いのは20代の26.5、57%、次に10代の33.06%でございますが、注目すべき点としては、30代、40代の投票率が40%、50代でも50%程度にとどまっていることでございます。

10代、20代は有権者数が少ないのに対しまして、30代から50代は有権者数が多く、この世代の投票率が上昇すれば、町内全体の投票率の増加が大いに期待できます。

このことは、逆に考えますと、今後、世代がスライドしていきまして、現在の30代から50代の方が、このままの投票率で60代、70代になったときに、大幅な投票率の低下を及ぼすことが懸念されるものでございます。

このことから、若者はもちろん、働き世代であります30代から50代の投票率向上に向けた啓発、対策を強化していく必要があると考えております。

さて、投票率向上の対策につきましては、県選挙管理委員会や都城北諸県支会及び町明るい選挙推進協議会において、意見交換や検討を重ねてきました。

例えば、期日前投票の事務簡素化を行いました。

また、わけもんの主張などの啓発活動の強化、LINEやフェイスブックなど、SNSを活用した情報発信などは、本町でも実施しております。

ネット投票の実現等につきましては、国内で、現時点では投票は原則できないものと認識しております。注目は、3月1日の新富町議会議員補欠選挙において、タブレットを使った電子投票が実施されました。電子投票は、今まで通り投票所に来ていただく必要はありますが、タブレットに表示された候補者をボタンを押して選ぶ作業になるため、書き間違いや疑問票がなくなり、開票もスムーズに行える反面、紙ではなく、目に見えないデータでの取り扱いになるため、その信憑性や改ざんが起り得る不安なども叫ばれております。

本町としましては、電子投票について視察研修を行いまして、投票用紙での投票とのメリット・デメリットについて、比較検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 若年層の低い投票率が続いておるわけですが、やはり8月30日は一番身近な町長、町議会選挙があります。

何か対策していかないと、投票率は下がるばかりでございます。

今後の課題としては、やはり若年層の投票率の向上を十分図っていかないと無理なのかなあと
いうふうに考えております。

先ほど、ネット投票の実現も議論ということであったんですけど、これについてはできないと
いうことですね。そういう解釈でいいんですか。

そうなりますと、やはり先ほどありましたようにSNSによる発信ですとか、インターネット
を通じ、活用した情報提供をどんどん進めていただきたいなど。

やはり、わけものが感心があるものについて、実施していただきたいなというふうにあります。
次に、4の質問に入ります。

期日前投票は毎回の選挙でも増えており、期日前投票は文化会館、西部地区体育館、第6地区
分館の3か所で実施されております。高等学校に期日前投票所の開設の話もありましたけど、櫻
美学園高等学校に投票所の開設はできないか。櫻美学園の近くには西部地区体育館の投票所もあ
りますけど、校外になります。

高校生活の中では最初で最後の選挙になるかもしれないわけです。選挙に対する期待も大きい
し、関心もあるのではないかと思います。校内で実施することにより、選挙権のない他の生徒も
選挙に関心を持ってもらい、将来的には20代での投票率も上がってくるのではないかと思いま
す。昼休みを利用した取組でもいいかと思いますが、期日前投票の開設はできないか、お伺い
いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 期日前投票は増えている、投票所の拡大はできないか
とのご質問にお答えします。資料は4の②をご覧ください。

期日前投票者数の増加は、本町だけでなく全国的な流れになっております。

これは、期日前投票が広く認識され、有権者それぞれが自分の働き方に合わせて投票に行く
というスタイルが定着したのだと感じています。

さて、投票所の拡大についてでございますが、まず、期日前投票所は、地区町村ごとに1か所
以上設けることができ、うち1か所以上につきましては、午前8時30分から午後8時まで開設
しなければなりません。

本町では現在、文化会館をメインの会場として設置するほか、出張所としまして、第6地区分
館、西部地区体育館に、それぞれ1日間設置しております。

投票所1か所新設または期間等を延長いたしますと、そこにシステムや資材の配置、職員の配
置による人件費が発生しまして、当然今より費用がかかることとなります。

過去を振り返りますと、行政改革検討委員会で投票所の削減と費用対効果が検証され、当日の
投票所を15か所から11か所に減らした経緯がございます。

その代替として、期日前投票所の出張所を設置しまして、段階的な見直しを経まして、現在の期日前投票所3か所に至っております。

つきましては、投票所の新設、期間延長等につきましては、再度、費用対効果を検証しながら、慎重に検討していきたいと考えておりますが、例えば、期日前投票期間中に長田地区など遠方からも投票所に足を運んでいただくための手段としまして、1週間、町コミュニティバスくいまーを全便無料で運行するなどの工夫を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 最後の質問。いいですか。堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 投票所を設けるといことは、経費も伴うんですけども、費用対効果、これだけではどうなのかなということですよ。

せっかく高校の投票所という議論もされたわけですから、ぜひ、櫻美学園、時間は短くともいいんですよ。そこでやはり経験したことが、20代の投票率に跳ね返ってくるんじゃないかなと思いますので、再度、検討していただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 時間ですので。

○議員（6番 堀内 和義君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） これより、11時まで会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を計りやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。また、50分を超えた残りの部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができるとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

発言順位6番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆さん、こんにちは。発言順位6番、中原美穂です。本日はお忙しい中、傍聴席にお越しいただきありがとうございます。

では、通告に従いまして、同日選挙の効果最大化について質問いたします。

選挙は民主主義の原点であります。その一票をいかに投じやすくするか、そしてその制度をいかに効率的に運営するか、これは行政に課せられた重要な責務であると考えます。

まず、ほか自治体の取組に触れさせていただきます。

宮崎県新富町では、九州で初めて電子投票が導入されました。タブレット端末を活用することで、有権者の投票操作は1票当たりおよそ15秒で完了し、開票作業もこれまで30人以上必要であった職員が13人に減員し、開票時間も42分と従来の半分以下に短縮できるとされました。

さらに、紙の投票用紙と異なり、書き違いがなく、杖をつきながらの方や子供連れの方でも投票しやすいなど、投票環境の改善という点でも効果が期待されています。

一方で、システム利用料は約1,150万円とされ、従来の選挙費用のおよそ2倍程度になる課題もあります。

しかし、そのうち約500万円は国の交付税措置の対象とされており、費用対効果についての議論が続いている状況であります。

こうした課題はあるものの、マイナカードとは別の形で進む選挙のDX取組として、投票所における紙から電子への転換や、開票作業の人員削減、時間短縮など利便性向上と職員負担の軽減の両立を目指した新しい挑戦である点は注目すべきであります。

今回、三股町では、町長選挙と町議会議員選挙が同日に実施されます。

投票率は偶然上がるものではありません。環境整備と戦略の積み重ねによって高められるものであります。

この機会を単なる日程上の一致と捉えるのか、それとも投票率向上と業務効率化を同時に考える契機とするのか、そこに行政の姿勢が現れると考えます。

選挙制度もまた、時代に合わせて進化していく必要があるのではないのでしょうか。

選挙は、行政が行う最大の住民参加の機会であります。

だからこそ、この環境をどれだけ整えられるのか、自治体の姿勢そのものだと考えます。投票率をどう高めるのか、若い世代にどう関心を持ってもらえるのか、そしてこの同日選挙という機会を、どのように町の行政運営の改善につなげていくのか、町長として、この選挙をどのように契機としていこうと考えておられるのか、その基本的小お考えも併せて伺いたいと思います。

質問1、まず、投票率向上の具体的取組について伺います。

令和4年度の投票率は、町長選挙50.45%、町議会議員選挙50.43%であり、町議会議員選挙については、前回より8.6ポイント上昇しております。この点は、まず評価すべき成果であります。

しかしながら、若年層の投票率は依然として高いとは言えない状況にあります。

そこで伺います。

今回の町長選挙、町議会議員選挙の同日投票に当たり、町として投票率向上に向けてどのように取組を行うのでしょうか。

また、若年層に向けた投票率向上の具体的な施策は検討されているのでしょうか。

さらに、期日前投票の利用率を高めるための取組についてもお示してください。

SNSやデジタル媒体の活用について、具体的にどのような内容を、どんな方法で発信されているのでしょうか。選挙管理委員会として従来の周知にとどまるのか、それとも成果を意識した新たな取組を行うのか、本町としての考えや戦略があれば明確に示していただきたいと思います。

残りの質問は質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 選挙管理委員会書記長として答弁をさせていただきます。ご質問についてお答えします。

町長選挙・町議会議員選挙の投票率につきましては、前回、令和4年の選挙では50.45%という結果でした。

その前を振り返りますと、平成31年の町議選が41.82%、平成27年の町議選が49.69%であったことを考えますと、同日選挙にしたことで、投票率は向上した結果となっております。

なお、この選挙の間には、国や県の選挙も実施されておりますが、国の選挙だから高いとか低いといったことはなく、どちらかといいますと、そのときの選挙の注目度が投票率に影響する傾向があります。特に国の選挙では、各メディアでも連日頻繁に情報が提供されるため、その分、町民にも情報が届く割合は高くなると感じます。

ちなみに、本町で過去約20年間で一番高い投票率であったのは、令和4年12月の県知事選挙で54.42%となっており、令和4年の町長・町議同日選挙の50.45%という数字も、4番目に高い投票率となっております。

投票率向上の対策につきましては、県選挙管理委員会や都城北諸県支会及び町明るい選挙推進協議会において、意見交換や検討を重ねてまいりました。

特に若年層に向けた投票率向上策としましては、わけもんの主張など若者を対象とした啓発事業を強化することで、若者の間での意識向上を図ることや、LINEやフェイスブックなど、SNSを活用した情報発信を実施してまいります。

そのほか、以前から学校教育の中で、政治や選挙の大切さを子どもたちに伝え、有権者になったときに意識を持って投票に行ってもらえるような仕組みの構築が必要だと言われております。

例えば、櫻美学園高校では、生徒会選挙を毎年実施しており、その際に本町の実際の投票箱や記載台を貸し出して実施いただいているほか、昨年7月には、都城選挙管理委員会が、櫻美学園の生徒に向けた選挙の講和を行うなどの取組を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原委員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問にまいります。

投票率の分析と検証について伺います。

投票率を公表することと、その数字を分析し改善につなげることは全く別の問題であります。

令和4年の町長・町議選、投票率結果を踏まえ、町としてどのような分析を行い、その結果をどのような改善策につなげたのか伺います。

具体的には、世代別投票率の分析、期日前投票利用率の分析、投票場別の投票状況の傾向分析、これらを実施しているのか、また、その分析結果に基づき、どのような改善策を講じたのかを明らかにしてください。

さらに、今回の同日選挙終了後には、同様の分析を実施し、課題の整理と改善の検討、そして、町民に分かりやすい形での公表まで行う考えがあるのかをお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） ②ね。

○議員（2番 中原 美穂君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） ご質問についてお答えいたします。

本年2月の衆議院選挙と令和4年の町長・町議選の結果を比較しますと、世代別投票率や投票場別投票率について同様の傾向でございました。

つきましては、投票率向上に向けては、選挙の種類に関係なく、県選挙管理委員会や都城北諸県支会、町明るい選挙推進協議会で意見交換や検討を重ねている内容について、引き続き取り組んでまいります。

なお、改善策の整理や公表等につきましては、毎年6月ごろに実施しております町の明るい選挙推進協議会の総会資料として情報を掲載しているほか、当日の議題として投票率向上に向けた取組などについて、毎年協議を交わしているところでございます。この情報につきまして、町の公式サイト等での公表を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原委員。

○議員（2番 中原 美穂君） 投票所別の投票状況に関してなんですけれども、当日の投票所に関して、今の三股町では別の地域ではできないというふうに聞いてますが、それはできるようにはできないんでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） ご質問についてお答えいたします。

期日前投票につきましては、多くて3つの投票所で、どこの地区の方も投票ができますが、当

日の投票につきましては、その方がお住まいの投票所における投票のみとなっているところがございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原委員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、その当日も皆さんができるような状況にできたらと思います。

また、投票に行くまでにサービスの状況なんですけれども、投票に行くと三股町としてよかもん屋さんの割引がもらえるとか、三股町の企業とのタイアップをしながら、町民に対してのサービス向上をするとか、そういったことをちょっと検討していただいて、投票に行く、その投票率を上げるということをちょっと考えていただければと思いますし、また、そのあたりは6月の取組のときに検討していただければと思います。

では、次の質問に参ります。

選挙費用と費用対効果の検証について伺います。

選挙は民主主義の根幹であり、その運営には多くの公費が投入されております。令和4年度の町長選挙及び町議会議員選挙における支出額は、約1,873万円でありました。

税金で実施される以上、その内容や効果については町民に分かりやすく説明されるべきであると考えます。

そこで伺います。

4年前の同日選挙において、単独実施との比較など、費用対効果の検証は行われたのでしょうか。

また、その結果、どのような内容であり、町としてどのように評価しているのか伺います。

さらに、本年度の同日選挙においても、投票所設営費、人件費、公費負担などの経費を整理した上で、同日選挙として実施したことによる効果や課題について検証を行う考えがあるのでしょうか。併せて、その検証結果を町民に分かりやすく公表し、今後の選挙運営の改善や制度の見直しにつなげていく考えはあるのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） ご質問についてお答えいたします。

令和4年の町長・町議選挙を執行するにあたり、当時、同日選挙とそれぞれを別で実施した場合の比較検討を行いました。

当時の検証結果としまして、同日選挙にしたほうが、約700万円の経費削減を図ることができるといった結果となりました。これは人件費や物価高騰の影響で、現在はさらに金額が大きくなっていると考えます。

特に大きいものとしまして、人件費や報酬が2倍になります。また、入場券の印刷や郵送費用が2倍。また、ポスター掲示、看板の設置が2倍かかるなど、同時にできるものを別に実施すると、経費の面で非常に効率が悪くなると考えます。

このようなことから、別々に実施しておりました町長・町議選挙を同日に実施することは、経費の面では効果があるものと考えます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原委員。

○議員（2番 中原 美穂君） 選挙は民主主義の根幹であります、その運営は町民の税金によって支えられております。だからこそ、その経費と効果については検証し、今後も町民に説明する責任が行政にあると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

では、次の最後の質問に行きます。

若者の政治参加と次世代育成について伺います。

18歳選挙権開始以降、本町における18歳から29歳までの投票率はどのように推移しているのでしょうか。若い世代の政治参加は、町の将来に直結する重要な課題であり、投票率は本町の未来を移す指標であります。

そこで伺います。

高校との連携による、主権者教育、模擬投票の実施、SNSや動画を活用した分かりやすい情報を発信、これらを含め、次世代育成の機会として活用する取組を検討しているのでしょうか。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） ご質問について答えします。

平成28年7月に執行されました参議院選挙から、18歳以上の投票が可能となりました。その後、現在までの10代、20代の投票率の推移につきましては、15%から35%の間を上下する形にはなっておりますが、全体的には微増ではあります、右肩上がりの傾向となっております。

10代に関しましては、年齢引下げ後に執行されました平成29年10月の衆議院選挙で、51%という高い投票率となっております。

これは当日、全国的にメディア等でも積極的に18歳の投票が叫ばれたことで高くなりましたが、次の県知事選挙では19%となり、一時的なものとなりました。

分析としましては、10代、20代投票率のグラフは、町全体の投票率と同じ形になっているため、10代、20代のみ投票率の向上を図るというよりは、やはり町全体の投票率を上げることで、10代、20代の投票率も同じように上がってくると考えられます。

つきましては、引き続き、町全体の投票率向上に向けた対策を続けてまいります。10代、20代に特化した取組としましては、高校生から29歳までが対象であります選挙啓発事業、わけもんの主張の強化、また、学校での選挙講話の開催や、LINEなど、SNSの動画等を活用した情報発信などを実施してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原委員。

○議員（2番 中原 美穂君） SNSでの発信を行うとのことですが、一度の発信だけではなくて、町民の認知や理解が十分に広がるように、町民の皆さんにしっかりと情報を届くよう、継続的な発信や定期的な周知を行うことをよろしくお願いします。

今回、質問を通じて申し上げたいのは、同日選挙の是非そのものではありません。

本町では、4年前にも同日選挙を実施しております。だからこそ、問いたいのは、この4年間で何を検証し、何を改善し、今回どのように進化させているのかという点であります。同日選挙を単なる日程調整として繰り返すのか、それとも前回の経験を踏まえ、町民参加をさらに高める機会とするのか、そこに行政の姿勢が現れると考えます。

4年前よりも一歩前に進んだ同日選挙となることを求め、同日選挙の効果最大化についての質問を終わります。

続きまして、事項2の行政窓口におけるキャッシュレス決済導入について質問いたします。

まず、三股町役場窓口における支払い方法の現状について伺います。

町民が役場で支払いを行う場面は、各種証明書の発行手数料、施設使用料、保育料など、日常生活に直結するものが多くあります。

一方で民間では、クレジットカードやQRコード決済など、キャッシュレス決済が急速に普及し、現金を持ち歩かない生活で既に一般的になりつつあります。

そこで伺います。

現在、三股町役場の窓口において、クレジットカードやQRコード決済等のキャッシュレス決済は導入されているのでしょうか。導入されていない場合は、その理由を伺います。

また、現時点での支払い方法の対応状況を具体的にお示してください。併せて、町民の利便性という観点から、現状をどのように評価しているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 役場窓口における証明書発行手数料、使用料、保育料等の支払いにおいて、キャッシュレス決済は導入されているのか、現状の対応状況は、の質問にお答えしたいと思います。

まず、答弁につきましては、役場窓口で支払いに来られる方々を前提にお答えしたいと思います。

す。

証明書発行手数料につきましては、会計課前の券売機にて、町の証紙を購入し、申請書に添付して納めていただいております。券売機は、硬貨及び千円札紙幣の対応となっており、キャッシュレス決済には対応していないところでございます。

使用料、保育料等の支払いにつきましては、発行した納付書を会計課、または指定金融機関、郵便局にて現金でお支払いしていただくことになっておりますので、キャッシュレス決済には対応していないところでございます。

また、保育料、児童クラブ利用料、住宅使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、墓地管理手数料、奨学資金、奨還金の納付書については、コンビニエンスストアにて支払い可能であります。現金支払いのみとなっているところでございます。

ただし、納付書のバーコード印字部分をスマホ決済アプリ、P a y Bで読み取る場合のみ、キャッシュレス決済に対応しているところでございます。

また、地方税の固定資産税、軽自動車税、町県民税、普通徴収税、国民健康保険税の支払いについては、令和5年度から納付書にQRコード印字を開始しておりますので、キャッシュレス決済に対応しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原委員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問にまいります。

キャッシュレス決済導入の必要性に対する町の認識について伺います。

近年、キャッシュレス化が急速に進み、日常生活ではクレジットカードやQRコード決済を利用する町民が増えております。そのような状況において、役場窓口における支払い方法が現金中心であることについて、町民の利便性向上、来庁時の負担軽減、職員の現金管理業務の軽減といった観点から、町はどのように認識しているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ご質問についてお答えいたします。近年、社会全体でキャッシュレス決済が急速に普及しております。

本町におきましても、町民の皆様のライフスタイルが変化し、現金を持ち歩かない方が増えている現状を認識しております。

役場窓口へのキャッシュレス決済導入は、町民の皆様にとっては、現金の準備やつり銭の受け渡しが不要となることによる、利便性の向上や待ち時間の短縮につながります。

また、行政側にとりましても、現金の授受に伴う接触機会の削減による感染症対策、及び職員の現金管理業務の効率化や計算ミスの防止など、双方に大きなメリットがあるものと認識してお

ります。

ただし、クレジットカードやQR決済には、手数料が発生します。現時点では3%程度の負担が見込まれます。

このため、導入後のコストと収納率向上による効果を総合的に評価し、財政負担とのバランスを慎重に見極める必要があります。

また、高齢者等の現金利用を必要とする方への配慮も重要であることから、現金とキャッシュレス決済の併用も一定期間必要と考えます。

よって、導入する場合、利用頻度の高い業務から段階的に導入し、効果を検証した上で順次拡大するのがよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原委員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問にまいります。

近隣自治体における導入状況の把握と評価について伺います。

隣接する都城市では、市民課・税関連窓口をはじめ、都城島津邸や歴史資料館、さらには公立保育園、幼稚園、総合支所、地区市民センターなど幅広い窓口業務において、キャッシュレス決済が導入され、実際に運用が進められております。

このように近隣自治体では、行政窓口等においてキャッシュレス決済が導入されており、本町としてこれらの導入状況をどのように把握しているのか、また近隣自治体で実施されている取組について、本町としてどのような検討を行ってきたのか具体的にお示しをいただきたいと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ご質問についてお答えします。

近隣自治体におきましては、住民票や税証明等の発行手数料、施設使用料の支払いにおいて、クレジットカードや電子マネー、QRコード決済などを導入する事例が増加していると承知しております。

本町といたしましても、近隣自治体の導入状況や利用実績、導入後の運用課題等について情報収集を行っているところです。

先行して導入された自治体においては、利用者から好評を得ているケースも多く、時代のニーズに即した有効な取組であると高く評価しております。

今後も近隣自治体の事例を参考にしつつ、本町の実情に合った導入形態を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原委員。

○議員（２番 中原 美穂君） 次に、三股町における導入可能性と段階的整備について伺います。

キャッシュレス決済の導入について先ほどの答弁で少しずつ検討していくとのことですが、一度に全ての窓口業務で実施することが難しい場合もあると考えます。

しかし、証明書発行手数料や施設利用料など、比較的導入しやすい分野から開始することは可能ではないでしょうか。

例えば、まずは限定的な範囲でモデル的に導入し、課題や費用対効果を検証しながら段階的に拡大していく方法も考えられます。

本町として、こうした段階的な試験導入する考えはあるのでしょうか。予算措置、スケジュール案、またモデル的導入を含めた具体的な検討を行う意思はあるのでしょうか。町の見解をお示しください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ご質問についてお答えいたします。

キャッシュレス決済の導入につきましては、全庁的な一斉導入は、システム改修や機器整備、維持費等の面でハードルが高い側面もございます。

そのため、まずは発行件数が多く、町民の皆様の利用頻度が高い分野などの窓口手数料から導入を検討することが現実的であると考えております。

ご提案いただきました段階的な整備やモデル的な導入につきましても、費用対効果や事務フローへの影響を見極める上で、有効な手法であると認識しております。

これからの町としての決済の方向性を打ち出した上で、まずは利用件数の多い窓口や比較的導入しやすい分野からスモールスタートで開始し、その効果や課題を検証しながら対象範囲の拡大していく方法も含めまして、導入を検討していく方向で調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原委員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、最後に導入に伴う課題と対応について伺います。

キャッシュレス決済の導入に伴う決済手数料、システム導入費、セキュリティー対策、運用体制の整備など一定の課題があることは承知しております。

しかし、課題があるから導入できないのか、それとも課題を整理した上で前向きに検討していくのか、今答弁でもあったように前向きに検討していただけるということはありがたいと思います。

また、本町としてこれらの課題をどのように整理し、どのような対応を検討し、町民の利便性、職員の業務効率、費用対効果等の調査結果を踏まえた本町の適用可能性に関する内部検討状況な

どを含めお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ご質問についてお答えします。

キャッシュレス決済の導入に当たりましては、幾つか解決すべき課題がございます。

具体的には、決済事業者を支払う決済手数料の負担の在り方、専用端末等の機器やシステムの導入、既存システムとの連携に係る導入コスト及び運用コスト、そして町民の皆様の大切な情報を守るためのセキュリティー対策などが挙げられます。

特に決済手数料につきましては、歳入の減少につながる恐れがあるため、その取扱いについて慎重な議論が必要です。

対応策といたしましては、複数の決済手段を一括して契約できるサービスの選定によるコスト削減や指定金融機関との連携、また、国の交付金活用の検討、信頼できる事業者の選定などを視野に入れ整理を行っています。

今後、先進自治体の事例や費用対効果を十分に精査し、セキュリティーを確保しつつ、町民の皆様にとって最も利便性が高く、かつ持続可能な運用ができる仕組みとなるよう、前向きに検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原委員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。行政改革というと、大きな制度改革のように聞こえるかもしれませんが。

しかし、実際には、町民が日常の中で感じている小さな不便を一つずつ改善していくことこそが、最も実感のある行政改革ではないでしょうか。

キャッシュレス決済の導入も、決して大きな制度改革ではありません。

しかし、町民にとっては、確実に利便性を高める一歩になります。

社会は確実に変化しています。現金を持たない生活が広がり、利便性が、効率性の向上は当たり前の時代となりました。

その中で、役場窓口だけが従来通りでよいのか、前例がないから課題があるからと立ち止まるのか、それとも課題を整理しながら前に進んでいくのか、そこに行政の姿勢が現れると考えます。

4年前、私は、役場トイレの石鹸設置について一般質問を行いました。

その後、簡易型からプッシュ式へと改善されました。

また、3年前に提案したユーチューブ配信についても、今回予算化され、6月以降実施される予定です。さらに、おくやみ窓口の設置についても、質問を契機に前進が見られました。いずれも、決して大きな制度改革ではありません。

しかし、声を受け止め、検討し実行に移せば、行政は確実に前に進むという一例であります。改革とは、大きな号令ではなく、一つ一つの改善の積み重ねであると考えます。

キャッシュレス導入も、その延長線上にある取組ではないでしょうか。できない理由を探すのではなく、どうすればできるのかを考える、その姿勢を行政に求めたいと思います。

では、お聞きします。

町長は、三股町の行政がこれからも前例を守る行政であるべきとお考えなのか、それとも町民の暮らしに合わせて改善を重ねていく行政であるべきとお考えなのか。最後にそのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（指宿 秋廣君） キャッシュレス決済に限られているので、それであれば、6月議会にやるとか、改めてやり直すとか、そういう形のほうがいいのではないのかなと思います。町長が喋ると言われれば別ですけど。

○議員（2番 中原 美穂君） キャッシュレス決済について。

○議長（指宿 秋廣君） 別の質問を。もう一回、中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、キャッシュレスに決済に関しても含めて、町長のご意見をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） はい。キャッシュレスで。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町長としてと言いますか、町としての考え方をお話しさせていただきたいと思います。

まず、本町のほうには、三股町職員心得10か条というのがございます。

全部で10項目なんですけれども、1つ、あいさつがすべての基本。身だしなみは人のため。感謝の気持ちを忘れず、謙虚に生きる。4番目が、損得ではなく善悪で判断し、人間として正しいことを貫く。というようなことですね。

その中の9番目にですね、自治体の常識・殻を打ち破るという項目がございます。

この内容を紹介しますと、時代の変遷とともに住民のニーズも多様化し、新たな課題に、前例、踏襲では対応できない事例も増えつつあります。役場だからこういう、こうあるべきだとの固定観念にとらわれず、自由で前向きな発想で、町民にとって何が善良で満足度を高めるのかの着想で、果敢に挑戦しよう。こういう形ですね、いろんな時代の変遷に対応できるよう、町民にとって何が一番幸福度が高いのか、そういう視点から町政を動かしているつもりでございます。

そういう意味では、ここにご質問の回答は、この第9番目の、自治体の常識から落ち破るといって、そういうスタンスで仕事をさせていただきたいと、またしているという覚悟で仕事をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。

では、今の内容も、また職員や町民にも、告知じゃないですけども、見せていただければ、もっと皆さんが周知も含めて理解していただけるんじゃないかと思います。

三股町が変わらない役場ではなく、時代に応じて進化し続ける役場であることを強く期待し、本質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これより、昼食のため、13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時41分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、新坂議員。

〔7番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（7番 新坂 哲雄君） こんにちは。通告により7番、新坂哲雄です。

ただいま、都城市議会定例会が行われております。子育て支援及び高齢者まで手厚く支援を行っております。今回は、75歳以上、元気いきいき商品券予算2億円を考えられております。近隣本町としてましても、検討してもらいたいと思っております。

それでは、一般質問についてお伺いをいたします。

1番目に植木地区福吉南側町道の側溝の蓋についてと、2番目に林道整備について、3番目に長田峡についてお伺いをいたします。

それでは、1番目の植木地区の福吉南側溝蓋整備はできないかをお伺いいたします。

あとは、質問席にてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 植木地区の福吉の南側町道の側溝蓋の整備はできないか、消防車両が通りにくいための質問についてお答えいたします。

該当する路線は植木6号線であり、側溝蓋の設置については、令和4年4月に地区要望を受け付け、昨年9月には新坂議員からの要望を受け付けております。

現在、植木6号線に設置している側溝は形式が古く、蓋がかりがないことから蓋をかけるためには側溝改修工事を行う必要があり、側溝の縦断勾配などの検討に時間を要しましたが、令和8年度当初予算において予算を計上しているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 町長のほうからお話がありましたので、大体、町長と意見が一致しているところはあるんですけども、これはですね、以前から公民館を上げて要望を上げていつまでたっても効果が出てこないということで、私も3回ぐらい、現地を踏んでおります。

周辺を見渡すと全部整備されて、あそこだけが何ではまってないのかなと不思議でなりません。私のような地域であれば人口が少ないので、てげてげでいいんですけど、ああいうところを、密集地でなぜやらないのかなと不思議でなりませんでした。

一応、回答はされたんですけど地区住民の方が、やっぱり住宅地ですよ、あそこは。やっぱりどげんかしてくれと、蓋をかけんと消防車も通りにくいということを言われて、私も植木のほうに二、三度足を運んでいるのかなと思っております。

計画をはっきりしていただきたいと思います。

私も、都市計画課に行って、いつからやりますよと聞いたんですけど、実際実行されていないんですよ。私もまた公民館長に嘘を言うわけにはいきませんので、はっきり、いつ頃からやるということをはっきりしてもらわないと、私もまた行ったら、どげんなったかと聞かれますよ。そこら辺がわかれば、すみませんよろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 町長の答弁でもありましたとおり、来年度当初予算において予算を計上させていただいております。

本議会で議決されましたら、速やかに執行したいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 何か月か前にもその返答は聞いたんですけど、その当てにならんとですよ。確実なことを言ってもらわんと、私は公民館で嘘を言うたがね、おまえが言うのと話が違うがねと言われるんですよ。来年と言ったって、いつかは分からんわけですよ。12月まで引っ張れば、じゃ来年ですよ。

そこら辺が、もうここはもう長さが50メートルぐらいあるんですか、そこら辺も把握されておれば、そこら辺も、メートル数も聞きたいんですけど、はっきり3月までやるとか4月、5月までやるとか、そこ辺の大まかな線を出してもらわんと、私は返答しないと困りますよ。

来年来年と言われて、そらほがねえって言われますよ。何の工事やっても期限を設けてあげないといかんと思うんですよ、いかがですか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 先ほどの答弁でも言いましたけど、今回の議会で予算計上させていただきます。

議決後でないとも何も確定したことは申し上げることはできませんけれども、議決後は速やかに実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） もう町長に直接聞かないけんけど、町長いかがなんですか。いつまでに終わる計画を持っておられますか。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっとお待ちください。休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時39分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） もう1か月、2か月前だったですかね、都市計画課に聞いたら、ここは計画に上がっていると聞いたので、安心感もあってやったんですよ。

やっぱり今日、議長が言われたとおりでしょうけど、やっぱり計画に上がってるって言ったら、やっぱり日時の設定ができたのかなと思っております。

まあ、一応前向きにといいですか、来年ということは、当てが外れた相手に、相手があるわけですから、やっぱりそこは確実に教えていただきたいと思います。

その件は、一応これで終わります。よろしく願いいたします。

次に、林道整備について、梶山長田の林道が、災害等により四、五か所崩れており、木材運搬等が出来ない状況であるが、その対策についてお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 梶山長田の林道が災害等により四、五か所壊れており、木材運搬等ができない状況であるが、その対策はとのご質問についてお答えいたします。

ご指摘の箇所につきましては、壊れている状況の大部分が路肩崩壊であることからその崩壊規模にもよりますが、基本的にはのり面側の斜面を削り、迂回する工法を採用し林道を復旧していくこととなります。

したがいましてのり面側、斜面側ですね、土地所有者との協議が整った箇所より順次復旧を進めているところでございます。

また、林業事業体により伐採を行う場所で林道が壊れていた場合には、その都度現地確認を行

い、対応方法を協議した後に復旧に必要な原材料等について支給、補助を行っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 農業振興課と一緒に山林を見学してまいりました。

四、五か所については、一応把握しておりますが、私が一番最初に工事をしていただきたいのは、旧せせらぎ荘跡から青井岳に抜ける道ですね、これは皆さんが私の地域では、公道だから早くやらないかんとじゃないかと言われました。

これは、林道で上がっているんですけど、山之口から青井岳線はもう整備されてきれいで通れるようになっているんですけど、三股側のほうが決壊で通れない状況です。ここの状況が、一番災害費用がかかる場所と思います。

今度の台風次第ですけど、まだ上のほうから崩れてくるような気配が見受けられます。上を眺めると杉が倒れて、まだいかにも崩れそうな、決壊をするような状況であります。そこが公道なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 今、新坂議員がおっしゃられた林道につきましては、板ヶ谷林道という名称がついておりまして、三股町が認定している林道の一つでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 本町の総面積の山林が約70%、民有地を含めて70%あります。町有林約300町歩あります。これはあまり手入れがなされないような気もいたしております。

それと、2番目の町長が就任されたときに名を付けられた山があって、めぐみの森公園ご存知ですか、町長。覚えておられますか。何百人も来て植栽をしたとことがあるんですけど、覚えていらっしゃらないですか。覚えてる。

私も初めて、あそこに町長が名前を付けたんだよと言われためぐみの森公園、私も地元において初めて、今度初めて行きました。そこから上がったところが、やっぱり土砂崩れを起こしているんですね、これが御崎神社まで行っているんですよ、通り抜けができるようになっているんですね。そこが崩れて、森林組合が途中まできれいにしているんですけど、そこから先、森林組合はぱったり来ませんよね。道路は。

私は、そこからめぐみの森のところが上がったところは災害工事をすれば大きく金がかかるので、隣接地の山を相談したほうが、新たに道を作ったほうが安く上がるんじゃないかとも考えております。まあ、軽微なところは早くできると思います。

それと、3番目のとこですけど、わらべの里、ご存知ですかね、轟木から上がって住宅地があるんですけど、そこから上がっていくところがわらべの里の住宅が10軒ほど、民間ですけど建っております。それからずっと上がっていくと、長田小学校に行くんですけど、そこ途中がやっぱり青井岳林道と同じように災害が非常にお金がかかると思います。

ここも材木を、民有地もありますけど、材木を運搬するのに道路が決壊してやっぱりほかの業者さんも無理やり通って4トン車に木を積んだまま谷底に落ちた、1か月ぐらい前、亡くならなかったからいいけど、材木を積んだまま4トン車が谷の底に転んでいきました。やっぱりそういう業者さんもいらっしゃいますので、整備を急いでやっていただきたいと思います。

それと、もう1か所は御崎神社から上がっている林道ですね。これも整備をしないと材木の運搬ができない状況であります。

総合的に、農業振興課長、どれを急がれる予定なのか、一番全部やるには経費がかかると思うんですけど、軽微なところから早くやって、あと青井岳線が一番金がかかるだろうなと思っております。これも町単ではちょっと無理かなと思っています。

急勾配で、物すごく急勾配で、杉がほとんど流れております。昔、青井岳に近道だったので、私は青井岳に行くときはよく通ってましたけど、こんなにひどくなっているとは思いませんでした。

やっぱり先ほども申し上げましたけど、めぐみの森は雑木を植えておりますので、崩れてないんですよ。杉山は根が浅いもんですから、木が台風で揺れたら土砂ごと川底にどんどん流れていきます。そういう状況であります。

急ぎでやる計画はどこが先にやれるのか、考えをお聞きしたいと思いますが、よろしく願いします。課長どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 質問にありました、おっしゃられた四、五か所あるところですけども、現場の状況を私たちも確認をさせていただいているところです。

あとは、実際の現場の状況を見ながらどういう形で復旧していくのか、そういうのも森林組合等とか確認しながら、どこを優先してやっていくかについては、今後また検討していくことかなと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員、四、五か所って、普通考えると一つの路線で四、五か所と認識するんですよ。今話を聞くと、あっちこっち話が出てるんで、そうであればこれを列挙してもらわないと。

まず、新坂議員以外の人たちが聞いているときに、まるっきり分からないことになるので、や

っぱり、ここは、ここは、ここはって路線が違う路線が違うことにしてもらわないと、ここで2人でやり取りをするというのを、みんな黙って聞いとかないかっていう話です。

問題を共有するためにも、ここにいらっしゃる議員さん、執行部の皆さんも分かっていたくためにも論点を整理した中で、話をする。1か所目はそれだけ話をする。

あっちです、こっちです、また話戻ってきましたというふうにならないように、ごめんなさい、休憩する必要があったかな。そういう論点でお願いします。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 5か所については、私は全部把握しているんですけど、一つの林道に、名前を全部覚えておるわけではありませんが、農業振興課と一応連絡を取って、現場確認もしておりますので、やっぱり山林は民間、民有地もいっぱいありまして、ほとんど伐期が来ていると思うんですよね、やっぱり道路が一番大事ですので、搬出ができないので、それを急いで考えていただきたいと思います。

やっぱり町の行方を皆さん、関心を持っておられると思うんですよ。

やっぱり森林組合さんも手が打てないと思っておりますので、そこ辺も考えて、今後早急に道路整備をお願いしたいと思います。

以上で、この件は終わります。

それでは、長田峡について、長田峡は観光地であるため、以前あった吊り橋を復旧できないかについてお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 長田峡は観光地であるため、以前あった吊り橋を復旧できないかのご質問にお答えをいたします。

長田峡のメインスポットともいえる轟木砂防堰堤の上には、議員ご指摘の通り過去に宮田橋が存在していましたが、平成2年9月の台風19号の影響により流出し、現在は親柱や橋名板等が残っている状況でございます。

この宮田橋の代替えとして、堰堤のおよそ70メートル下流に長田峡橋を平成6年3月に建設しておりますので、災害の頻発化、激甚化も考慮すると、同じ場所に復旧することは考えておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 考えていないということでは、長田峡のイメージアップにならないと思います。私どもは、小学校の時代から吊り橋があって、あの辺は遊びに行った思い出がいっぱいあります。

今、地区住民から見てあそこになんで橋を架けんとかなと。これだけ人間が来るんだから、こ

れを架ければ、また人が多くなるよと思っております。

あそこを架けることによって、巡回がライトアップもですけど、今度橋が架かったところからぐるぐる回れるので、やっぱりあそこを架けて巡回ができるほうが今は片一方で行っても帰ってこないといけないわけですから、あれが回転が効くようにやったらどうかと思っております。

課長、何か前向きに考えてもらえんですか。

一回架ければ、あまり維持費が要らんわけですから、あれを今度台風が起こっても引っかからないように、あと1メートルぐらい高くして作ったらいかがでしょうか。いかがですか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今の新坂議員のお話の中で、観光面ということでお話があったかと思えます。

これは、当時、平成6年4月号の町の広報誌に今回の経緯が全て記事として載っておったんですが、そこで観光面にも配慮しているという文面がございましたので少し読ませていただきたいと思えます。

橋は、工芸の里長田をイメージし親柱には1個当時80万円もする壺型のみかげ石を4個使い、手すりには町の花サツキのパネルを使用するなど、観光面にも配慮したというふうに書いてございます。

また、3月29日、これは平成6年の3月に完成式典がございまして、当時保存会や棒踊り等が披露されて橋の完成を祝ったということで、当時このステンレス製であった以前の橋が流れてしまったことによって、当時約8,700万円をかけて整備をしたというのが、現在の長田峡橋でございます。

よって、こちらに新たに代替をしたことによって、地元の皆さんが完成を祝ったという記事がございましたので、ここで今、長田峡橋を整備しておりますので、また以前のような吊り橋、議員の言われる吊り橋については、復旧をすることは検討していないということでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 何度も復旧の話をしめますけど、前向きでないのがっかりしましたけど、やっぱりあれを架けることによって、まだ観光客が増えると思うんですよ。

やっぱり、都城市の話をするといかんけど、関之尾の滝の整備を物すごくやっておりますがね、本町も目玉になるような観光地を、金を入れて整備することはできないんですか。もう一回お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 長田峡橋、今の宮田橋については復旧する検討をするというこ

とは、今考えておりません。

観光という意味でいきますと、長田峡自体はもちろん観光の目玉というふうに捉えてはおります。ただ、今回の復旧については考えていないということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 議長、ちょっと関連ですので、長田峡の件についてお伺いたします。

駐車場もちょっと整備をされて、拡張する計画はないのか、トイレとか。

そういう考えは、この前の状況を見て、何も考えられないですか。

○議長（指宿 秋廣君） 関連で、6月もあるので、また6月の中に全体的に触れてもらうということを入れとけば、一行でも入れとけば違うわけですから。

○議員（7番 新坂 哲雄君） だから、関連と言ったんですが。

○議長（指宿 秋廣君） だから、関連であっても橋というふうに書いてあるんですよ。①で橋、②でその他関連施設と書いてあれば、それで全部回答できるわけですよ、指名ができるし、執行部も考えてくるわけですけど。答えるときに。

休憩します。

午後1時57分休憩

午後1時59分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

新坂議員、どうぞ。

○議員（7番 新坂 哲雄君） それでは町長に一言、長田の今後の方向性を、長田峡の件についてちょっと何かあればお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 質問はですね、長田峡の橋の関係ですね、そちらについて今、企画商工課長が話しましたけれども、私もその当時企画課におりまして、その時に橋が流されたということで、そのときは橋を当初の古い橋が壊れて、そして新しい橋にして、それ2年ぐらいしたら流されたんですよ。

今の、だから同じような橋を作ってもまた流されるんじゃないかなということで辺地事業でですね、70メートルの下流のほうに新しい橋を作ったわけなんですけれども、今現在の集中豪雨なんかのときにですね、現場よく行きます。

ものすごい豪雨で、豪雨というか下流ですね河川の流れ、そういうのを考えるとあそこに橋を

作るというのは同じことの繰り返しになるというふうに感じます。

結構ですね、どういうふうなんですかね、太鼓橋みたいな作るのかちょっと分かりませんが、本当にですね、今の状況で橋を作るというのはまず税金の無駄遣い、これは全くですね同じことの繰り返しになっていくというふうに思いますので、橋を作る考えは全くありません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） もう課長と町長の話が一体化しよって、もう何か発言する元気がなくなりました、もう。

だけど、三股はもう観光地といってもまあ地元を褒めるわけじゃないけど、上米とかいろいろと、もう全体的にして長田が一番だろうと思うんですよ。

予算があるかなんかじゃなくて、私の想像ですけど、架けていただくんであればあと1メートルぐらい高くして橋を架ければ、階段が降りたらちょうどいい高さになるかなと思っておりました。

だけど、今日はなんか前向きじゃないので、ちょっと面白くありませんが、一応架けてもらって巡回ができるようにすれば、台風であるのはめったに引っかかることはないと思うんですけど、前は豪雨であって木が、倒木が倒れて流れてきて引っかかって流れたと思うんですよ。

それから数年後流れたやつをクレーンで持ち上げる作業をやられましたけど、埋まっておって上がらなかったという事情も知っておるんですけど。

まあ、そこ辺の努力はもうされたので、再度はもうまたいかったものを持ち上げることはできないでしょうけど、まあ、町長、他人事ばかりじゃなくて、なんか前向きにもうちょっと考えていただきたいと思います。

架けるのにですよ、橋を。

まあ1メートルぐらいかかるんじゃないかなと思って。まあ私はそう思うんですけど。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員、要望ならいいけど、もう町長が答弁したのを、もう一回するって言うと思います。逆に。

要するに、要望で止めるとかって言うのであれば何言われても十分ですけど。答弁があったので時間がと思います。だから、別な視点でしゃべられるなら自由にしゃべってもらおう。もう一回しゃべれば、どうぞ。新坂議員、手挙げて。

新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 最後の質問にしたいと思います。

地域への発展を願うつもりで町長はどういう意見を持っておれるのか、何かメインがないと活性化もできないので、将来性を持って何か構想があればちょっと答弁を聞きたいと思います。構

想。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） あそこに橋を架けるといのは、いくらかかるんでしょうかね。補助事業ありません、はっきり言って。ここはですね、できたのは辺地事業なんですね、ほとんど10億ぐらいかけてですよ、あそこの裏通りの道路を作ったりですよ。

そしてまた、橋を作ったりしました。辺地事業だからできたんですよ、橋を作るの。今回やるとすれば、何千万、億に近い金がかかる。

それを、単独でできますか。

本町ですよ、今からやろうとする事業が上米公園も今からパークゴルフ場をしなくちゃ、旭ヶ丘運動公園もこれからも整備しなくちゃ、いろんな事業があります。

その中で緊急性があるのかどうかですよ、本当にそれが観光地として必要なのかどうか、十分やっぱり議論しなくてはならないというふうに思います。

長田峡をないがしにするわけではありません。大事にしながら、しかし、町の全体的なバランスを見ながら、この公園整備、そして観光地の整備やっていきたいというふうに思いますので、今緊急性があるとは思っていませんので、ですから優先順位をつけながら、そして必要だったら、またそういう話も議論のテーブルに上がるかもしれませんが、今議論するような時期ではないと私は思っています。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 長田峡については、まあいろいろしゃべりたいことがいっぱいあったんですけどこの前のライトアップの件についても、事情がわかっておられると思いますので、今後対応を考えてもらいたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これより、14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時06分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせで50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行う

ことができるとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

発言順位 8 番、田中議員。

〔5 番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5 番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。発言順位 8 番、田中光子です。通告に従って行ってまいります。

質問事項 1 のオンデマンド交通についてです。

私は、今までに公共交通に関して、令和元年から 6 回にわたり質問してまいりました。本町はこれまで公共交通網の整備に努めてこられました。一部地域での交通空白地の解消や日中の低稼働路線の効率化が依然として大きな課題となっていると思います。既存の公共交通を補完し、より町民の生活実態に即した移動手段として、オンデマンド交通の運用をどのように高度化していくべきか、現在の利用状況の分析と、今後の展開方針について伺ってまいります。

要求資料 2 を御覧ください。

前回の課題を踏まえ、ウェブ予約、当日予約、当日の 1 時間前予約が可能となりました。

まず、質問要旨①、今後の本格運用に向けた展望について、（ア）実証実験のデータをどう分析し、今後のルートや運行時間に反映させるのかをお聞きします。

あとは、質問責任にて行ってまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） オンデマンド交通について①の今後の本格運行に向けた展開についての（ア）でございます。実証実験のデータをどう分析し、今後のルートや運行時間に反映させるのかの質問にお答えいたします。

令和 8 年 1 月から 2 月に実施しましたオンデマンド交通実証実験では、会員登録者 42 名となりました。会員は前回の実証実験から継続されているため、今回新規で登録された方はそのうち 19 名となります。また、利用件数は 16 件となりました。今回の実証実験は、昨年 2 月に実施した実証実験で課題が多かったため、システム等を改良して再度実施した形となります。前回、アンケートや聞き取りの中で特に多かった意見としまして、当日予約ができない、直前の予約ができない、ウェブ予約ができない、一日の便数が少ないという声に対しまして、システムを改良し、これらの意見全てに対応することができました。また、実証実験において、利用者側で問題は発生せず、予約から配車運行までスムーズに実施することができ、本運行させることに問題がないシステムを構築することができました。

今後については、このシステムを使って本運行をすることになりますが、定時・定路線型である現在のくいまーと予約して直接目的地まで送るオンデマンド交通は、それぞれメリットがご

ざいます。現在のくいまーる路線は、利用者への聞き取り、また、町地域公共交通計画での分析等を踏まえ運行していますので、どの地域にオンデマンド交通を取り入れていくのかなどについては、地方の交通会議に諮って進めてまいります。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今回は2回目ということで、スムーズにあって、次回も本運行になるということで楽しみにしています。今回も私のほうに何人もの人から要望があったんですが、バス停まで遠くて歩いていけないということで、バス停まで行くのに自転車で行くのと止めるところがないとか、シルバーカーやシニアカーなどで行き、置くところがないなどの声もありました。移動の100メートルが高い壁となっています。くいまーるのパンフレットを皆様にお渡ししていると思うんですが、この中で、くいまーるはフリー乗車区間というのが結構あるんですよ。このフリー乗車区間はあるんだけど、このフリー乗車区間ではない場所もたくさんありますよね。その中で、現在本町の公共交通は定留所での乗降を基本とすると思うんですが——フリー以外は、思うんですけれども、しかし支援が必要な高齢者や足腰の不自由な方にとって、自宅からバス停までのわずかな数メートルの移動が外出を断念させる大きな壁となっていると思うんです。

そこで、（イ）の質問です。高齢者から要望の多いバス停、乗降ポイントの増設についてはどのように取り組むのかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） （イ）高齢者から要望の多いバス停（乗降ポイント）の増設についてはどのように取り組むのかとの質問にお答えいたします。

現在、くいまーる内ノ木場コースは、既に一部をオンデマンド交通として運行させておりますが、内ノ木場コースでのオンデマンド交通エリアを拡大させるとともに、現在、バス停がなく、交通空白地となっている地域からも乗車できるように、新たにバス停を設置することで、さらに利便性を向上させる形で、オンデマンド交通を本格運行させたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先ほど言ったように、道端に自転車を止めると倒れて危険だと思うんですよ。私が車で走っていたら、田舎のほうでシニアカーが停まっていたんですよ。なんでこんなところにシニアカーが置いてあるのかなと思ったら、近くにバス停があって、バスで出かけられたんだろうなと思った経験を踏まえて、各公共施設にバス停を設置できると、自転車置場もあるといいんじゃないかと思うんですけれども、例えば、西部地区体育館とかにバス停を公共施設に増やしていただけると本当に助かると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 西部地区体育館へのバス停の設置についてお答えいたします。現在、街中コースの経路といたしまして、西部地区体育館に近いバス停となりますと、櫻美学園前バス停が該当するかと思います。バス停につきましては、増設等も可能ではございます。ただし、増設につきましては、ダイヤ改正等の手続等も必要でございますので、西部地区体育館に増設する場合には十分な検討を行って、設置を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 住民からここにバス停を増やしてほしいという要望があったときには、どういう経緯で話し合われるのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 住民の方からの意見をどのようにくみ入れていくかというご質問についてお答えいたします。

町民の皆様等、くいまーるを利用される方からのご意見につきましては、町の公共交通会議の方に諮ってそのご意見を、会議の中で協議して、先ほどのバス停の設置等も検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） そしたらまた要望として上げたいと思います。

高齢者になるとバス停まで10分歩くというのは、とても大変なことなんです。私も先日歩いてみました。歩いて買物して荷物を持つと、とても歩けないんですよ。荷物持って10分というのが、歩けないのでバス停が増えると、もっと家の近くまで行けることになるので、バス停は増やしたほうがいいのかなと思います。三股町が住み続けたいまちであるためには、自由に移動できる権利の保障が不可欠です。既存の枠組みにとらわれず、住民の一步に寄り添った柔軟な乗降ポイントの増設を強く要望します。

次に入ります。近年、高齢者による交通事故防止の観点から、運転免許証の自主返納が推奨されています。三股町においても返納された方へのコミュニティバスの回数券を交付するなどの支援を行っているとお評価します。しかし多くの住民から聞かれるのは、もらった回数券を使い切った後どうすればいいのかという不安の声。一度きりの支援で数か月で移動の足を失うこととなります。結果として閉じこもりや生活の質の低下を招く恐れがあります。

そこで、次の質問に移ります。

（ウ）免許証返納者への運賃割引などさらなる優待策はあるでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） （ウ）免許返納者への運賃割引など、さらなる優待策はあるのかと
のご質問にお答えいたします。

免許返納者への対策につきましては、現在、免許を返納された方で条件を満たす方にはくい
まー回数券160回分を交付しておりますが、この回数券はオンデマンド交通でも使用できる
ものになります。したがって、それ以外の優待策は現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 考えていないということで、返納者が継続して利用できるように、
例えば運転経歴証明書を提示すれば常に運賃が半額になるような恒久的な割引制度を導入する考
えはないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 恒久的な運賃割引についてお答えいたします。

現在くいまー回数券につきましては、1,000円で16回分の利用ができる券を発行して
おります。1,600円相当分ですね。こちらが、現在の割引に該当するかと思いますので、そ
ちらの利用につきましても、啓発をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 私たちもいずれは免許を返納をしないといけないと思うんですよ。
そういうときになってどうでしょうか。今の国民年金で、私は国民年金なんですけれども、
1,000円で買えるとはいえやっぱり出にくくなりますよ、家から。そういう部分をちょっと
考えていただいて、1,000円だから16回分ついてるからいいだろうじゃなくて、もっと返
納しやすい仕組みをつくっていただきたいと思います。

オンデマンド交通だけではカバーしきれない緊急や夜間の移動のため、一部の自治体ではタク
シー利用券の配布も行っています。本町においても返納の選択肢を広げるため、バスやデマンド
交通タクシーで共通して使える総合移動チケットのような仕組みを構築できると助かります。免
許返納は本人にとって非常に大きな決断です。その決断を不便になることへの恐怖ではなく、安
心して暮らせる新しいステージへの移行にするのが行政の役割だと思います。返納してよかった
と心から思えるまちづくりを目指し、一過性ではない継続的な移動支援の仕組みづくりを強く求
めます。

次の質問要旨②に入ります。デジタルデバイド、つまり情報格差の対応について。（ア）アプ
リ予約が導入される一方、スマートフォンの操作に不慣れな高齢者が取り残される懸念がありま

す。誰一人取り残さないための具体的な支援策、スマホを持っていない人へのタブレット貸与などの支援はあるかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） （ア）アプリ予約が導入される一方、スマートフォンの操作に不慣れな高齢者が取り残される懸念がある。誰一人取り残さないための具体的な支援策、スマホを持っていない人へのタブレット貸与などの支援はあるかとのご質問にお答えいたします。

現在、本町公共交通としましては、オンデマンド交通の予約とくいまーの現在地や遅延情報を調べることができるパスロケーションシステムという2つのシステムがございます。こちらをスマホやパソコンから便利に使うことができる状態でございます。ただし、スマートフォンなどに不慣れな高齢者の方が多いことも事実であるため、まずオンデマンド交通の予約は今後も電話とウェブでの予約対応を継続します。電話でも簡単に予約、利用できる仕組みとなっているため、現在のところタブレットの貸与は考えておりません。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） タブレットの貸与は考えていないということで、今回回覧で回ったときに高齢者の方から連絡がありまして、スマホの登録ができないから民生委員の方に相談したとか、娘に来てもらったが余計なメールは入らないようになっているから登録できないよというお電話でした。なので、そこで質問要旨（イ）に入ります。

今後、講習会はいつどこで開催されるかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） （イ）今後講習会はいつどこで開催されるのかのご質問にお答えいたします。

講習会でございますが、公民館や高齢者サロンなどに対しましては、オンデマンド交通の情報提供と併せて説明会の開催希望についても通知をいたしており、不明な点や説明が必要な場合は、日程を調整して直接説明会を開催させていただく形を取っております。実際に今回の実証実験前には、轟木地区のサロンに参加して説明をさせていただきました。

また、今月3月4日には仲町のサロンでオンデマンドバスの講習会を実施し、18名の参加があったところでございます。

今後も、回覧や広報などでの周知を継続するほか、講習会の依頼につきましても、引き続き対応をさせていただきます。特にオンデマンド交通の実証エリアとして想定しております、内ノ木場コース沿いの地域につきましては、こちらからも積極的に講習会の開催に向けて動く予定でございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ということは、サロンで何人が集まれば、役場にお願ひすれば来ていただけるということによろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ご質問のとおりでございます。こちらから出向いてまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、次の質問要旨③の運行エリアと時間の最適化についてですが、現在長田方面だけの運行ですが、交通空白地はたくさんあります。オンデマンド交通の充実が鍵となってきます。免許返納者が移動手段を失って家に閉じこもると認知症のリスクが高まり、結果として介護保険料や医療費の増大を招くことになります。移動支援に予算を割くことは将来の社会保障費を抑制するための先行投資ではないかと考えます。交通空白地にお住まいの高齢者や移動困難者からは、いつになったら私たちの地域にもオンデマンドが来てくれるのかという切実な声が上がっています。この1路線の成功を点で終わらせず、町全体の面へ広げていってほしいと考えます。

そこで、次の質問③の（ア）です。

どの地区の人がいつどこへ行くかということで、通院や買物などのダイヤに縛られない柔軟な運行はできないかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） （ア）どの地区の人がいつどこへ行くか、通院、買物などのダイヤに縛られない柔軟な運行はできないかのご質問にお答えいたします。

オンデマンド交通を導入する理由は1つではないのですが、一番の目的としましては、町の公共交通を将来も維持していくためであると考えており、オンデマンド交通を導入することで利便性向上と同時に運行の効率化を図る必要があります。現在、本町のオンデマンド交通に使用できる車両はバス1台と運転士1名であるため、運行エリアや運行時間についてはどうしても制限が発生します。その中で、現在、くいまーの利用状況として蓄積されたデータ、利用者への聞き取りなどから、最適な地域設定、運行時刻を設定してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先ほどのアプリ予約は、これはデジタル田園都市国家構想の交付金を受けられたのでしょうか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 交付金の名称についてお答えいたします。ご質問にありましたとおり、デジタル田園都市国家構想交付金を活用いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本町は、一步踏み込んで、自動運転特区への申請を視野に入れることで、国からの注目も格段に高まると思うんですよ。なので重要なのが近隣に位置する宮崎大学との産学官の連携です。大学の高度なIT技術や交通工学の知見を本町のフィールドに持ち込むことで、以下のような相乗効果が期待できると考えます。

1点目が、技術的信頼性として最新のAI運行管理や自動運転技術の実証実験を共同で行う。

2点目が町のPR効果として、ITと地方創生の先進地として三股町を全国に発信できる。

3点目の課題解決の糸口として、学生や研究者が本町に関わることで、関係人口の創設や若者の視点を取り入れたまちづくりが可能になるということを考えているんですけども、本町はITを活用した次世代交通のモデルケースとなれば、住民の足を守るだけでなく、三股のブランド価値を一気に高める起爆剤となると考えます。オンデマンド交通の検討に当たり、宮崎大学との連携や自動運転特区デジタル田園都市国家構想をセットにした、攻めの公共交通を打ち出せると考えます。

公共交通空白地である、田上や餅原地区、宮村地区、蓼池地区、または住宅街でも私が住んでいる植木とか、あと樺山、東原、稗田なども結構バス停まで遠いんですよ。オンデマンド型のサービスの充実と町内完結でなく隣接する、以前にも言いましたが、都城市の主要病院や大型商業施設への乗り入れをオンデマンド交通の枠組みでどう効率化するか、次の質問の要旨③の（イ）に入ります。

空白地帯の重点カバーとして、移動が困難な地区を優先的に早急にオンデマンド交通導入できないかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） （イ）空白地帯の重点カバーとして、移動が困難な地区を優先的に早急にオンデマンド交通導入できないか、公共交通ネットワークの中でどのように町民の利便性向上につながるのか、町のビジョンをお聞かせくださいとの質問にお答えいたします。

先ほども少し触れましたが、今回オンデマンド交通を本格運行させるに当たって、現在バス停がなく、交通空白地域となっているエリアにも今回バス停を設置しまして、利用できるようにする予定で動いております。

今後はオンデマンド交通のエリア拡大も想定はしておりますが、車両や運転士の数、民間業者

に委託するかどうかなど、様々な条件によって柔軟な対応ができるようになる反面、費用が増大してしまうということもあります。

まずは、一部地域で本格運行となりますオンデマンドバスについての動向、利用状況、経費を見ながら慎重に進めていきたいと考えております。

また、本格運行に向けた情報の公開、周知等につきましては、3月中から周知を開始し、4月を重点的にその後も継続して実施してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先ほど言われたように、1台で1名しかいないということで、その1台を月・水・金と火・木・土とか、月・水と3パターンに分けるとか、いろいろ工夫をしていろんな地域に広めていていただきたいのと、さっき申しましたように、この予算を割くというのは将来への先行投資と考えて、高齢者がこれから多くなるのは目に見えているわけですよ。なので、オンデマンドを各地域に広げないと将来的に閉じこもりの高齢者が増えるということで、ぜひその辺はこれからしっかり検討していただきたいと考えます。

次に町長へお伺いします。

現在オンデマンド交通のその恩恵に預かれる地域は限定的で、既存のバス路線から遠く、自家用車以外の移動手段を持たない交通空白地にお住まいの高齢者からは、病院に行けない、買物が困難という切実なお声をいただいています。ドア・トゥー・ドアで単なる移動手段ではなく、生存確認や外出支援という福祉的な側面を持ちます。段階的に導入も含め早期に、町全体の移動権利の保障へとつなげることを望みますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） オンデマンドについて、現在、内ノ木場コース、こちらのほうを4月から本格運用しようということであります。要するに内ノ木場から梶山まで、そして中野を含めてオンデマンドの、そしてまた唐杉のほうまで行きますので、そのあたりの空白地域はある程度カバーできるのかなと思います。

それ以外にもいろいろとあちらこちらありますけれども、まさに一歩ずつやっついていかないと、全てのことができるわけではありません。先ほど話がありましたように、運転手1人、車1台でございまして、そして限られた資源の中でやっていくということでございますので、その辺りを定着させながらエリア拡大に持っていくというふうに考えています。言われるとおり、今後高齢者も増えていきますし、そして足の確保という非常に重要なテーマでございますので、しっかりと一歩一歩前に進めていくという格好でございますので、ご理解方よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 一歩一歩確実に前へ進めていただきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

質問事項2の包括的性教育についてです。

包括的性教育とは、性を人権の視点から捉え、心や体、社会、多様な性の在り方など幅広い側面を体系的に学ぶ教育です。ユネスコなどが作成した国際セクシャリティ教育ガイダンスが指針となっており、世界の性教育の標準とされています。セクシャリティ、つまり性的嗜好や性の在り方の認知的、感情的、身体的、社会的側面についてカリキュラムをベースにした教育と学習のプロセスは、一つ、人権をベースとした教育、一つ、互いを尊重し、よりよい人間関係を築くことを目指す教育、一つ、健康とウェルビーイング、つまり心身ともに満たされた状態、尊厳を実現し、子供や若者たちに自ら考え、動く力の知識、スキル、態度、価値観を身につけさせる教育です。包括的性教育は、これまで性や生殖の知識だけでなく、自分と相手を大切にする方法を学ぶ人間教育であると言われています。10代の望まない妊娠や性暴力を防ぎたい、そんな危機感を持つ医師や教員、自治体がチームを組み、学校で包括的性教育を進める動きが出てきました。昨日もニュースで出ていたのですが、新富町の中学3年生がこの包括的性教育を学んだというニュースもありました。SNSなどで多様な情報があふれる今、子供たちが性暴力の被害者、加害者、傍観者にならないための教育です。

では、質問要旨①本町の現状と課題についてに入ります。

本町の教育振興において、子供たちの心と体の安全を守ることは最優先事項であります。そこで、（ア）情報環境としてインターネットの普及により、子供たちが誤った性情報に触れる機会が増えている現状について、町はどのように把握しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 情報環境としてインターネットの普及により、子供たちが誤った性情報に触れる機会が増えている現状について、町はどのように把握しているかについてお答えいたします。

令和6年度に、健康増進計画生き生き元気三股21、第3次計画策定に伴うアンケート調査を実施しました。小学生のアンケート調査で、「1日にどれくらいの時間、動画を見たり、ゲームをしたりしますか。パソコンやスマートフォン等でのゲームの時間も含まれます」の問いに、1時間以上2時間未満が37.2%と最も多くなっており、5年前の調査より4.5%増えています。2時間以上3時間未満は23.4%、5年前調査より9.9%減少。3時間以上は16.6%、5年前調査より2.0%減少。1時間未満は21.8%で、5年前より7%増えています。1日1時間以上動画を見たり、ゲームをする小学生は77.2%で、前回調査より7.4%減少しているという結果になっています。

今回の調査では、どんな動画を見ているかまでは確認していないため、子供たちが性情報にどの程度触れているかについては、把握していないところです。

本町としましては、インターネットの普及により、子供たちがSNSや動画サイトを通じて誤った知識に容易に触れる状況にあることを危惧すべき課題であると認識しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ある記事にこうありました。

授業は中学3年生を対象に総合学習の時間に行われた、自らの性行動を考えるという人権教育の一環で、教育関係者や保護者たちにも公開された。

関係者によると、授業では若年層の望まない妊娠が貧困につながるなど、社会問題化していることや、高校1年生の中絶件数は中学までの総数の3倍に跳ね上がる実態を紹介。産み育てられる現状になるまで、性交は避けるべきがベストと強調した上で、避妊方法や中絶できる期間が法律で決まっていることなど、実用的な知恵を教えたという、このような掲載がされていました。

そこで要求資料3を御覧ください。

宮崎県の10代の人口中絶件数と性感染症の数です。

そこで、質問要旨①の（イ）に入ります。若者の課題として、予期せぬ妊娠や性感染症、性暴力などの問題に対する子供たちの知識不足について、町はどのような課題を認識していますか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 若者の課題として、予期せぬ妊娠や性感染症、性暴力などの問題に対する子供たちの知識不足について、町はどのような課題を認識しているかについてお答えいたします。

まず、予期せぬ妊娠として、宮崎県内の人工妊娠中絶の状況についてお答えします。

資料3の①の表を御覧ください。

過去5年間の10代の人工妊娠中絶件数は、令和元年度134件、令和2年度118件、令和3年度108件、令和4年度101件、令和5年度108件となっています。また、宮崎県の令和5年度の年齢別妊娠中絶件数は、10代108件、20代570件、30代450件、40代136件、合計1,264件となっており、10代は全体の8.5%となっています。

次に、都城保健所管内の性感染症報告数についてお答えします。資料3の②の表を御覧ください。

性感染症としては、クラミジア、淋菌、梅毒、HIV、ヒト免疫不全ウイルスが報告されています。

過去5年間の都の情報検証官内の性感染症の陽性者数は、表の②のとおりで、令和6年度はク

ラミジアが3名、梅毒が5名となっており、梅毒が増加傾向となっています。予期せぬ妊娠や性感染症、性暴力などの問題に対する子供たちの知識不足についての課題としましては、情報の不足、情報の偏り、相談のハードルの高さだと認識しております。

町民保健課においては、相談窓口の周知、リーフレットや相談窓口先の連絡先と書かれたカードの設置、また、人工妊娠中絶による妊婦支援給付金の申請に来られた方へ、性に関する情報提供や個別の相談に応じているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 包括的性教育により、予期せぬ妊娠を減らす効果が科学的に証明されています。適切なカリキュラムに基づく包括的性教育を受けたことで、初交年齢が遅くなる、リスクの高い行為が減るなど、性行動がより慎重になることが示されています。子供たちの健やかな成長を支えるとともに、将来にわたる幸福な人生を送るために、包括的な性教育は不可欠です。

そこで質問要旨（ウ）に入ります。

自己肯定感の育成として、包括的性教育が子供たちの自尊心や自己肯定感を育む上で重要であるという認識はあるかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 自己肯定感の育成として、包括的性教育が子供たちの自尊心や自己肯定感を育む上で重要であるという認識はあるかとのご質問にお答えいたします。

包括的性教育とは、先ほど議員も言われましたが、ユネスコが中心となり、2009年に発表した国際セクシュアリティ教育ガイダンスに沿った世界標準の性教育であり、包括的性教育はこれまでの性や生殖の知識だけでなく、自分と相手を大切にする方法を学ぶ人権教育であると言われております。日本の学校教育では、文部科学省が定める学習指導要領に基づいて性教育は行われております。また、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことを目的にし、命の安全教育を推進しています。

議員ご指摘の、包括的性教育が単なる科学的な知識の習得にとどまらず、自分を大切に、他者を尊重するという自尊心や自己肯定感を育む上で重要な役割を果たし得るという点については十分認識しております。

本町では、現時点では、包括的性教育として取り組んではいませんが、自分を大切に、他者を尊重するという自尊心や自己肯定感を育む教育として、全教育課程において次のような実践を行っております。

まずは、毎日の学校生活における取組としましては、教師による肯定的な声かけや児童生徒の

頑張りを褒める場面の設定、係活動や当番活動を意図的に設定し、学級の一員として役に立っているという実感させる取組をしております。

また、授業、学習での取組としましては、本県が推進するひなたの学びによる主体的、対話的で深い学びの視点に立った誰一人取り残さない授業実践の充実により、分かった、できた、面白いといった、一人一人が自信になる学習に取り組んでおります。

さらに、行事や体験的な活動を通した取組では、運動会や体育大会、音楽大会や合唱コンクール、修学旅行や宿泊研修、ボランティア活動、野外活動と失敗しても安心して挑戦できる雰囲気づくりと集団の中で自分が役に立ったという喜びを体験する活動を行っております。

また、中学校における部活動も重要な役割を果たす貴重な体験活動と考えているところでございます。

以上のように、様々な活動を通して児童生徒が自尊心、自己肯定感を育む教育に取り組んでいるところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本当に自己肯定感を育む教育ができていているということで分かった、できたということは本当に大人でも褒められるとうれしいですね。本当に大事なことだと思います。

次に、質問要旨②の包括的性教育に向けた具体的な取組についてに入ります。

宮崎市教育委員会では、市内の小中学校の包括的性教育を充実させるための検討開始をしています。2025年8月6日に有識者会議の初会合を開催し、性の多様性なども含め、生殖や体の仕組みだけでなく幅広いテーマを学ぶ教育の充実を目指しているということです。医師や助産師が小中学校の教材作成に協力しているとされています。

宮崎市は、性的少数者への配慮も推進されています。市職員が多様な性について正しく理解し、窓口等で性的少数者を尊重した適切な対応ができるよう、性的少数者に配慮した様々な行政場面での対応事例集を作成し、広く市民にも参考にしてもらえるよう公表されています。

そこで、質問要旨②の（ア）に入ります。

町内の学校や地域における現在の性教育の内容や実施状況について教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 町内の学校や地域における現在の性教育の内容や実施状況についてお答えいたします。

現在、各小中学校では学習指導要領に基づき発達段階に応じた性教育の学習を行っております。小学校では、生きる力を育む保健教育として体育科の授業で1、2年生では单元名、体ほぐしの運動遊びで自他の心身の変化を知ることがを学習しています。3年生では、健康な生活で心と体の

健康や体の清潔を保つこと、生活環境を整えることを学習しています。4年生では体の発育、発達で思春期の体の変化や初経、精通、異性への関心を学習します。5年生では、心の健康で心と体の密接な関係や不安や悩みへの対処を学習します。6年生では、病気の予防で病気の起こり方や予防、喫煙、飲酒、薬物乱用また地域の様々な保健活動について学習しております。

中学校では、保健体育科、保健分野を中心に性に関する指導を行っております。しかしながら、近年、性情報の氾濫など、子供たちを取り巻く社会環境が大きく変化しており、子供たちが性に関して適切に理解し、行動することができることが課題となってきました。中学校においては、体の発育、発達や心身の健康などに関する知識について、保健体育科、保健分野を中心に確実に身につけることはもちろん、特別活動等で自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成、男女相互の理解と協力、思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応などを重視し、これらに関連づけて指導することが重要とされております。

以上のことから、保健体育科、保健分野の事業のみならず、小中学校とも道徳科や特別活動、総合的な学習の時間、各教科の授業において心身の健康の保持増進に関する教育に関連づけながら、学校教育活動全体を通じて学習を進めているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） これより15時30分まで本会議を休憩します。

午後3時20分休憩

午後3時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位5番、堀内和義議員の残りの一般質問を行います。堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 午前中に引き続きまして質問をいたします。問4の期日前投票は増えているということで、途中からの質問になります。

要求資料の5の地区別の期日前投票率を見ますと、11投票区の中で6地区のみが期日前投票が少なく、当日投票が多いようでございます。要因として考えられるのは、6地区は文化会館までは遠く不便ですし、6地区分館は午後3時より午後7時45分までの時間で4時間45分と短時間となっております。

西部体育館と同様、午前10時より午後7時45分までの時間延長はできないかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長かな、時間延長やから。選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 時間延長についてお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、投票所の新設や期間延長などにつきましては、再度

費用対効果も検証しながら慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 費用対効果ということであって効果がなければいけない、あればするということですから、まずやってみないと分からないですよ。西部地区の体育館がやはり午前10時ですから、できれば、蓼池も午前10時にしますと昼時間も入りますので、時間的にはそんないいわけじゃないんですよ。さっき言ったように、文化会館までは大分遠い、不便ですよ。そういうことで提案したわけであって、そこあたりを費用対効果じゃなくてどうなのかということ、できれば答えてほしいんですけども、お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

先ほどの答弁と同じことになるかと思いますが、慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 慎重に検討ということですので、前向きに検討していただきたい。やはり投票率が悪いわけですから、期日前投票が6地区以外はどこも高いんですよ。6地区のみが低いもんだから、そういう提案をしたんですよ。ですから、何が原因かということ、やはり私が考えるによっては、不便だということですよ。ですから、時間的には3時間くらい、3時間未満か4時間くらいをちょっと長く持っていけば済むわけですから、そこで極端に人件費が上がるような感じじゃないと思うんですよ。やはり全体的に投票率が悪い、国政選挙についてはいいかもしれませんけども、やはり町長、町議選は身近な選挙ですので、今年はそういうことで選挙がありますので、期間がないんですけども、検討方よろしく願いいたします。

次に、⑤の質問に入ります。選挙期間中においては、くいまーるバス運賃を無償化しておりますけども、利用者数、利用者の反応はどのようであったかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 選挙期間中において、くいまーるバス運賃を無料化しているが、利用者数、利用者の反応はどのようであったかとの質問にお答えいたします。

選挙期間中は投票率向上やくいまーるの利用促進を目的としまして、1週間の全便無料運行を実施しております。今回の無料運行期間中の利用者は549人で、前月1月の同じ1週間の利用者445人、その前の12月の同じ1週間の利用者484人と比較しても多くの人に利用していただいております。このうち何人が選挙のために利用したかどうかという調査は行っておりませんが、バスの運転手への聞き取りでは、期日前投票所になっている文化会館のバス停で降りる方

がほかの月と比較すると多く、投票率の向上とバスの利用促進につながっていると考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） これはまさに費用対効果ですよ。そういうことでやはり何でもやってみれば、そういう結果が出ればいいわけですから、今後についても、やはり臨機応変と行ってかんですけども、何か対策があれば、少しでも投票率を上げるように検討していただきたいなというふうに思います。

次に、⑥の質問に入ります。町内には企業も多くありますし、また従業員もおります。企業を訪問してチラシ配布等の投票キャンペーンを展開してはどうかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 地元企業と連携して投票キャンペーンを展開してみてもどうかのご質問についてお答えいたします。

現在選挙期間中には、地元の商業施設であります稗田地区のひろせやトライアルに協力をいただき、各店舗の正面入り口で啓発活動としまして啓発チラシ等の配布を行っております。

そのほか、啓発ポスターを公共施設に貼り出すほか、啓発看板の設置、また防災無線での啓発等実施しておりますが、周知にご協力いただける地元の企業等にポスターやチラシを提供するなどの対策も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 結構大きな企業もありますので、従業員も多いわけですから、なかなか防災無線では聞こえにくいんですよ。ですから、やはり足を運んだだけはあると思いますので、ぜひ、そういうふうな対策を講じていただきたいなというふうに思っております。

何回も言うようですけども、今年は町長、町議の選挙があります。国政選挙ではワースト2ということで、非常に残念な結果でありましたので、この汚名返上と町長、町議選挙の投票率アップを目指して、以上をもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩します。

午後3時40分休憩

午後3時41分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、田中議員の残りの一般質問を行います。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先ほどの答弁で、各学年でいろいろ教育をされているのは分かりました。包括的性教育は子供たちの身心の健康と幸福な人生を育む上で重要な教育です。包括的性教育は性暴力の防止にもつながると考えられています。性暴力やいじめを認識し、被害を受けた際に助けを求めること、信頼できる大人に相談することの重要性を学びます。この教育を効果的に学校現場で実施するためには、教員が自信と専門性を持って指導できる環境が必要です。

そこで、教員への研修や情報提供など、本町の具体的な施策について質問要旨2の（イ）に入ります。包括的性教育を効果的に実施するための教員への研修や情報提供など、どのような支援を考えられるでしょうか。お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 包括的性教育を効果的に実施するための教員への研修や情報提供など、どのような支援を考えているかについてお答えします。

文部科学省の中央教育審議会、健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会、その中のその他、健やかな体を育む教育という観点から、今後、学校教育活動全体で取り組むべき課題について、性教育について検討されております。性教育として求められる内容や、それぞれの教科等における性教育に関する指導内容、指導計画の作成に当たっての留意点等について、学習指導要領の改訂に向けた議論がなされているところです。次期学習指導要領には新たな形での性教育が示されるのではないかと期待をしているところでございます。

また、その他の動きとしまして、先ほど議員もおっしゃいましたが、宮崎市が包括的性教育の導入に当たり、令和6年度から令和7年度にかけて、検討委員会を7回実施しております。内容の検討や学習指導案の作成を行っております。来年度、中学校をモデル校に指定し、実践を計画しているようです。このような県内の性教育に関する動向についても、情報収集を行ってまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 分かりました。授業展開や発問技術、教材活用など、実践的な指導力を高めるための研修は、全ての教員が研修を受けられるように、オンライン研修の活用や、校内研修での学び合いの機会など、受講しやすい工夫をしてほしいと考えています。

保護者世代が受けた性教育と、今の子供たちが受けている教育は、全く別物であり、アップデートの必要性があると考えます。難しい話でなく、子供たちを性被害から守るための防犯教育の一環であると思います。保護者への啓発は、包括的性教育を推進する上で、最も重要な車の両輪の一方です。学校で教わったこと、家庭での教えが矛盾すると、子供たちは混乱してしまいま

す。家庭でどう伝えたらいいのかわからないと悩む保護者を孤立させないようにするために、次の質問要旨2の(ウ)に入ります。

包括的性教育の理解を深めるため、保護者向けの啓発活動や、説明会の実施を検討できないでしょうか。

○議長(指宿 秋廣君) 教育長。

○教育長(米丸 麻貴生君) 包括的性教育への理解を深めるため、保護者向けの啓発活動や説明会を実施できないでしょうかということについてお答えいたします。

先ほどもちょっと述べましたが、本町ではまだ包括的性教育という形では教育に取り組んでいないところがございますが、保護者への啓発につきましては、生徒の実態や社会の状況、保護者のニーズ等を鑑み、現在実施しております家庭教育学級や学校保健委員会等を活用できればというふうには考えているところでございます。

○議長(指宿 秋廣君) 田中議員。

○議員(5番 田中 光子君) 学校での教育を実効性のあるものにするために、家庭との連携が不可欠と考えます。しかし、多くの保護者からは、性教育を家庭でどう切り出していいかわからない、自分たちが教わってこなかったから不安だという声が上がっています。そこで家庭で伝える性教育をサポートする保護者向けの講演会やワークショップを町として開催できると助かります。

講演会をきっかけに専門職、助産師などと保護者がつながれば、家庭での個別の悩みも早期に解決できる、三股町らしい顔の見える支援につながると考えます。

そこで質問要旨(エ)に入ります。教育委員会だけでなく、保健や福祉など関係機関との連携はできないでしょうか。

○議長(指宿 秋廣君) 教育長。

○教育長(米丸 麻貴生君) 教育委員会だけでなく、保健や福祉など関係機関との連携をどのように進めるかということについてお答えいたします。

関係機関との連携につきましては、今後の各関係機関における包括的性教育に関する取組状況等を調査、研究し、社会の状況や地域の実情、並びに児童生徒の発達段階や課題を見極めながら、関係機関や専門機関と効果的な連携が図れるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(指宿 秋廣君) 田中議員。

○議員(5番 田中 光子君) ぜひ、連携を図っていただきたいと考えます。

では、次に、質問要旨③の性教育の推進についてに入ります。

町独自の性教育推進モデルとして、助産師、保健師あるいは外部の性教育のアドバイザー等の

専門職を学校規模に応じた役割で派遣する仕組みを構築できればと考えます。また一気に全校は難しくても、まずはモデル校を指定して、小規模、大規模それぞれの実証実験から始めるというスモールスタートなら可能ではないでしょうか。

そこで質問要旨（ア）に入ります。町独自のモデル構築として、三股町の小規模校、大規模校それぞれの特性に合わせた専門家派遣はできないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 町独自のモデル構築として、三股町の小規模校、大規模校それぞれの特性に合わせた専門家派遣はできないでしょうかについてお答えいたします。

現時点では、小学校へは、性教育に関する派遣事業は実施していないところでございます。しかしながら、中学校におきましては、発達段階を考慮し、適切な性教育を行うことが重要であると考えますので、昨年度の11月に、宮崎県が主催しております、生きる力を育む健康教育推進事業、専門医による健康教育推進事業ともいいますが、専門医を学校へ派遣する事業を行いました。全学年を対象に、産婦人科医の野田先生による、思春期の性をテーマに講話を実施していただいております。

講話の内容は、宮崎県の人工妊娠中絶や性感染症の実態、中学生としての適切な意思決定や行動選択、望まない妊娠を避ける方法、性感染症について、子宮頸がん予防について、正しい知識で自分を守る等についてでした。

生徒の感想には、「性のことってちょっと恥ずかしかったけど、正しい知識を知っておけば自分を守れると聞いて、これからは自分でもしっかり考えようと思いました」「生理のことについて、男子生徒の前で話して下さってありがたかったです。生理のことは、女子からはなかなか言えないことであって、男子にも理解してほしいです」などがありました。

本年度は、6月に健康講座、性に関する指導として、1年生は、ほのか助産院の助産師に、自分自身を価値ある存在と認め、自分や他の人の命を大切にすることを身に付けさせることを狙いに、つながってきた命、命を守る行動、未来のために今大事なことについて講話をしていただきました。

2年生は、性暴力被害者支援センター、サポートネット宮崎に講師を依頼し、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度を、発達段階に応じて身に付けさせることを狙いに、デジタル性暴力、SNSを使用した被害とその実態とその予防について講話をいただきました。

3年生は、NPO法人、ハートスペースMに講師を依頼しまして、男女の人権をめぐる問題への関心を育て、健全な異性間や性別に捉われない平等感を育てることと、男女平等や男女共同参

画の大切さに気づき、その実現を務めようとする意識や態度を育てることを狙いに、デートDV防止講座として、デートDVが心身に及ぼす影響や暴力の種類、デートDVに関する正しい知識を得るとともに、被害を未然に防止、抑制することについて講話をしていただきました。

各学年で発達段階や時代背景に応じた講話を実施しており、生徒からも事業の成果を感じられる感想が寄せられているところがございます。先ほど新富町のお話をいただきましたが、新富町が行った講話等もこの内容に含まれているようなところもありまして、本町では包括的性教育という形では今のところ実施していないんですが、それに当たる内容といたしますか、そのことについては発達段階とかそういうところに応じた指導を行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに今言われたように専門職をそうやって呼んでいただければ、本当に先生たちの負担も減るし、生徒たちも分かりやすいと思います。本当は中学生だけじゃなくて、小学生からそういう知識を得るといのは大事なことでございます。それを定期的に継続的に派遣することで、教育の質の標準化を図っていくべきだと考えます。

専門職の派遣には費用がかかりますが、予期せぬ妊娠や性被害を防ぐための将来への先行投資だと考えます。大規模校での声の埋没や小規模校での固定化した人間関係といった環境的なリスクを専門職の客観的な視点で補完することこそが行政の役割ではないでしょうか。

町として三股の子供には、どの学校でもこのレベルの教育を保障するという強い意志、つまり独自のガイドラインや派遣スキームを示す時期に来ていると考えます。性教育は学校だけでなく家庭での悩みも多いです。専門職が学校に行くことで保護者向けの相談会も開きやすくなり、町全体の子育ての支援の質の向上につながると思います。

次の質問要旨3の（イ）に入ります。

保護者への啓発と学校だけでなく、保護者が家庭でどう伝えるかをサポートする講演会の開催はできないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 保護者への啓発として学校だけではなく、保護者が家庭でどう伝えるかをサポートする講演会の開催はできないかについてお答えします。

保護者への啓発としての講演会の開催については、学校と家庭が歩調を合わせて包括的性教育に取り組んでいくことは大変意義深いものと考えます。

現在、各学校では保護者を対象にした、先ほども述べましたが、家庭教育学級や学校医専門医が参加する学校保健委員会が開催されておりますので、保護者のニーズや社会の状況を考慮した内容になるよう、情報提供等を行ってまいりたいと考えております。今後も既存の組織や行事と

円滑に連携を図ることで、持続可能な形で質の高い家庭教育への支援を努めてまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 講演会を開催することで、先生方が全てを抱え込むのではなく、専門家と連携することで教員の負担を減らすというメリットがあります。包括的性教育の理念を子供たちに定着させるために、家庭が安心・安全な相談場所であることが不可欠です。しかし、性に関する話題を家庭で話すことにハードルの高さを感じている保護者は少なくありません。子供たちに自分自身の体と心、そして他者の尊厳を守るための包括的性教育、生きていくための人権教育が今こそ必要だと考えます。

以上で質問は終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日11日に行うことにいたします。本会議を休憩します。

午後3時57分休憩

.....

午後3時58分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時58分散会

議事日程(第4号)

令和8年3月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案撤回について
日程第2 議案第32号の追加議案について
日程第3 質疑・討論・採決(議案撤回について)
日程第4 一般質問
日程第5 総括質疑
日程第6 常任委員会付託
日程第7 質疑・討論・採決(議案第28号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案撤回について
日程第2 議案第32号の追加議案について
日程第3 質疑・討論・採決(議案撤回について)
日程第4 一般質問
日程第5 総括質疑
日程第6 常任委員会付託
日程第7 質疑・討論・採決(議案第28号)
-

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12番 山中 則夫君

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
教育長	-----	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	-----	瀬尾 真紀君
企画商工課長	-----	鈴木 貴君	税務財政課長	-----	白尾 知之君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	福永 朋宏君
高齢者支援課長	-----	杉下 知子君	農業振興課長	-----	細田 高広君
都市整備課長	-----	田中 英顕君	環境水道課長	-----	岩元 勝二君
教育課長	-----	山田 正人君	会計課長	-----	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 議案撤回について

日程第2. 議案第32号の追加議案について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、議案撤回について。

日程第2、議案第32号の追加議案について。

日程第1と日程第2については関連がありますので、一括して議案撤回理由と追加議案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日、議案撤回の許可を求めるものとして上程いたしました「議案撤回の請求について」、撤回理由の説明を申し上げます。

議案第9号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、国民健康保険法

施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援金等課税額が新設されることや基礎課税額に係る賦課限度額を引き上げること等に伴い、条例改正を行うものでありますが、税額の軽減を定めます第24条第1項、第1号、第2号、第3号の「国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援金等課税額に係る世帯別平等割額」に「特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯」の項目、「特定世帯」の項目、「特定継続世帯」の項目及び金額が記載されていなかったことにより、適正な課税を行うことができないため、撤回を請求するものであります。

今回、上程しました議案について、撤回を請求することになり、大変申し訳ありません。深くお詫び申し上げます。今後はこのような事態を招くことのないよう、議案の確認を十分行い、再発防止に努めたいと考えています。

また本日、追加議案として上程させていただきました議案第32号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

さきに説明しました撤回前の議案第9号で記載されていなかった税額の軽減を定める第24条第1項、第1号、第2号、第3号の「国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援金等課税額に係る世帯別平等割額」に「特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯」の項目、「特定世帯」の項目、「特定継続世帯」の項目及び金額を記載し、適正な課税が行われるよう改めたものであります。

以上、2議案について、よろしく御審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 補足説明をいたします。

議案撤回につきましては、国民健康保険税の算定において被保険者に係る子ども・子育て支援金等課税額を新設したのですが、税額の軽減に「特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯」、「特定世帯」、「特定継続世帯」の項目及び金額が記載されていなかったことにより、適正な課税をすることができないため、撤回を請求するものでございます。

特定世帯とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険制度に移行した人がいるため、国民健康保険の加入者が一人になった世帯のことを言います。

また、特定継続世帯とは、特定世帯として5年間を経過した後も、世帯状況が継続されている世帯のことになります。一人世帯になったことで保険税額が激減することを緩和するために行うものでございます。

議案作成の段階で確認が十分できておりませんでした。大変申し訳ありません。深くおわび申し上げます。今後このようなことがないよう、チェック体制を整えてまいります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第3. 質疑・討論・採決（議案撤回について）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、質疑・討論・採決を行います。

議案撤回について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。議案撤回に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。議案撤回について、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案撤回については許可することに決定しました。

議長から執行部にお願いをいたします。

このようなことが起きるということは、専門の人及び専門機関等の配置が必要ではないのかなというふうに思いますので、執行部で十分に検討をお願いしたいと思います。

日程第4. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、一般質問を行います。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えて残りの質問時間については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことにしておりますので、ご協力をお願いいたします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位9番、堀内義郎議員。

〔9番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（9番 堀内 義郎君） 皆さん、おはようございます。発言順位9番、堀内義郎です。

今日、3月11日は、東日本大震災の発生から15年目になるということでもあります。改めて被災された皆様に対してお悔やみを申し上げます。

さて、今回の質問については、教育施策、町道の整備について、保存会について、消防団活動と詰所について、最後に町長の政治姿勢について質問させていただきます。

最初に、教育施策になりますが、政府は、昨年4月開始予定の小学校の給食無償化をめぐる制度設計で合意したということであり、公立小を対象に児童1人当たりの基準額を設定し、交付金を創設し、基準額と児童数に応じて食材費相当を補助するということでもあります。保護者の所得制限を設けずに一律支援する自治体の負担が生じないよう財源を国が実質的に全額負担し、交付金と地方交付金で措置するということであり、現在国会内において新年度予算について審議しており、年度内成立に向けて取り組んでいますけれども、本町の今年度の施政方針の中にも、新規事業として給食費負担軽減補助事業として小学校給食費の予算を国庫支出金として予算計上されております。現在食材などの物価高騰により家計のやりくりも大変ですけれども、給食の食材や光熱費なども高騰しております。無償化によって保護者の負担や財政への影響を含め、十分であるのかどうなのか、それとも不足するのかを含め、もし仮に余裕が出てきた場合の用途を含め、その辺りについてどう見据えているのかをお聞きいたします。

最初に、教育施策について、小学校給食費無償化の方針について、本町としての取組と完全無償化された場合の試算は。また、浮いた分の用途についてどのように考えるかお聞きいたします。

後の質問は、質問席にて行いますのでよろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員に申し上げます。今、発言した50分以内は、10時50分までお願いいたします。始めるのが10分遅くなったからといって、11時までということではありませんので、よろしく申し上げます。

教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 小学校給食費無償化の方針について、本町としての取組と完全無償化された場合の試算は。また、浮いた分の用途をどのように考えるかとの御質問にお答えいたします。

国におきましては、令和8年度より小学校における給食費の無償化を実施する方針が示されており、児童1人当たり月額5,200円を上限に、国が負担する制度が創設される予定となっております。

一方で、本町における令和8年度の小学校給食費は、物価や食材費の高騰等を踏まえ、月額6,000円を予定しております。このため、国の補助単価である5,200円との差額800円については、町が国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全額を負担する方針でございます。

したがって、いわゆる浮いた分が町に生じるという状況ではなく、むしろ保護者の皆様にとっての実質的な無償化を実現するために、町としても一定の財政負担を行う形となっております。

す。

この取組により、保護者の皆様には実質的に完全無償化となるよう対応を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたように、国のほうは5,200円補助して、町としては実質的に6,000円かかる。800円の不足ということで、実質的には保護者のほうは余裕があるかもしれないけども、財政的に見ると苦しいということと言えます。

そういうことでありまして、これを終えて、次の質問になりますけども、給食費滞納の対応については、どのように進めるのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 給食費滞納の対応を、今後どう進めるのかとの御質問にお答えいたします。

本町におきましては、令和5年度より中学校、令和8年度には小学校において給食費の無償化を実施することとしており、これに伴い、今後は新たな滞納が発生することはない見込みであります。

一方、無償化実施以前に発生いたしました滞納につきましては、児童手当からの給食費引き去り制度の活用をはじめ、各学校における丁寧な対応と保護者への働きかけにより、令和5年度及び令和6年度における給食費の未納は発生しておらず、令和7年度につきましても完納が見込まれております。

また、令和2年度から令和4年度にかけての未納分につきましては、引き続き、各学校及び関係部署が連携し、文書、電話、家庭訪問等を通じて、丁寧な督促を行ってまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 中学校、小学校、無償化になっても、未納者がまだいるということでもよろしいですね。分かりました。引き続き督促のほうをよろしくお願ひしたいと思います。多分同じ人が滞納しているんじゃないかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問になりますけども、給食センターの老朽化について御質問します。

給食センターの老朽化に伴う将来の建て替えとして、アレルギー食の対応はできないかということについてお聞きしますけども、本町の給食センターについては築30年経過しておること、そろそろ建て替えを検討しなければいけない時期かなと思ひております。

厨房施設やアレルギー対応、食品の対応施策などの課題があるかと思ひておるんですけども、このほど文教構成委員会の視察研修で、熊本県の宇城市のほうにある学校給食センターを視察し

ました。当施設は3つの共同調理場を統合し、市内の小中学校9校、県立の給食委託事業を含む全10校に向け、1日3,800食を提供しているということでありました。安全で安心な学校給食の安定かつ継続的な提供を目指しているということでありまして、特徴としては7つあるんですけども、過去にも対応してきたきめ細やかな給食調理が可能な施設であるということ、食物アレルギーに対応している児童生徒に対しては、調理場において独立して設置しているアレルギー対応の専用調理室があるということでもあります。

宇城市の小中学校における食物アレルギー基本方針に基づいて、アレルゲンを含む食材の除去食対応や代替食対応を対象児童生徒ごとに調理しているということでもありますけども、これらを受けて質問しますけども、給食センターの老朽化に伴う将来の建て替えとして、アレルギー食の対応は想定できないのかどうかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 給食センターの老朽化に伴う将来の建て替えとして、アレルギー食の対応は想定できないかとの御質問にお答えいたします。

本町の学校給食センターは、平成3年に建設された施設であり、建設当時は、現在のようなアレルギー対応食の提供を前提とした設計になっておりませんでした。

そのため、アレルゲンの混入を防ぐための専用調理スペースの確保や、動線の分離といった構造的な配慮が難しく、現行の施設ではアレルギー対応食の提供が難しい状況にあります。

このような状況の下、現在実施しているアレルギー対策としては、アレルギー用献立表の配布や、牛乳アレルギー等の児童生徒に対する牛乳の提供停止など、可能な範囲での対応を行っております。

また、施設の老朽化につきましては十分に認識しており、建て替えには至らないものの、施設の機能の維持と衛生環境の確保を図るため、これまでも計画的に設備更新や改修を実施してまいりました。

具体的には、令和3年度調理室空調設備設置工事4,725万7,000円、令和2年度冷凍機更新108万9,000円、令和5年度冷蔵機更新134万2,000円、令和7年度調理室スポットエアコン更新148万5,000円など、作業環境の改善や衛生管理機能の向上を目的とした更新を順次進めているところでございます。

現時点では、建て替えに関する具体的な計画はございませんが、今後も必要な設備更新や修繕を継続し、施設機能の維持に努めるとともに、将来的に建て替えが検討される際には、アレルギーを持つ児童生徒が安心して給食を利用できるよう、安全で適切な環境整備の在り方について検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、建て替えはまだ検討していないということですが、将来的にアレルギー対応ができるように、ぜひしていただきたいと思いますが、アレルギー食についてなんですけども、今、アレルギーがある児童生徒については、先ほど牛乳の提供を控えるとかありました。また、給食は弁当を持参しているのかどうかお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 今年度、アレルギーのあるお子さんにつきましては、弁当を持参していただく、その代わりに町からその分の費用を補助金として流すということで、今対応いたしております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 弁当持参の児童に対しては補助もしているということで、今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。また、建て替えの際も検討していただきたいと思ひます。

次の質問になりますけども、町道についての質問になります。

町道の歩道や一旦停止などの白線が消え、特に高齢者の方から車の運転や歩行時に危険であり、整備の要望がさんさんクラブ三股から以前に上がっていますけども、予算化の現状はどうかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 町道の歩道や一旦停止などの白線が消え、特に高齢者の方から車の運転や歩行時に危険であり、整備の要望がさんさんクラブ三股から以前から上がっているが、予算化の現状はどうかとの質問についてお答えいたします。

一旦停止の白線は、公安委員会、警察が引くラインですので、外側線等の対応ということでお答えをさせていただきます。

道路に設置している外側線等のラインは、ドライバーの安全運転を支援するものであり、特に夜間や降雨時には、安全性を確保するために重要な施設であります。

町道において、ラインの薄い箇所や消えている箇所が多く存在することは町としても把握しており、また町民の方々からラインの引き直しの要望もいただいておりますが、全てを一度に引き直すことは困難でありますので、通学路や交通量の多い箇所、危険度等を総合的に判断して、施工箇所を選定し、毎年度実施しております。

予算化につきましては、令和6年度は約200万円、令和7年度は約250万円の予算においてラインの引き直しを実施しており、令和8年度当初予算においても約350万円の予算を計上しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 一旦停止や止まれなどは、きめ細やかにライン引きされているということ、よくSNSで見かけるんですけども、引いてもらいましたよということで、白線とかについては、この前、三股交番連絡協議会の総会がありまして、さんさんクラブの代表の方ともお話しさせていただきました。

先ほど言いましたように、高齢の方が夜の散歩とか車の運転が危険だということで、答弁がありましたように年々予算金額が増えているということを確認できたんですけども、今後とも、また予算化のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問になりますけども、今度は町道の整備として、植木公園北側沿ひ町道の白線の整備と歩道側の雑草や泥を除去はできないかについてお聞きいたします。

一応資料を付けましたけども御覧ください。この資料の左側の写真になりますけども、奥のほうは植木公園になります。右のほうの写真が植木公園から東のほうに向いた町道になるんですけども、御覧のとおり歩道のほうの白線が全然見えません。中央線も全然消えていて、どこが中央なのか分かりません。以前にも質問してたんですけども、この町道についても大型トラックやトラクターなどが結構通ります。中央線がないために幅寄せをしたときによけるんですけども泥が溜まっているためになかなか幅寄せもできない、また中央線がないために接触事故を仮にした場合、誰が悪いのか、どちらが悪いのかと、そういったこともできませんので、これらを整備してもらいたいということでありまして、町道の整備として、植木公園沿ひの町道の白線の整備と雑草や泥の除去はできないかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 町道整備として、植木公園北側沿ひ町道の白線の整備と歩道側の雑草や泥の除去はできないかの質問にお答えいたします。

植木公園北側沿ひの町道谷・植木線については、ラインの引き直しを令和8年度に実施する計画で当初予算に計上しております。

雑草や泥の除去については、当路線に限らず、交通安全の支障となるような状況であれば速やかに対応してまいります。畑の出入りのためにあえて側溝を埋塞させているケースや除草した草を路肩に放置したことにより、泥が溜まるケースも見受けられますので、沿線の方々にも道路施設の機能低下を誘発する行為は行わないようにご協力いただきたいところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 答弁がありましたけども、中央線については、令和8年度に実施

してもらおうということによろしいのでしょうか。もう一回答弁をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 令和8年度に実施する計画で当初予算に計上しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 引き続きよろしく申し上げますけども、歩道についても、いろいろ地権者とか農家の方もいらっしゃると思うんですけども、そういったことも含めて、併せて歩道のほうの見直しも今後検討していただきたいと思います。

次の質問になりますけれども、次は、保存会についてお聞きいたします。

保存会の会員減少など、今後存続が危ぶまれる中、無形文化財登録の要望があるんですけども、登録のメリットとデメリットはどうかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 保存会の会員減少など、今後存続が危ぶまれる中、無形文化財登録の要望があるが、登録のメリットとデメリットはどうかとの御質問にお答えいたします。

まず、文化財保護の制度につきましては、指定制度と登録制度の2つがございます。いずれも文化財の保護を目的とした制度であります。それぞれに特徴がございます。

まず、指定制度につきましては、指定された文化財に対して、厳格な規制と手厚い法措置が講じられる制度であり、文化財の保存に重点を置いた仕組みとなっております。

郷土芸能に強い規制をかけて、踊りや歌の変更に規制をかける、あるいは本来の踊りを掘り起こして、原点回帰を図るということは、負担が大きいと思われれます。

一方、登録制度はより幅広く文化財を対象とし、比較的緩やかな法措置を講じることで、文化財の保存と活用の両立を図ることを目的としております。そのような観点からも、地域の実情に応じて柔軟に対応できる登録制度は、郷土芸能の保存、継承、活用を図る上で有効な制度であると認識いたしております。

無形文化財の登録制度のメリット、デメリットにつきましては、一概に申し上げることは難しいところがございますが、一般的には次のように指摘されております。

まず、メリットといたしましては、保存、継承のための支援を受けやすくなることに加え、記録作成が進むこと、さらには社会的認知度の向上や地域の誇りの醸成につながるものが挙げられます。

この中で、三股町では既に補助金を交付している点、書籍化、映像化も既に行われている点で保存措置は図られている状況といえます。

一方で、デメリットといたしましては、運営面での負担増や観光化による影響、さらには文化

の固定化といった課題が生じる可能性があるものと認識いたしております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） それぞれメリット、デメリットを答弁してもらいましたが、これらを受けて、次の質問になりますけども、保存会の伝承と活性化を図るため、無形文化財の登録はできないのかお聞きしまけども、昨年末に現存会の私の地元の会から太郎踊り保存会というんですけども、相談があり、検討会を行いました。理由として、高齢化が進展し、後継者もないということで、どうにかならんかなということで相談を受けたんですけども、うちの地元におきましては、六月灯や春の早馬まつりなどで奉納させていただいております。これらを受けて、無形民俗文化財の登録ができればいいんだがなということがありましたけども、これについてはどうなのか保存会の伝承と活性化を図るため、無形文化財登録ができないのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 保存会の伝承と活性化を図るため、無形民俗文化財の登録はできないかとの御質問にお答えいたします。

無形文化財及び無形民俗文化財を対象とした登録制度につきましては、令和4年に新たに創設された制度であり、施行からまだ日が浅い状況でございます。

また、令和5年12月議会におきましても、中原議員から同様の質問をいただき、その際にも申し上げましたとおり、現時点においても宮崎県及び県内市町村で当該制度を採用している自治体は確認できておりません。

本町におきましても、当該制度を導入するための条例整備には至っておらず、制度そのものが町内で運用されていない状況でございます。加えまして、制度の運用実績や他自治体の取組状況が十分に蓄積されていないことから、現在のところ本町として制度の導入を進める考えは持っていないところでございます。

なお、登録制度の導入によりまして、後継者不足の対策につながるのではないかと考えてございますけども、無形文化財の登録制度を導入した場合であっても、それ自体が保存会の伝承活動や活性化に直結するとは言いがたく、むしろ地域の過疎化や少子化といった社会構造の変化が大きく影響しているものと認識しております。

保存会の在り方につきましても、従来の地域ごとの会員構成にとらわれず、大学生などを対象に地域の垣根を超えた会員を募集するなど、慎重な議論を重ねながら、時代の転換期に応じた柔軟な対応が求められていると考えております。

なお、教育委員会といたしましては、その実態を捉えるために、現在アンケート調査を13の保存会に、今いたしているところでございます。それらのデータがまとまりましたら、またそれを基に、今後どのようにしていくのかということにつきましても、教育委員会で検討してまいり

たいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 無形民俗文化財については、なかなかハードルが高いということ
できないということでもありますけども、登録無形文化財についての指定の可能性が考えられな
いかどうかお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 先ほど、答弁で述べましたとおり、まだ県でも登録制度については
制定していない。また、県内の市町村においても確認ができておりませんので、これについては
十分慎重な議論が必要かと思っております。それを踏まえまして、今後、先ほど言いましたよう
に、アンケート調査の実態を踏まえて、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） なかなかハードルが高くて、できないんですけども、先ほど言
いましたように、保存会のほうがなかなか成り手もないということで、何かいろいろな継続でき
るような手立てができればいいかと思っておりますので、今後また質問できれば質問していきた
いと思います。

次になりますけども、消防団についてお聞きいたします。消防団活動と詰所についてになりま
すけども、団員確保が厳しい中、各団員の現状と団員確保の取組についてお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 団員確保が厳しい中、各部団員数の現状と団員確保の取組はどの質
問についてお答えいたします。

令和8年3月現在の消防団員総員は168名でございます。条例定数は170名です。各部団
員数の現状でございますが、3地区を管轄しております第3部及びラップ隊がそれぞれ1名の欠
員で、合計2名欠員の状況でございます。年齢構成は20歳から39歳が41%、40歳から
59歳が56%、60歳以上が3%となっており、平均年齢は約41.3歳でございます。

過去5年間の入団、退団の推移につきましては、入団者が35名、退団者が37名で、純減は
2名となっております。

団員の確保が困難な主な要因は、次のとおりと考えております。

1つ目に、少子高齢化と若年人口の減少。

2つ目に、就業形態の多様化により、長時間労働、シフト勤務者が増え、活動参加が難しいこ
と。

3つ目に、災害対応や訓練の時間的負担を懸念する声などでございます。

これらを踏まえまして、今後は、受入れ体制の整備と参加促進を図ってまいります。

具体的には、次の施策を実施していきたいと考えます。

まず、参加促進でございますが、1つ目に、町広報紙、町公式SNSでの消防団PR強化。

2つ目に、年1回の消防出初式及び町内イベントでの体験ブース設置、若者の参画促進策では、若者向けの入団説明会の開催、若手団員による体験団のPRを行います。

また、受入れ体制の整備についてでございますが、訓練の工夫につきましては、訓練時間の短縮や先輩団員が新入団員を個別にフォローする体制を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 消防団員の定数といいますか170名に対して168名、2名欠員ということですね。あと、この取組として、SNSのPRとか体験ブースとかを実施していくということでありましたので、引き続きよろしくお願ひしますけども、団員においては高齢化でなかなか成り手がなく、何十年も団員をしなければいけないという部もあります。また、以前より手当の処遇とかそういったことについてもいろいろ取り組んで、団員確保のほう、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問になるんですけども、詰所になりますけども、詰所について、4部（危険地域にある）、7部（駐車場の確保が難しい）、2部（待機部屋が狭い）の現状であり、以前から建て替えの移転についての要望があり、年次的に進めるべきではないかということをお聞きしますけども、前日にも同じ質問があつて重複しますけども、こういった要望が多いということで質問させていただきます。

1月11日に消防出初式が行われました。各部とも数日前から機能点検や通常点検など大会に備へたと思つておりますけども、これらの消防大会の様子を、私は議会の広報委員として、今回、写真を撮らせて表紙にさせていただきました。こういった幼年消防ですか、こういった体験をすることによって、将来的にこの子供たちが自分も消防団員になってみようとか、あるいは消防署に入つてみようとか、そういった意識づけができるんじゃないかと思つております。また、団員については以前質問があつたんですが、ちょっと風が強くて帰り水を浴びたということで大変だったと思ふんですけども、それらを含めて改善していただきたいと思ひます。

その中におきまして、詰所について、4部（危険区域にある）、7部（駐車場の確保が難しい）、2部（待機部屋が狭い）の現状であり、以前から建て替え移転についての要望がありますけども、年次的に進められないかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 詰所について、第4部（危険区域にある）、第7部（駐車場の確保が難しい）、第2部（待機部屋が狭い）の現状であり、以前から建て替え移転について要望があるが、年次的に進めるべきではないかとの質問についてお答えいたします。

まず、本町における消防団詰所の現状と課題について、ご報告申し上げます。

現在、第4部の詰所は、土砂災害特別警戒区域に位置しており、災害時の団員の安全確保及び機材の保全に支障を来すおそれがございます。

次に、第7部においては、詰所周辺で駐車場の確保が困難であり、車両運用や緊急出動に支障を来す可能性があるかと認識しております。

第2部につきましては、待機室が狭く、訓練や待機時の機能に影響が出てくることが確認されています。

これらの課題に対しまして、町としましては、建て替えや移転を含む抜本的な対策を年次計画に基づきまして、段階的に検討してまいりたいと考えております。基本的な進め方は、次のとおりでございます。優先順位の設定についてでございます。安全確保の観点から、4部の詰所に関する対応を最優先といたします。また、その他の部につきましては、各種の影響等、状況を注視しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 4部については、最優先順位ということでもありますけども、防災機能、あるいは場所とか移転が想定されているのかどうか、答弁ができたらよろしく願います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 第4地区の詰所につきまして、防災センター等の考えがあるのかとの御質問にお答えいたします。

現段階では現地調査等もまだ行っていない段階でございます。したがってまして防災センターの建築等につきましても、現段階のお答えはできない状況でございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 4部については団員が被災したら元も子もありませんので、最優先事項で進めていただきたいと思えます。

2部についても、私も自分のことを言うものなんですけども、団員だった頃、部屋が狭くて、特に台風時は夜を徹して詰所にいるんですけども、なかなか寝る部屋もなくて、積載車の中で寝たとか、車庫で寝たというそういった記憶がありますので、その辺も7部も含めて、年次更新を

よろしくお願ひいたします。

最後の質問になりますけれども、町長の政治姿勢についてお聞きします。

任期中における施策の成果と課題についての評価をどう思われるか。また、施政方針を踏まえ、今後取り組むべき重要課題への考えと進退について、どう思われるかお聞きしますけれども、先月末にも宮崎県知事の河野氏が5選に向けて出馬表明されました。理由としては、4期にわたり蓄えてきた全ての力を愛する宮崎のためにささげたい。宮崎を牽引できる者はほかにいないということであります。また、本県で来年開催される国スポ・障スポを念頭に、極めて重要な仕事を控えている。これまでの県政の集大成として成し遂げたいと語っておりました。

そこで、お聞きいたします。任期中における施策の成果と課題についての評価はどう思われるか。また、施政方針を踏まえ、今後取り組むべき重要課題への考えと進退についてどう思われるか。答弁のほうをよろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町長の政治姿勢につきまして、まず、任期中の施策の成果と課題について回答いたします。

4期目は、ポストコロナ対策、少子化と高齢化の進行、人手不足、物価高騰という厳しい社会経済環境の中、持続可能な町政運営を基本姿勢として、各種施策を実施してまいりました。

まず、成果についてでございますが、第1に、子育て支援の充実であります。また、中学校の給食費無償化に続き、制度上、第1子保育料無償化を進め、安心して子育てできる基盤の強化に努めてまいりました。

第2に、行政のデジタル化であります。いわゆる書かない窓口の導入など、住民の利便性向上と業務効率化を図ってまいりました。

第3に、防災インフラ整備の推進でございます。計画的に避難施設の空調設備や道路改良等を進め、安心安全なまちづくりに努めてまいりました。

そのほか、教育、スポーツ環境の整備、公共施設のLED化、脱炭素化、上水道の耐震化、公共下水道の拡張、農地産業、商工業の振興、高齢者対策など、住み続けたいまちづくりに努めてまいりました。

これらは直ちに数値として成果が現れるものではありませんが、将来に向けた基盤整備として一定の前進が図られたものと認識しております。

一方で、課題も明確でございます。50年間人口増を続けた本町でありましたが、近年人口減少と高齢化が進行しつつあり、中心市街地の活性化や高齢者の移動手段の確保、豪雨時の冠水対策、空き家対策などの対応は道半ばでございます。

また、財政運営においても、税収やふるさと納税などの歳入を確実に確保し、持続可能な財政

運営を一層徹底していく必要があるというふうに認識しております。

次に、施政方針を踏まえて、今後の取り組むべき最重要課題の考えと進退について回答いたします。

最重要課題として位置づけているのが、中心市街地の再開発とDXの推進、地域経済の活性化、子育て支援と高齢者対策の拡充、文化教育とスポーツ振興、脱炭素化の推進の5つを柱として掲げております。詳しくは施政方針のほうで述べていますので繰り返しませんけれども、持続可能なまちづくりには欠かせない課題というふうに受け止めており、8年度当初予算として各施策を計上させていただきました。それぞれの施策を有機的に関連づけて、町の活性化、魅力化につなげていくことが持続可能なまちづくりに重要であるというふうに認識しております。

引き続き、町民の皆様の声を真摯に受け止めながら、着実に施策を前進させたいというふうに考えており、ご理解方よろしく願いいたします。

なお、町長としての任期が今年9月22日となっていることから、進退について検討いたしておりますが、今のところ当初予算の執行に注力したいというふうに考えています。町長選への対応は、後援会や支援者等と相談しながら、6月議会までには態度決定したいというふうに考えております。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員、質問が50分過ぎるんですけど、まだありますか。

○議員（9番 堀内 義郎君） そしたら、一言だけ。

○議長（指宿 秋廣君） 要望ぐらいであれば。堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたけども、木佐貫政権としてはまだまだまあ道半ばであると言っていいのか一言答弁お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） いろいろな取組をさせていただきましたけれども、まだまだやるべきことはたくさんある。これは私がやるのか、次の方がやるのか、そのあたりは引継ぎながらやっていきますけれども、今のこの人口減少は本町もそういう課題がございますので、それを踏まえたまちづくりというのがこれからの課題になっていくのではないかなというふうに思います。それを踏まえて、今後の進退については6月までにははっきりさせたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 以上で、質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時52分休憩

午前11時02分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位10番、楠原議員。

〔8番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8番 楠原 更三君） 発言順10番、楠原です。通告に従って質問してまいります。

私は、文教の町三股として、三股の文化財に町民が親しめる環境が足りない、整備不足であるということをこれまで言い続けてきていますが、早11年が過ぎようとしています。町民憲章にある郷土愛と開拓精神を理解し、それを養うためには、郷土の文化財を知ることが必要だと思いついてから、文化財についてしつこく質問をしてきていますが、今でも文化財に対しての環境整備が不足しています。

これまで整備をしないという答弁はありません。大きな予算が必要ではないはずですが、それなのになぜ進まないのかもどかしい限りです。三股は文教の町です。この町に文化財に対する熱意も能力もないはずはないと思っています。町民の皆さんが、特に子供たちが将来、どこにいても自分のふるさとを誇りをもって説明できるようにあってほしい。そしてそれが願わくばUターンにつながったり、ふるさと納税につながったりすればと強く思っているわけですが、そのためには文化財を理解しておくことが必要です。

また、今後とも三股として単独町政を続けていくとするならば、隣町との差別化を図るために、ハート型の町の成立過程につながる文化財を周知することも必要であると思っています。

周知するには様々な方法があるでしょうが、その一つとして、本を読まなくても町内を歩き回ることによって、町のことを学べる環境整備、何回も言っていますが、説明板や標柱などの十分な整備が行われるまちづくりを実現してほしいとお願いしているところです。なぜ、実現しないのでしょうか。

一昨日の答弁に、今後持続可能なまちづくりのためには、地域の強みを生かすとありました。その地域の強みに、その地域の記憶である文化財を挙げることもできるのではないかと思います。それが子供たちにとってのふるさと三股づくりにつながり、ひいては自治公民館活動の一つにつながるかもしれません。

町長は、町民に対して郷土愛育成のためのまちづくりの一環として、文化財整備の現状が総体として十分であると思われるのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 文化財につきまして。①郷土愛を育成するための文化財整備が、現状のまちづくりの中で総体として十分に行われていると町長は判断されているのかとの御質問にお答えします。

本町におきまして、町指定文化財の保存管理、史跡の環境整備、学校教育との連携事業など、一定の取組を継続しているところであります。例えば、町指定の北郷久秀弟・忠道の墓や、日州寺柱番所跡など、町指定の史跡の保存、整備や、盆踊り、ジャンカン馬踊りなどの伝統芸能の継承、支援などは、郷土理解を深める重要な施策であるというふうに認識しております。

しかしながら、郷土愛の情勢という観点から申し上げれば、単に保存、整備、支援を行うだけでは十分とは言えないものと考えております。文化財を見る者から学び、関わり、誇りに思う者へと高めていく取り組み、すなわち体験型学習の充実や、情報発信の許可、観光振興や地域づくりとの有機的連携など、さらなる工夫と進化の余地はあるものと受け止めております。

したがって、現状は一定の成果はあるものの、十分であるとの認識できる段階ではないと考えております。

引き続き、文化財をまちづくりの戦略的な資源として位置づけ、郷土愛の育成につながる整備、活用を検討しなければならないというふうに考えています。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ありがとうございます。郷土愛醸成の面から見れば足りないという思いを今聞かしまして、ありがたいと思います。できるだけ、今の状態ではいけないということを、ますますその思いが分かるようお願いしたいと思っております。

次の質問に行きます。

梶山城跡のことですけれども、用地購入につきましては、土地開発公社で大変なご苦勞の中で購入可能な用地は大方購入されたように理解しています。国指定への申請の動きについては、直近の答弁では、田上の発掘調査が入ったために進んでいないとありました。昨年、ようやくマンパワーが不足していると判断されたのか、昨年、職員を1人採用されたわけですが、国指定へ町としてやり続けるという強い意思に基づいた、例えば用地購入時のような明確な姿勢が必要だと思いますが、梶山城跡の国指定への動き、遅々として進まないこの現状に対する町長の思いを伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 梶山城跡の国指定への動きの現状に対する町長の思いとの御質問にお答えいたします。

梶山城跡は、南北朝時代以来の歴史的な背景を有し、かつての城郭遺構が現在に伝わる地域の

重要な文化遺産であります。

歴史的価値に鑑み、国の史跡指定に向けた取組を長年続けてきたところであり、地形測量や用地買収など指定に必要な調査、準備を継続的に進めているところであります。しかしながら、教育委員会教育課文化財係では、途中、先ほどお話がございました畑地かんがい事業の発掘調査事業が緊急優先事業となったことから、国指定への取組がストップしている状況にあります。教育委員会ではこのことを踏まえ、国指定への取り組める人員体制を検討いたしております。

町としましては、梶山城跡の歴史的価値を正しく評価し、保存、活用につながることで、町の歴史的な理解や郷土愛の醸成に役立つものと期待しているところであります。そのため引き続き、国指定に向けた調査準備を着実に進められるよう、環境整備に努力してまいります。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ぜひ、お願いいたします。今までになく心強い答弁を受けて、ありがたいと思っておりますが、実現に向けて、再度むちを入れていただきたいと思えます。繰り返しますけれども、国指定への動きが進まない理由として、田上の発掘が始まる前までは、町史編さん後の資料編の編集があつて進まない、それ以前は町史編さんがあつて進まないなどと言われてきています。しかしながら、梶山城跡につきましては、南九州でも遺構の残り具合が優れている。今、先ほど町長も言われましたけれども、そういう理由で文化庁が注目しているということは、十分御存じだと思います。都城の教育委員会文化財係からも直接このことはお聞きしております。

したがって、開発公社によって用地取得が進められていると承知していますが、次の質問になりますけれども、繰り返しになるかもしれませんが、なかなか申請が進まなかった原因と今後の予定をお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 文化庁も県も国指定施設候補として注目している梶山城跡の国指定申請状況及び、なかなかはかどらなかつた原因と今後の予定について、御質問にお答えいたします。

まず、国指定申請が十分に進まなかつた理由についてであります。主な要因は担当部署である文化財係の業務負担にあります。文化財係では、令和4年度から、高才第3地区の発掘調査に向けた計画準備を進め、令和5年度から令和7年度まで、年間を通じた発掘調査業務を実施しております。発掘調査は令和8年度まで継続する予定であり、その後には4年分の発掘調査報告書を作成する必要があると思えます。このような状況から、現体制のままでは、梶山城跡の国指定申請に向けた作業の進展は厳しいと判断しております。ただ、町史編さん事業として、資料集の刊行

を令和2年度から継続して行っているところですが、令和5年度に発行した三股町史資料集4の中で、梶山城の歴史的考察を行っており、その成果を盛り込んだ形で、九州の名城を歩く宮崎・鹿児島編という書籍の中で、梶山城跡を紹介いたしました。これらの作成資料は、梶山城跡の歴史的な評価として、国指定申請にも利用できます。また、令和6年度に実施した梶山城跡の空撮の写真資料も申請に必要な資料として準備できております。

以上のとおり、申請に必要な資料は、業務と並行して準備しているところであり、そこから具体的な申請業務を進捗させるために、令和7年度に梶山城跡を専任で担当する人材の確保を図り、令和8年度、次年度ですけれども、適切な人員配置が行われるよう計画をいたしているところでございます。専任体制を整えることで、国指定申請に向けた作業を着実に進められるものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） これもありがとうございます。現体制では難しいということで、適切な人員配置を進めていくということでしたので、これまでと違って、国指定への動きが目に見える形で進むことを期待したいと思っております。

それで、その次ですけれども、現地におきましては、土地開発公社、先ほども言いましたけれども、開発公社におきまして、ものすごい時間、そして手間、そして町の予算をかけられて、用地購入が進められてきているわけですけれども、地元の方は、先祖代々の土地を町に譲った人たちのうち、最初譲った人たちは、町のやる気に疑問を持っている方もいらっしゃいます。何のために売ったのか、また町としては何のために用地購入をしたのか、それも含めて、そもそも梶山城とは何なのか、改めて教育委員会として梶山城跡の現状及び今後について、町民への説明会を予定すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 梶山城跡について、土地開発公社での用地購入状況を含めての町民への説明会を行うことはできないかとの御質問にお答えいたします。

梶山城跡に関する説明会の実施についてであります。先ほどの答弁にもお答えいたしましたとおり、令和8年度以降に専任者を配置できた際には、まず梶山城跡の現状把握を最優先に進める必要がございます。その上で、国指定申請に必要な資料の整理や、課題の洗い出しを行っていくこととなります。

こうした取組を進める中で、土地開発公社による用地購入の状況も含め、地元住民の皆様をはじめ、町民の皆様に対して丁寧な情報提供を行うことは重要であると認識いたしております。そのため、必要に応じて説明会の開催についても積極的に検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ありがとうございます。今、最後のほうですけれども、必要に応じて説明会を開くとありましたけれども、この必要がどういう必要なのか、どうやって説明会を開くべき必要性というのが出てくるのか、そこは問題だと思うんですけれども、どんな場合を考えられているでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 現時点で専任者がいない状況でございましたので、その専任者が今後、梶山の状況につきまして調査してまいります。その過程で申請ができる前の段階も含めまして、進捗状況等を分かった段階で必要な場合にするということでございます。現時点では、そのスケジュールみたいなものがしっかりできておりませんので、どの段階ということは申し上げにくいんですけれども、この専任者による今後の調査の状況を見まして、実施したいというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 専任者が決定してから後で、進捗状況の段階に応じてということが、先ほどの必要で理解してよろしいですね。分かりました。

昨年、文教厚生常任委員会で、中央公民館1階東側の資料室を見させていただきました。これまでに発掘されたものを多数見ることができました。幸い、担当職員の方に説明をしてもらいましたが、町民の皆さんが中央公民館の資料室を気軽に訪れて理解できるような環境ではありません。

発掘調査報告書は、文化庁によりますと、原則として発掘終了後おおむね3年以内に刊行することとされているということを知りました。これまでの発掘調査報告書があるならば、中央公民館の資料室にあります様々な遺物等々にも解説を付けることは可能はずです。

これまで町内で行われた発掘調査、例えば、町営墓地公園開発の際の発掘、梶山の天神原宅地開発に伴った発掘の際の出土品などが、中央公民館東側を含め、北側のプレハブ倉庫を含めて多数あります。これらは町民の財産なんですね。ふるさとをより知るために、これらの埋蔵文化財を町民の目に触れることができるように、解説付きの展示が必要だと思います。けど、ここでも場所がないという問題が出てくるわけですけれども、幸いもしできるのであれば、五本松跡地、そこにも可能性がゼロではないかと思っはおるわけですけれども、施政方針の中に高才第3地区の発掘調査におきまして、多くの新発見があったと。これらの成果は順次発信していく、展示してまいりますとありましたけれども、新発見とは新鮮味が売り物だと思います。

この田上の新発見をはじめとした、これまでに発掘された埋蔵文化財の解説付きの展示予定は

あるのか、もしあればそれを具体的に伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） これまでに発掘された埋蔵文化財の解説付きの展示予定はあるのかとの御質問にお答えいたします。

教育委員会が所有する展示スペースは、中央公民館内の郷土資料室になります。現在、平成11年度に実施した諏訪廻第1遺跡、平成16年度に実施した中原遺跡の出土土器の一部を公開いたしておりますが、展示内容としては十分とは言えません。

このため、現在発掘調査を進めている方境遺跡の出土品につきましても、整理作業が終了次第、解説をした形で展示を行う予定としております。

現在、この郷土資料室には多くのものが展示されておりますが、そういったものも整理しながらスペースの確保もして展示していきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今後展示していきたいとありましたけど、場所は今のところでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 現時点では、中央公民館の郷土資料室だけと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 場所としてはあんまり期待できないわけですね。今、説明の中で平成11年、諏訪廻遺跡とありましたけれども、町営墓地、あそこのところ。あれも聞くところによりますと、結構重要な発掘がなされたと聞いておりますけれども、そういう情報が私はここ2、3年前から知ったんですよね。けど平成11年ですから、かなり前なんです。そのときに重要な遺跡であるという判断を町民に知らされたのかと思うと、そうでもなかったような気がするんですね。

先ほど言いました文化庁の目安でいきますと、発掘後3年ぐらいをめどに報告書を出すとなりましたけれども、平成11年、平成16年、ここらでできて当たり前なんですよね。そうであれば今言ったように、説明の付いた展示というのはできるかと思しますので、これが田上の方境に限らず、それまでのものも含めて、町民の財産としてそれを共有できるような環境整備というのをお願いしたいと思います。

人員が足りないということで、梶山城もしなければいけない、方境の整備もしなければいけない、いろいろあると思いますけれども、町長の先ほど答弁にありましたように、人員体制を何とかしたいということがありましたので、期待をしておきたいと思しますので、よろしくお願

たします。

その次の質問に行きますけれども、長田峡には、私が議員になりましたからですけれども、説明板ができております。インバウンド絡みでできたかと思っておりますけれども、当時の農業振興課及び企画商工課だったのでしょうか、によって設置されたと思っておりますけれども、この10年間で教育課として設置した文化財関連の標柱ではなくて説明板は幾つあるのでしょうか。また説明板設置の今後の予定はあるのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） この10年間で教育課として設置した文化財関連の説明板は幾つあるか。また、説明板設置の今後の予定はどの御質問にお答えいたします。

まず、この10年間に教育課が設置した文化財関連の説明板の数についてであります。期間を10年間に限定して申し上げますと、設置したものは1件で、蓼池のかくれ念仏像の再整備を行った際に、新たな説明板を設置したものであります。

次に、今後の説明板設置の予定についてであります。梶山城跡の保存整備計画の中で、設置場所や数量を含めて検討していくこととなります。また、その他の文化財につきましても、必要に応じて随時説明板の設置を検討してまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 分かりました。

次の質問に移ります。これも数年前から質問してきているわけですが、来年、もう来年になったわけですが、2027年は西南戦争から150年となります。早馬公園内に西郷隆盛の長男であります菊次郎の文字で、西南の役従軍碑と書かれた石碑があります。そこまで公園の通路を昨年でしょうか、きれいにしていただきまして行きやすくなったわけですが、この石碑は調べてみますと、1923年に建立されています。多分、西南戦争から50周年を前にして建立されたのではないかと思っておりますが、現在は碑文を読むことは簡単ではない状態です。

ハート型の町が誕生して間もない頃、三股の草創期の出来事を記した碑文です。石碑の前でその内容を知るといことは、大変意味のあることではないでしょうか。また、ちょっと第何号か忘れましたけれども、ふるさと三股には、1877年7月25日早朝に、早馬公園東側一帯で大山巖率いる新政府軍と西郷軍が戦ったとの記述もあります。その戦いの場が見えるところに、この石碑が移設されたのだらうと推測しておりますが、西南戦争は今から149年前の2月から9月です。節目の150年となる来年のその時期に間に合わせて説明板を設置していただきたい。西郷菊次郎と書かれた石碑、そしてそこから望める戦場となった場所、これは三股の魅力の一つとなるのではないかなと思っております。

碑文の文章につきましては、三股の石像文化統編に詳しく書かれてありますし、先ほど言いましたふるさと三股には、町内での西南戦争の戦いの様子があります。それほど大きな予算が必要とは思いません。教育委員会としては裏づけが必要だということになれば、長田峡の説明板のように、教育委員会を離れての対応、例えば観光協会のある企画商工課での対応ということもあり得ると思います。

ちなみに地域活性化団体ががんばっどで、6年前に設置したのが三島通庸と山王原という説明板を造りました。6年ほど前ですけれども、確か4万円ほどだったと思っております。

今、がんばっどでひな祭りを開催しておりますけれども、昨日の段階で600名を優に超えました。来ていただいた方が。ここ3年間全て600名を超える方々にひな祭り来ていただいておりますけれども、その際に、三島通庸と山王原の説明板に対して質問をしていただく方がかなりいらっしゃるんですね。このようなものも三股の魅力を表す重要な取組であると思います。西南戦争から150年を記念しまして、西南役従軍碑の前に碑文の解説や町内での西南役の解説をした説明板の設置はできないでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 2027年は西南戦争から150年となる早馬公園内にある石碑の碑文の解説や、町内での西南役の解説をした説明板の設置はできないかとの御質問にお答えいたします。

まず、早馬公園内への説明板の設置につきましては、令和6年12月議会におきましても同様の御質問をいただき、その際には現時点におきましては、設置は考えていないとの趣旨でお答えいたしましたところでございます。

しかしながら、2027年は西南戦争から150年という大きな節目の年を迎えることとなります。この節目の年を一つの契機といたしまして、西南戦争に関する解説を行う説明板の設置につきまして、改めて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ありがとうございます。ぜひ、150年に間に合わせて設置のほうをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。VR等を活用した文化財のホームページへの掲載の動きと、VRを活用した文化財の立体的な記録保存の現状はどうなっておるのか伺いますけれども、よろしく願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） VR等を活用した文化財のホームページへの掲載の動きとVR等を活用した文化財の立体的な記録保存の現状はとの御質問にお答えいたします。

まず、文化財に関するホームページ掲載の状況についてであります。更新が十分に進んでいない点につきましては、教育委員会としても課題として認識いたしております。そのような中で、梶山城跡のVR公開準備、小倉邸VRへの外部リンク設定、さらに令和6年度に実施いたしました方境遺跡の竪穴建物跡や地下式横穴墓のVR及び3Dモデルの公開につきましては、総務課デジタル推進係と連携しながら、記事作成を進めているところでございます。令和8年度の早い段階で、一部でも公開できるよう計画いたしております。

次に、立体的な記録保存の今後の予定につきましては、令和8年度には計画段階ではございますが、山王原地区の赤煉火蔵や長田地区の石蔵につきまして、VR及び3Dモデルを作成し、作成後はホームページで公開する予定でございます。

なお、3Dモデルからは図面を起こすことも可能でありますので、文化財の記録保存として十分な成果が期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ありがとうございます。ホームページに掲載される場合には、ちょうどホームページの、まずパソコンで出る最初の画面に大きくポンと出していただいて、目を引くような形でしていただきたいと思っております。2万5,000人の町民のうちに見る方は何十人かもしれませんが、子供たちが学校で見ることができ、学校の地域学習の中で生きていくことになるかと思っておりますので、ぜひ、これは大々的なPRを伴ってホームページに掲載していただいて、ふるさと三股はすごいなと1人でも多くの子供たちが感じてくれればありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

文化財について最後の質問になりますけれども、文化財の町指定の動きの現状についてお伺いしますけれども、この中には文化財保存調査委員の選定が行われているのかどうかを含めてですけれども、先ほどの答弁に指定のメリット、デメリットの質問があったわけですけれども、メリットを何か聞いていると、指定にするメリットを否定するような答弁だったような気がします。指定の意味がないような、決してそんなことはないんです。文化財保護条例、あれを見ますと第6条に、教育委員会は町の区域内にある文化財のうち、重要なものを町指定にすることができるという文言があるんです。重要なものは指定する、そして保存する。もう既に記録しているから、しなくていいんだ、そんなことじゃないんですね。本当に残念な答弁だったと先ほどは思っております。重要であるから指定する、それを後人に伝える、そうでなければいけない。これが指定文化財の意味だと思っております。

これも今まで言っているんですけれども、県内市町村別指定文化財の数を見ますと、国指定、県指定、市町村指定文化財の合計は1,193件です。26市町村の平均で単純に割りますと計

約46件。けど本町は、町指定のみの5件なんです。ちなみに文化財保護条例が制定された時期を見てみますと、本町は昭和46年、隣の旧高城町が昭和51年、旧都城市、旧山之口町は昭和48年。三股は条例制定につきましては先んじてるんです。しかし旧山之口町を見ますと、国指定が1つあります。県指定が3つあります。町指定が12あるんです。そして町指定12の中には盆踊りがあります。太郎踊りがあります。奴踊りがあります。馬踊りがあるんです。三股では盆踊りも太郎踊りも奴踊りも馬踊りもありますが、全部町指定になってません。できない理由しか聞いておりません。先ほどもありました。この本町には本当に指定に値するほどの文化財がないのか。

ここまで来るともう行政の不作为に当たるのではないかと感じます。あるのかないのかを含めて指定への動きを進めていく必要があるのではないのでしょうか。そして、文化財保護条例では、指定する場合は教育委員会はあらかじめ文化財保存調査委員の意見を聞かなければならないとあります。文化財指定の動きはどうなっているのか、文化財保存調査委員会の委員の選定が必要となるわけですが、その動きも気になります。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 文化財の町指定への動きの現状は、文化財保存調査委員の選定は行われているのかということも含めまして、御質問にお答えいたします。

町指定文化財の選定作業の現状につきましては、現在、町指定候補となる文化財のリストを作成している段階でございます。これらの候補を念頭に置きながら、文化財保存調査委員の選定作業も進めており、4名から5名程度の候補者をリストアップしているところです。お名前のほうはちょっと控えさせていただきます。

しかしながら、担当部署においては、発掘調査や資料集の作成が優先すべき業務となっておりますので、現時点では町指定文化財に関する業務の進捗が十分に図られておりません。進捗が遅れております理由といたしましては、候補となる文化財を町指定とするためには、まず担当部署におきまして、根拠となる資料の調査や指定理由の作成を行い、その調査資料と指定理由をもって文化財保存調査委員会に諮問する必要があるためです。

町史編さん事業によりまして、多くの資料が収集され、調査内容も整備されつつございますが、資料調査には相応の時間を要しているところでございます。資料調査が整い次第、文化財保存調査委員会の開催に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 三股の指定文化財が平成元年に2件、そして平成2年に3件、それ以降はその動きがストップしたままであるわけです。今、文化財保存調査委員会の委員のリス

トを作成して選定しつつあるということですが、これも期限を決めて、いつまでには選定が終わる、そういう目標をつくってもらって進めていってもらうのと、ただリストを作成して今進めています。ひょっとして来年のこの場で言ってもまだ選定中ですとなるかもしれません。それでは、元も子もありませんので、期限を決めてやっていただきたいと思っております。

昨年、町のPRキャラクター、じゃんかん君が誕生したと町長からも何回もお聞きしておるわけですが、じゃんかん君は、イコール三股の基幹産業である農業、これを表したものと思っておりますけれども、じゃんかん馬踊り、それから太郎踊り、馬、牛の民族文化というものが将来にわたって継承され、三股らしさというのが表せられるためにも指定しておくというのができないんじゃないかと、どうやったら指定できるのか。先ほども言いましたけれども、旧山之口町では、馬踊りも牛踊りも奴踊りも棒踊りも指定になっているわけなんです。指定になっておるところがあるのに三股はできない。これは説明がつかない。そう思っております。したがって、もっと指定への動きというものを進めていただきたいと思えます。

次の質問に参ります。これ追加質問でお願いしたところですが、自治公民館への防災組織についてですが、施政方針の中にありましたが、各自治公民館に地域防災組織の組織化、活性化を働きかけているところとありました。先日、議会報告会語らみろ会を行いまして、自治公民館役員の皆さん、それから民生委員、児童委員の皆さん方とそれぞれの課題等について語り合ったわけですが、どちらにしても成り手不足が深刻な問題である。これはもうどこでも言えることだと思いますけれども、特に自治公民館役員になりますと、役員からの様々な依頼がたくさんやってくる。これでは役員の成り手を頼みにくくなるということが挙げられました。行政事務連絡員も兼ねているわけですから、行政としてもこのことは理解されているはずですが、そしてその上に、地域防災組織についてですが、役員は1年ないしは2年で自治公民館役員は変わるわけですから、その度に防災組織はどうなっていくのか。新しく役員になった方が、俺そんなこと知らんぞと、もし言われた場合にどうなるのか。この組織が継続的に機能する何か方策をお持ちなのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 自治公民館地域防災組織が組織として機能していくための方策はどの御質問についてお答えいたします。

本町は台風常襲地域であり、近年は線状降水帯による豪雨災害の激甚化、さらには南海トラフ地震発生の切迫性も指摘されております。災害対応においては、町による公助が基本ですが、大規模災害時には行政のみで住民の生命、身体を守ることは困難であり、自助、共助の強化が不可欠であります。その中核を担うのが自治公民館単位の地域防災組織であります。しかしながら現状におきましては、組織は存在しているものの、役割分担が不明確であったり、訓練が定

期的に実施されていないなど、実効性に課題があることも認識しております。

今後は、次の4点を柱とし、実動型の地域防災組織へと転換を図ってまいりたいと考えます。

第1に、役割の明確化であります。自治公民館ごとに館長を中心とした指揮系統を明確にし、役割に応じた標準的な編成モデルを提示いたします。併せて高齢化による担い手不足に対応してまいります。

第2に、実践的な訓練の徹底であります。年1回以上の防災訓練実施を目標とし、単なる消火訓練等にとどまらず、避難所開設訓練、夜間想定訓練、安否確認訓練など、実際の災害を想定した内容へ転換していきたいと考えます。やったことがあるという経験が災害時の冷静な行動につながるものと考えております。

第3に、要支援者支援体制の強化であります。高齢者や障害のある方など、災害時に支援を必要とする方々の名簿整備を引き続き進めまして、本人同意の下で地域内支援体制を構築いたします。そして、担当者を配置し、平時からの見守りと声かけを通じて、実効性のある支援体制を確立してまいります。

第4に、行政との連携強化であります。防災担当である総務課が各自治公民館を支援し、防災士資格取得への補助、資機材整備の充実、計画策定支援を行います。また、消防団、社会福祉協議会などとも連携しまして、重層的な防災体制を整えてまいります。災害発生直後の数時間は、まさに地域が地域を守る時間であり、その初動対応力を高めることが、結果として町全体の被害軽減につながるものと確信しております。自治公民館地域防災組織を形式的な組織に終わらせることなく、動ける組織、支え合える地域へと進化させてまいります。

今後も本町の防災力向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため、13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時50分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位10番、楠原議員の残りの一般質問を行います。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 先ほどの御答弁は、教科書的な方策であると感じたところです。自治公民館加入者が少ない地域の在り方等は関連づけて行かなければならないと思っております。加入者が少ないところの自主防災組織が活動するときに、取り残される人がいるということが前提として考えられるわけですね。

したがいまして、自主防災組織が今後継続的に機能していくためには、現在の自治公民館の実態に則した方策を考える必要があると強く思います。極端なところでは、三十数%の加入者状況、それから私もおります山王原地区におきましても、本年度は30名近くの加入者が見られたということでしたけれども、結果的には8年度がスタートするときよりも加入者が減っているんです。加入者以上に公民館から出ていく人が圧倒的に多いということを先日聞いたばかりでした。これがほかの自治公民館でも見られる状況であると思いますので、これが自主防災組織が全町的に、どの自治公民館でも機能的に継続して活動できるような方策を、簡単じゃないと思います。今すぐに答えることができるようなことではないと思いますけれども、考え続けていっていただきたいと思います。

共通して今の自治公民館というのが、教育課の生涯学習係の中に位置している状況で組み立てられているわけですが、平成4年度でしたっけ、自治公民館制度、それ以前は社会教育課にあったと思うんですね。まちづくりの中で自治公民館というものが重きを置かれるという状況であれば、もう1回、基本的なことから考え直すことも含めて、自治公民館をどのようにしていくのかということ、自主防災組織をどうするかということも含めて、考えていただきたいと思います。答弁はございません。

次の、②番に移りますけれども、今回ようやく自治公民館加入促進条例が提案されました。これは総括質疑のほうでもよかったのかもしれませんが、あえて追加質問としてさせていただきます。

施政方針の中にもありましたが、自治公民館の役割を明確にされようとする、そして協働のまちづくりについて、さらに前に進めていくとありました。

そこで伺いますけれども、この条例制定後、この条例はどのように活用される予定なのか、また、加入促進の啓発活動として、新たな動きが予定されているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 自治公民館への防災組織の組織化及び加入促進条例についての②番、制定後の条例の活用予定と加入促進啓発活動として新たな動きが予定されているかとの御質問にお答えをいたします。

本条例は、自治公民館活動の重要性を広く共有し、地域コミュニティの維持、活性化を図るための理念的な位置づけを明確にするため、制定しようとするもので、本条例を制定するに当たっては、検討する過程において、多くの町民の皆様にご意見を自治公民館活動について、改めていただく機会になればという観点を大切に進めてまいりました。

昨年8月に、自治公民館制度などを研究されている南九州大学の准教授や、自治公民館長の代表、さんさんクラブ、町PTA協議会、町子ども会育成連絡協議会などの代表、14名で構成さ

れる条例検討委員会を立ち上げ、検討を開始しました。

検討委員会の中で、近年の加入状況の推移から読み取れることの一つとして、転入や転居の手続のため役場に来られる方は、1階の町民室窓口にて転入、転居先の自治公民館の活動やごみの出し方に関する説明などを丁寧に受け、加入して下さる方が多いものの、先ほど議員もおっしゃっていましたが、現在、加入している方が、メリットなどが見出せず、脱退されるケースがあることが見えてきました。

そのような状況を勘案し、自治公民館活動の必要性や重要性、加入の呼びかけの進め方、一般的な想定質問とその回答例などを掲載した自治公民館活動支部長筆記ハンドブックを作成し、加入者に一番近い存在である支部長の皆様の自治公民館活動の一助になればと考えております。

昨年12月に行われました、行政事務連絡委員会議の中で、自治公民館長の皆様にハンドブックの素案をお渡し、内容に対するご意見や、加入促進の取組事例の提供などを求めました。頂戴したご意見を踏まえ、現在最終構成の段階であります。

また、昨年12月の広報みまたにおいて、10月15日から20日までの期間、町のLINE公式アカウントを通じてアンケート調査を行い、12ページにわたる自治公民館が生み出すもの、自治公民館にメリットはあるのかという特集を掲載いたしました。本条例制定後は、ハンドブックを活用、利用した支部長への説明会や、まちづくりや地域活動、自治公民館活動などを皆で考えられるようなセミナーなどのイベント開催を継続的に実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 先ほども言いましたけれども、議会報告会語つみろ会の中においても、加入促進のために館長さんが転入者に声かけに行ったときに、メリットを説明できないという声は何人もの方から出ました。今も説明の中にもありましたけれども、町民室窓口でメリットを語るとかありましたけれども、そもそもメリットを語らなければ入らないという、今の時代がおかしいとは思いますが、実際は転入される方に町民室窓口で、まず最初が、加入の呼びかけをしていただくというのが、今現在ですけれども、この条例がもし可決された場合、この窓口での呼びかけは少しは何らか変わるものなのか、どうなのか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午後1時39分休憩

午後1時40分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 町民室の体制についてのお答えをいたします。

令和8年度につきまして、現在の町民室の運営と同じ方針で取り組んでいく方向でございます。
以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） そういうお答えは想定していたわけですが、自治公民館のことですから行政が直接タッチすることはできないことだと思います。けれども、先ほど来言いますように、自治公民館がまちづくりの一つの役割を担う、そういう期待をされているわけですし、自主防災組織におきましても、自治公民館の役割は期待されているわけですから、行政としても自治公民館の在り方というのにも、条例ができたからには何らかのこれまでと違う働きかけがあってもいいのではないかと思います。あくまでも条例ですので、きまりですよね。それまでなかったものがようやくできたわけですから、取り決めにも違いがあってもいい、違いがなければいけないとの条例がないとき、あったときは違いがあるべきである。その違いはどこに、町民とすればその違いを感じることができるのか、そう思うんですが、さっき議長のほうから総括質疑でと言われたけれども、今答えることができないのであれば、総括質疑でもそれは答えることができないということになると思いますが、もし答えることができるのであればお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今回の自治公民館加入促進条例の制定をするに当たりまして、公布が今年の4月1日となっております。こちらについての理念条例ではありますが、条例の概要とか各条文でどういったことをうたっているのかという概要版のチラシのようなもの、こちらは作成する必要があるだろうと考えておまして、準備を進めております。こちらについて先ほどの支部長必携ハンドブックとともに、周知の材料として使っていきたいとは考えております。できればそれも町民室の中で、現在もう既にパンフレットは配布をしておりますが、それに併せて今回の本条例の概要、そういったものは一緒に配布をしていただいて、説明していただくことは可能ではないかなというふうに、条例制定担当者、企画としては考えております。

町民室で今渡しているパンフレットの教材には、いざというときに助け合える人がまわりにはいますかというようなキャッチフレーズが表に書いておまして、今既に防災組織、いわゆる何かあったときに近所の人付き合い、こういったものが一つの土台になりますということ、理解を深めていただいて、転入、転居者については加入率は高い。けれども現在入っている方が、今入っている中でメリットがなかなか見出せずに脱退しているという現状もございますので、条例制定に当たっては分かりやすい概要、パンフレット等は作成したいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 税条例のほうでは、特別徴収が行われる、条例を基に。捉え方がいろいろあると思うんですけども、繰り返しになりますが、せっかく条例が提案され、もし可決された場合には、今までとは違う自治公民館と行政との関係性というのができるようにあってほしいと要望いたしまして、一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、一般質問を終了します。

日程第5. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、総括質疑を行います。

総括質疑は、本日追加提案された議案32号を含む本定例会に提案された議案全ての案件であります。

まず、議案第2号から議案第15号までの13議案について、質疑をお願いします。

条例案ということです。質問のある方、挙手を願います。岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 1番、岩津良です。議案第3号「三股町中小企業・小規模企業振興条例」について、質疑をさせていただきます。

本条例についての条例文や内容については、どこの自治体等を参考にしたのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

三股町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定につきまして、まず取りかかりといたしまして、福岡県の田川市、こちらが大変先進的な事例を行っておられましたので、まず田川市さんの本条例について大変参考にさせていただきました。

続いて、これは6年度からずっと継続的に検討しております、県内の日南市、都城市さんの条例等も参考に協議を行ってまいりました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。もう1件です。同じ議案なんですけれども、先ほどの自治公民館加入促進条例について、理念条例という形に近いのかなというふうに思いますが、そういった中で、この条例制定後において検討されている展開をお教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 議案第3号の中小企業・小規模企業振興基本条例の、今回特に12条におきまして、中小企業者等の意見の反映をとということを盛り込んでおります。本条例については、あくまでも理念条例、今、議員がおっしゃったとおりではあるんですが、実際条例制

定後にしっかり実効性のあるものにしようということで、中小企業、小規模企業及び経済団体等の皆様と意見交換を行う場を持つということを第12条に明記しております。

そこで、規則のほうになります。産業振興会議という名称で設置をし、そこで具体的な現在の現況であるとか、課題、そういったものを抽出いただいて、町のほうに意見交換を通して、こういった施策が今必要ではないかということ意見を頂戴するというようなスキームを取っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、議案第16号から議案第26号までの11議案、予算関係の議案についての質疑を行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、議案第27号から議案第31号までの5議案について質疑を行います。議案番号を明示の上、質疑を行ってください。質疑はありませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 議案第27号についてお聞きします。「設計施工一括契約の締結について」なんですが、今回の五本松交流拠点施設整備事業では、設計と施工を一体で発注するいわゆるデザインビルド方式が採用されています。

その方式はスピード感やコスト確定の面でメリットがある一方、設計過程が見えにくくなるという側面もあります。また、現在は物価高騰が続いている状況もあります。

そこで今後、資材価格の高騰などにより、追加工事や変更契約が必要となる可能性について、町としてはどのように想定しているのか、また、将来的な追加予算が発生するリスクをどのように排除しているのかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 議案第27号「設計施工一括契約の締結について」の御質問に回答させていただきます。

まず、デザインビルドについての設計に関する過程の不透明さというお話もございました。また、物価高騰等で工事費等に上振れが生じた場合にどのようにされるのかという御質問だと受け止めたところです。

今回、工事費につきましては、実施設計が終わった段階、完了した段階を基準日にいたしまして、この日を基準に人件費や物価高騰による増額があった場合には、工事費についての上限額を上回るということは許容するというふうになっております。

現在も既に物価高騰や人件費高騰が行われているわけですが、昨年12月に企画提案を受けた段階で、実施設計完了までの物価高騰や人件費については、原則考慮しない。要は、実施設計が終わった段階から基準日として行いますよという約束の下で、今回、設計、建設業務に仮契約を今、締結させていただいております。とは言いつつも、現在の、世界情勢いろんなものがございます。特殊な事情により、町民の皆様、またなるべく議会の皆様にご理解がいただける範囲での変更も相談が今からあるかもしれません。これについて、現在、検討しているわけではないのですが、現状として申し上げます、先ほど申し上げました、実施設計完了後の人件費や物価高騰については、上限額を超える、どうしても物価高騰があれば超えても可能ですよというふうにごうたっておりますので、現在のところは町としては、今、その考えで事業者と協議をし、了解を得て仮契約を結んだという状況でございます。

説明は以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今回の事業は、民間のノウハウや機動力を活用するPPP事業であり、第6セクターによる運営が想定されますが、第6セクターという仕組みは、行政の公共性と民間の経営力を組み合わせることに意味があると考えます。

その一方で、もし運営収支が計画どおりにならなかった場合、自治体が追加的な財政負担を行うケースも全国では見られています。

そこでお聞きします。今回の五本松事業において、運営収支が計画を下回った場合でも、本町が追加的な財政投入を行うことはないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今回、10月に企画提案をいただきました内容につきまして、設計、施工、運営を一つのグループとした11事業者からなる1グループからのご提案がございました。現在は、設計、施工についての契約の案件を今回挙げさせていただいております。

一方、運営事業者につきましては、第6セクターということで、今、第3セクターである合同会社みまた、そして町と協議を進めている最中でございます。今、質問のございました、指定管理料の払い方につきましては、指定管理料の支払いの仕方が2つございまして、定額型と差引型、大きく分けて2つございます。差引型でいきますと、収入と支出の割合で収入差引があった場合に、その補填分ということで差引で委託料を払う、指定管理料を払うというのが差引型になりますが、本町が今回指定管理者制度を行うに当たっては定額型を採用しております。650万円というのが年間での額、そして5年間で3,250万円ということで今現在進めておりますが、基本的には年間割合の650万円定額型、もちろんこれは要求水準を満たし、事業料として適当と認めたものについては、1年間で650万円払うという契約ですので、ここで650万円ですら

なかったから追加で払うというようなことは想定しておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 公共施設が建設費だけでなく、維持管理費、改修費、最終的な解体費まで含めた長期的なコストが重要になると思います。そこで、今回の5本松事業について建設から将来的な解体までを含めたライフサイクルコストは、30年から50年は算出されているのか、またその総経費は、三股町の将来の財政推計に照らして持続可能なものと考えているのかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 維持管理、そして修繕等の施設の費用、これは運営とは別に指定管理料として合同会社に対して支出をする予定をしております。令和6年3月にPFI当時PFIの推定でございましたが、PFIで実施したときのモデルプランというのをお示しをいたしました。そこには、維持管理、修繕等も含めた経費、これを20年間で推計したものをお示しをしております。それに基づき中長期財政計画も組み立てております。また、現在基金として5億円、また国の交付金が2分の1というスキームで進めております。

こういった中で、将来推計としては、令和6年3月に見立てたものをベースに、先ほど来出ております物価高騰と人件費の高騰が、今後5年後、10年後、どう返していくのか、これもまた再度検証する必要があるとは思っておりますが、立ち行かないということも考えておらず、現在では、令和6年3月に立てた推計を基に事業を前に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 議案第27号について質問いたします。

今回の五本松事業がPPP手法による事業として進められていることは認識しております。PPPの目的は、民間のノウハウや資金、経営力を活用しながら、官民で適切にリスクを分担することと理解しています。

そこで、今回の事業において、施設整備、施設運営、経営、利用状況の変動などのリスクについて、どこまでが民間事業者の責任で、どこからが町の責任となるのか町の考えを伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、御質問をいただきましたリスク、こういったものが具体的にどのリスクなのかによって、町と合同会社、また共同事業体、ここでリスク分担表というのを、昨年6月24日に公表した要求水準及び募集要項に、リスク分担というのはこういうリスクが発生したら町だ、こういうリスクが発生した場合は合同会社、こういうリスクが発生した場合は共

同事業体ですよということを、案として作成をしております。基本契約は現在締結をし、今、設計、施工の契約の議案を上げさせていただいております。

次に、最終段階となる指定管理の指定という議案が上がってまいります。そのときに最終的なリスク分担というのは、3社それぞれでどのように分担するかということが明確になります。

現状としては、昨年6月24日に公表したホームページには上がっておりますが、リスク分担表、これが、現在町が考えるリスクの分担というふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、PPP事業では事業が順調に進んでいく場合だけではなく、万が一うまくいかなかった場合の対応を整備しておくことが重要だと考えます。

そこで、指定管理者が撤退した場合、事業継続が困難になった場合、施設の運営や維持管理は最終的に誰が担うことになるのか、またその際に必要となる費用は、町が負担することになるのか、町の判断を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

現在、1グループ、11事業者のグループを優先交渉権者として、最終的な交渉を行っております。こちらの指定管理中、もしくは指定管理が終わった後、経営が行き届かないということで、撤退ということがないとは限りません。委員おっしゃるように、その場合には、町として新たな指定管理者、これを募集することになるだろうというふうに考えております。当然、なぜ撤退したのか、どういった理由で立ち行かなかったのか、十分な検証が必要になると思っておりますが、その条件等を改めて見直し、改めて指定管理者を募集するというので、現在想定をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、最後に町長に伺います。今回の五本松事業は、町の将来の公共施設運営や、財政にも関わる大きな事業であると認識しています。民間活力を活用するPPP事業である一方で、最終的には町の責任が問われる可能性も考えられます。町長として、この事業について最終的な責任は町として負うという認識で進められているかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回設計施工一括契約ということで、まず、第1段階なんですね。次、第2段階を整備します。そして、また民間施設を整備します。3つから合わさって一つのエリアの活性化を図っていく事業になります。

そしてまた、今回の事業は何かを造って、それを補助する建物ということで、特別リスクが生

まれるのかというようなことで皆さんが心配されますが、私は特に心配しないですね。要するに、例えば施設を造ります。例えば体育館を造ります。体育館を造って、それでその体育館の費用を全部賄えるか、町民の皆様から、使用料で、その体育館自体を全て賄えるかとなるとそうじゃないんですね。体育館を造って、皆さんの健康づくりをします。そしてそこで、この手数料というか、使用料があつて、大体しか何割しか回収できないんですよ。目的はやっぱり町民の交流の憩いの場、そしてまた、健康づくりの場とか、そういう場を造っていくということですから、当時は箱物とは違いますがそういう建物もあります。そういう鋭意対応が町民のこれからのまちづくりに必要な施設とそういうふうに私は思っております。そこで大きなリスクなんていうのはちょっと考えられないというふうに思います。

ただ次の第2段階になると、今度は教育委員会の持っている、要するにいろんな文化財関係を含めて、子育て、福祉関係の健康管理センターが持っているような形、いろいろなものを今度は箱物として造りますので、そこが非常にどう活用できるか、どういうふうな形で運営していくか、課題ですね。持続可能な町政を進めていくためには大変必要になってくるというふうに認識しておりますし、そしてそれが町の将来にとって負担していくというふうには思っておりません。これらを活用することによって、大いに町の活性化に寄与する政策というふうに思っている。これが200億円だったら、大変問題ですけども、だって文化会館だって27億円かかっているんですね。それを考えると20億円を今、想定していますけれども、その中で町民がいろんな形で活用できる、町民の生活の糧になっていく、そういった意味合いでは、意味のあるプロジェクトじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ちょっとこの意味合いとは違うのかもしれないですけども、町長のお話の中に、新しいものを造ることに対してではなくて、三股町の公共施設をどう維持していくか、そこも一つ大事なことで、新しいものを造ると、じゃあ古いものをどう考えていらっしゃるのか、そこを新しく集約する中、箱物を造ると今おっしゃいましたけれども、今、中央公民館、ほかのところを集約した公共施設をまた造ると、今、発言をされましたけれども、そこではなく、今あるものをどうしなきゃいけないのかも、町としては大事なことで、財政があれば今の20億円を進めることに対して、質問はしていないんです。

今、町の財政が切羽詰まっている中に維持管理が増えていく一方で、また新しいものを造ることに私は懸念しているという状態であります。建物を造って、皆さんの憩いの場が、今現状あるものの維持をそれも一つ考えなきゃいけないのが町であるべきなんじゃないかなと思っておりますので、新しいものを造る、イコールまたそこに新しい維持管理が増える。今の維持管理以上に増え

るものができる。それを町はしっかりと考えて税金をどう使っていかなきゃいけないのか。新しいものを造ることが悪いことじゃないんですけど、今までなかったのに、維持管理がそれ以上に増えることが本当にいいものかということを知ってほしい……。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっとお待ちください。中原議員、一般質問のようにならないように。この議案についての疑義という形で質問してもらえるとありがたいと思います。要するに、委員会に付託された後に、まだ付託をしていませんけども、そこでいろんな意見を交換するのは自由でありますけれども、取りあえずこの案件についての疑義、疑いという形で、絞って質問をしてほしい。町長何かありますか。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 現在、施設を統合していくという視点もあるんですね。例えば、健康管理センターでストレッチみたいなのをやりますけれども、そういうのも持ってくるとか、支援センター関係のあたりのものですね。要するに整理統合なんですね。要するに、施設がバラバラしていたのを1か所にまとめるということで、そしてそちらのほうの施設関係については省略していくというか、廃止していくというか、事業をやめるという形で、町民が使いやすいような形の施設をそのまま使っていく。そのために、コミュニティバス関係もまちなかコースをつくりましたし、要するに、皆さんが地域から町の真ん中に来られて、そしてそこで1か所で取り組み、子育ても、そしてまた買物に行く。そういうふうなところで、だから施設がどんどん増えていくということではなくて集約化していくということです。そういうことによって、今度、この中央公民館が非常に古くなっています。こちらの方も改修をしながら、そこをまたどういう形で使うか、今、文化財関係、そちらの部分で資料館として非常に狭い場所にありますので、そこをもうちょっと広く活用して、また町民に利用していただく、そういうふうな次へのステップもできるんですね。ですから、今の建物自体も活用しながら、有効活用しながら、しかし今度、中央に一つにまとめて行こうではないかという形の第1段階のステップで、今回提案したようなものでございます。ですから、第2段階については、もっとまたいろいろと議論する必要があるのかなというふうに感じています。まず、第1段階が進まないと、第2段階が行けないんですね。そしてまた、民間のものに利用できないというようなことで、第2段階のところも、今、提案されていますけれども、これがその前に来るか、あるいはまたそこを十分議論しながら、前に進めていく。そのためのスタートを切らしてほしいというのが、今回の提案でございます。ご理解方よろしくお願いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員、よろしいですか。岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 1番、岩津良です。今、議案第27号について質問をさせていただきます。

今回、設計施工一括契約という形での議案の上程ということになっておりますけれども、本事

業はデザインビルド方式であるというふうに認識している中で、運営ノウハウの部分を活用したり、しっかり反映させているというふうになるのかなというところで、今回、上程している内容として、設計施工一括契約のみの上程なのはなぜでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

指定管理の指定と設計施工一括契約の締結、当初これは同時に上程をしたいということで、町としても考えており、準備を進めておったところでございます。そういった中で、今回、優先交渉権者が10月に決まりまして、およそ3か月期間を要しました。その中で運営事業者と、それから合同会社、町との間で、運営の企画提案の内容も含めて、もう少しブラッシュアップが必要ではないか、今回、全員協議会でも説明をさせていただきましたが、少しイベント型に偏りを見せております。イベントがないときはどうするのかという議論もございます。日常でも使い勝手がよく、そして町民の生活の魅力を向上させるための、今回、第1段階、第2段階の施設であるということを考えますと、企画提案はいただいて、それは審査を通過したわけですが、しっかり供用開始までの間に、運営も含めて、もう一度、町と合同会社と、また共同事業体の運営事業者の皆様、さらに議論を深めて、よいものにした上で、指定管理の指定については時期をずらし、上程をさせていただこうという結論になりました。

もう一つの要因といたしましては、使用料について、使用料や手数料徴収条例の改正が合わせて必要になってまいります。これは、どういった施設ができて、どういう諸室ができて、その諸室にそれぞれに使用料1時間当たり幾ら取っていくのかとか、そういった細部にわたる、さらなる協議が必要ということ判断しまして、今回は設計施工一括の契約のみ上程をさせていただき、設計協議会については、令和8年度からぜひスタートさせていただいて、この設計に運営事業者の意見、考え、また維持管理を行う合同会社の考え、そういったものを組み入れながら、基本設計、実施設計と進めていきたいということで、今回は指定管理の指定の上程だけは後にずらし、さらに議論を重ねようという結果になったということでご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員、よろしいですか。堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 議案第27号についてですけども、今、町長がメリットについてお話されました。第1段階において、屋根付き広場を造っていくということでありますけども、これについては手数料、使用料、これについてはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただ今の御質問にお答えをいたします。

現在、企画提案をいただいているのは、大中小それぞれの屋根ということで、合わせて

1,000平米以上という提案をいただいております。今から設計協議を行って、このままの設計デザインでいくのか、さらに変えていくのかというのは、今から検討いたします。またさらに、それについて使用料をいただくのか、使用料なしで日常から誰でも入れるようにするのか、こういった議論も今から詰めさせていただきます。よろしいですか。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、私のほうから一言。5億9,000万円の建設業務が入っています。やっぱり町にとってはそんなに小さい金ではないと思っています。議員の皆さんが心配されるように、ほぼ白紙に近い。要するに建物の構造も何も分からない状態なので、やっぱりそういうところの心配は執行部としては真剣に受け取ってほしいなと言うふうに思っております。

とりあえず、質疑はないようですので、いまの31号までの議案については、質疑を終結します。

続いて、追加日程された議案第32号について質疑を行います。

なお、本議案に関する質疑につきましては、会議規則54条ただし書の規定により、回数の制限を設けないことといたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないようなので、これにて総括質疑を終結します。

日程第6. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付しました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局へ提出くださるようお願いいたします。

日程第7. 質疑・討論・採決（議案第28号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第7、質疑・討論・採決を行います。

議案第28号「工事請負契約の変更契約の締結について（令和7年度文化会館特定天井落下防止対策工事）」を議題とします。

質疑の回数は、会議規則により全体審議の場合は、1つの議題につき1人5回までとなっております。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでないことを申し述べておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第28号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後2時18分休憩

〔全員協議会〕

午後2時19分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時19分散会

議事日程(第5号)

令和8年3月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第2号から議案第8号まで、議案第10号から議案第27号まで及び議案第29号から議案第30号までの27議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第2号から議案第8号まで、議案第10号から議案第27号まで及び議案第29号から議案第30号までの27議案)
- 日程第4 質疑・討論・採決(議案第31号)
- 日程第5 討論・採決(議案第32号)
- 日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第9 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第2号から議案第8号まで、議案第10号から議案第27号まで及び議案第29号から議案第30号までの27議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第2号から議案第8号まで、議案第10号から議案第27号まで及び議案第29号から議案第30号までの27議案)
- 日程第4 質疑・討論・採決(議案第31号)
- 日程第5 討論・採決(議案第32号)
- 日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第9 議員派遣の件について

出席議員(11名)

1番	岩津	良君	2番	中原	美穂君
3番	上西	雅子君	4番	西村	尚彦君
5番	田中	光子君	6番	堀内	和義君
7番	新坂	哲雄君	8番	楠原	更三君
9番	堀内	義郎君	10番	内村	立吉君
11番	指宿	秋廣君			

欠席議員（1名）

12番 山中 則夫君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	西山	雄治君	書記	馬場	勝裕君
			書記	益留	美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫	辰生君	副町長	石崎	敬三君
教育長	米丸	麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾	真紀君
企画商工課長	鈴木	貴君	税務財政課長	白尾	知之君
町民保健課長	齊藤	美和君	福祉課長	福永	朋宏君
高齢者支援課長	杉下	知子君	農業振興課長	細田	高広君
都市整備課長	田中	英顕君	環境水道課長	岩元	勝二君
教育課長	山田	正人君	会計課長	竹村	恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いいたします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○総務産業常任委員長（田中 光子君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、12議案です。

以下、案件ごとに説明をいたします。

議案第2号「三股町自治公民館加入促進条例」については、三股町まちづくり基本条例に掲げる基本理念に基づき町と協働で活動を推進する自治公民館への加入及びその活動へ参加を促進し、もって協働のまちづくりの推進に寄与することを目的に条例を制定するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第3号「三股町中小企業・小規模企業振興基本条例」について、本案は中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、町の責務、中小企業・小規模企業等の役割等を明らかにするとともに、振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に条例を制定するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第5号「三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について、本案は選挙に係る適正な経費負担の確保、公平な選挙環境の維持及び町民負担の適正化を図るため、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、本案は武道体育館の使用料について、このほど会議室を新設したので新たに使用料を設けるものです。また、4月1日から新たな路線、オンデマンドバスの運行に伴い、くいまーるバスの運賃に関わる使用料の改定を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について、本案は天神原団地の一部及び今市団地の一部を用途廃止したことによる管理戸数の更新に伴い条例の一部の改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、本案は地籍調査後の位置の変更に伴い、三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第14号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第15号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の3議案については、関連がありますので一括して説明します。

本案は、令和8年1月23日に、町長へ答申した三股町特別職報酬等審議会答申書に基づき、町長等の給与、議会議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤のものの報酬について改定を行うものです。

以下の意見が出ました。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償が任期で報酬の改定になるのは疑問が残る。また、特別職報酬審議会の付帯意見として、特別職の報酬等については類似団体等の均衡を図る必要があり、常にその水準を検討すべき事案と考えられる。定期的あるいは定時に当審議会を開催し、引き続き検討することを要望するとありましたので実行してください。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号「令和8年度三股町水道事業会計予算」について、本案は第2条において業務の予定量として給水戸数を1万1,687戸、年間総給水量を246万8,000立米とするものです。

次に、第3条において営業収益の主なものについては、給水収益が収入全体に占める割合は79.8%となっています。営業費用の主なものについては、職員給与費、委託料、動力費及び減価償却費です。

次に、第4条におきまして、収入の主なものは負担金2,753万1,000円を予定し、支出の主なものは施設費固定資産購入費及び企業債償還金です。なお、第4条予算の収支不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填するものです。

主な建設改良費につきましては、老朽更新や耐震適合を伴う配水管の布設帯工事及び中央第6水源地の電気系装備更新工事を予定するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「令和8年度三股町下水道事業会計予算」について、第2条において業務の予定量として処理戸数を4,266戸、年間総処理量を83万9,080立米とするものです。

第3条において、営業収益の主なものにつきましては、下水使用量が収入全体に占める割合の31.7%となっています。営業費用の主なものは、職員給与費、委託料、動力費及び減価償却費です。

次に、第4条において、収入の主なものは国庫補助金を予定し、支出の主なものは環境建設改

良費、処理場建設改良費及び企業債償還金です。第4条予算の収支不足は過年度分損益勘定留保資金等で補填するものです。

主な建設改良費については、下水道管渠工事及びし尿汚泥処理等の施設整備を予定しているものです。公益企業になったことで、消費税の還付が増え、経費にプラスになったとのことでした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「設計施工一括契約の締結について」、本案は第6セクターによる三股町交流拠点施設整備事業、事業実施及び事業者募集等に係る方針により選定した「みまたまんなか共同事業体」が提案した事業のうち、町民交流施設及び屋外施設に関する設計施工一括契約を黒岩建築設計株式会社を総括事業者とする「みまたまんなか設計施工等共同事業体」と随意契約により実施するものです。契約金が6億9,000万円で、5,000万円以上の契約を締結することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のような意見が出ました。物価高騰での影響を危惧している。また、議会に対して全員協議会でレイアウトとか、ソフト事業を見せてもらって、この短期間で決定しなければならない。今までは何回か説明があり、自分たちでも考える時間があり、意見が言えたのが、時間が全然なかったという感じを受けています。議会に情報を頻繁に伝えてほしいと要望します。

また、議案が通ってしまったら、全然分からないので、勝手に進んでいくので、もし通っても今後頻繁にこの設計協議に関しては議会に報告してもらいたい。その区切り区切りに発表できる段階で報告してもらいたい。また、設計が終わって建設が始まる前に、議員が町民に言えるように説明してほしい。また、石油高騰が続いて物価が上がってくるので、工事費がオーバーするだろうと考え、予想がつかない金額が出てくるのではないかと一番懸念しています。また、施設の内容はまだ分かっていないので、不安視するところがあります。

そして、公共施設が増えると維持経費が増えるというのも当たり前のことであって、スクラップ&ビルドで統合とか廃止とかも含めて、公共施設の適正な管理に努めてもらいたい。そして、絶対にいけない理由が分からない。そして、公共施設の適正な配置と適切な量については、慎重に検討してもらいたい。無駄な維持経費がかからないように、公共施設等管理計画にのっとして適切にしていきたいなどの意見がありました。

委員長は、採決に加われないため、委員長を除く3名の委員によって採決され、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、委員長の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 中原 美穂君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（中原 美穂君） おはようございます。文教厚生常任委員会の審査結果を三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第4号、第10号から12号、17号から19号、第21号から第24号、第29号、第30号及び第32号の計14議案であります。

議案第4号「三股町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について、本案は子ども・子育て支援法に基づき、市町村から確認を受けた特定地域型保育事業者が適切な運営を確保するための、業務管理体制の整備等に関する規定を定めるため、準則に基づき制定するものであります。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第10号「三股町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、本案は法改正に基づき、町条例を一部改正するもので、準則に合わせ主に用語等を変更するものであります。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第11号「三股町児童福祉施設設置条例及び三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、本案は蓼池児童館を廃止し、併せて蓼池児童館及び既に廃止している東原児童館について、空調整備使用料徴収に定める対象施設から削除するものであります。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第12号「三股町温泉スタンドの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」について、本案は利用停止している温泉スタンドについて、条例を廃止するものであり、併せて同改正条例附則において、温泉水使用料徴収を定める対象施設から温泉スタンドを削除するものであります。

審査においては、温泉整備の今後の維持管理の在り方について意見が出されました。温泉配管は設置から約30年が経過していることから、老朽化による維持管理費用の増加が見込まれるため、温泉利用を継続する場合の費用と水道水利用との比較などを含め、将来的な施設運営の在り方について総合的に検討する必要があるとの意見があり、今後の検討を求める要望を付されました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第17号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について、本案は歳入歳出予算の総額28億4,331万8,000円に、歳入歳出それぞれ1,446万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,778万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険給付費等交付金を増額補正し、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費及び諸支出金を増額補正し、予備費を減額補正するものであります。審査においては、保険給付費の増額要因や今後の医療費抑制について質疑が行われました。その中で、生活習慣病の重症化も考えられることから、特定健診の受診率向上が重要であるとの意見が出されました。現在、本町の特定健診受診率は約40%との説明があり、医療費抑制や町民の健康維持の観点からも健診受診率向上に向けた取組の充実を図るよう要望が付されました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第18号「令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」について、本案は歳入歳出予算の総額3億6,720万2,000円に、歳入歳出それぞれ85万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,805万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を増額補正し、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するものであります。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第19号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」について、本案は歳入歳出予算の総額24億1,418万円から歳入歳出それぞれ852万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億565万2,000円とするものであります。

歳入は、一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出は、介護保険システム標準化の延期に伴い関連費用を減額補正するものであります。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第21号「令和8年度三股町国民健康保険特別会計予算」について、本案は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,270万1,000円とするもので、対前年度比1.5%、4,193万4,000円の増となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で国民健康保険税が10.6%、県支出金が2.4%の増、繰入金金が2.7%、繰越金が3.6%の減となっております。

歳出の主なものは、対前年度比で保険給付費が2.4%、保険事業費が6.2%の増、国民健康保険事業納付金が2.4%の減となっております。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第22号「令和8年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」について、本案は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,422万2,000円とするもので、対前年度比9.4%、3,379万3,000円の増となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険及び繰越金を、歳出につきましては、後期高齢者医

療保険広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

審査においては、高齢者の受診環境について質疑が行われました。その中で、後期高齢者に対するはり・きゅう医療助成について、県の助成上限が年間24回となっている中、都城市では独自に追加給付を実施している現状が挙げられました。これを受け、近隣市町との制度の違いを踏まえ、本町においても受診機会の確保に向けた独自の追加助成について検討を求める意見が出されました。

また、本町は介護度が低い現状があることや、早期治療による重症化予防が結果として医療費の抑制につながる可能性についても指摘があり、今後の取組について検討を求める要望が付けられました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第23号「令和8年度三股町介護保険特別会計予算」について、本案は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,524万1,000とするもので、対前年度比で6.7%、1億6,035万9,000円の増となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で国庫質金が1.2%、繰入金が37.9%の増、支払基金交付金が0.5%、県支出金が1.6%の減となっています。

歳出の主なものは、対前年度比で総務費が10.5%、保険給付費が1.1%の減、地域支援事業が12.0%、支出金が15.0%の増となっております。

審査においては、高齢者支援課における人員体制について質疑が行われました。その中で、会計年度任用職員の割合が高い現状は、前回の委員会においても指摘されたところであり、依然として課題であるとの意見が出されました。特に、ケアマネジメント業務は、制度運営上重要であり、担い手の高齢化も進んでいることから責任の所在を明確にする観点からも、常勤職員の配置を含めた体制の見直しを図る必要があるとの意見があり、今後の検討を求める要望が付けられました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第24号「令和8年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,219万6,000円とするもので、対前年度比で1.4%、30万円の増となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で繰入金が9.9%の増で、歳出の主なものは、対前年度比で、総務費が4.6%の増となっております。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第29号「財産の取得について（令和7年度 三股町立学校給食センター配送車（2号車）購入事業）」について、本案は現行の配送車2号車が27年経年することから、車両を更新

するものであります。

事業の実施に当たりましては、指名競争入札により南九州日野自動車株式会社都城支店から912万6,700円で取得しようとするものであります。入札予定価格が1,022万3,000円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第30号「薬科休日急患診療事業事務の委託に関する都城市との協議について」、本案は薬科休日急患診療事業について、地方自治法第222条の14第1項の規定に基づき規約を定め、都城市に薬科休日急患診療事業事務を委託することについて審議を行うため、同条第3項及び三股町議会基本条例第9条第3号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第32号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、本案は国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援金課税額が新設されること、基礎課税額に係る賦課限度額を引き上げること、軽減の対象となる所得の基準について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準額を引き上げることにより、条例改正を行うものであります。

また、国民健康保険税の算定において所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、資産割を除く3方式に段階的に移行するための税率改正及び減免の基準に関する規則を定めることにより、国民健康保険税条例中の内容が重複する部分を削除するための改正を行うものであります。

審査においては、本案が一旦撤回された後、再提出された経緯について説明を受けました。その中で、制度改正に伴う条例整備にあたっては、法令との整合性及び内容精査により慎重に行う必要があるとの意見が出されました。特に、専門的知見を要する分野については、専門職の関与を図るなど、事前確認体制の強化を徹底し、再発防止に努めるよう強く求める要望が付けられました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、2月4日、5日の1泊2日で文教厚生常任委員会では、宇城市学校給食センター、熊本地震震災ミュージアム、おおき循環センターくるるんの3か所を視察し、給食、防災、環境の各分野における先進的な取組について研修を行いました。

宇城市学校給食センターでは、安全安心な給食提供を支える衛生管理体制に加え、アレルギー対応が可能な施設整備や調理場の集約による効率的な運営について学びました。

熊本地震震災ミュージアムでは、被災以降の保存や災害伝承を通じて教訓を次世代へ引き継ぐ、防災教育の重要性を強く認識いたしました。おおき循環センターくるるんでは、資源循環の仕組

みに加え、視察研修の受入れや道の駅、飲食施設との一体的な運営により、交流人口の創出と地域経済の波及効果につなげている取組について学びました。

これらの視察を通じて、公共施設は単なる施設ではなく、地域課題の解決や将来への投資につながる重要な拠点であることを改めて認識したところであります。今後は、今回の研修で得た知見を、本町の施策にどう生かしていくのかの視点を持って、委員会としての調査・審査を一層深めてまいりたいと考えております。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 岩津 良君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（岩津 良君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第16号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第10号）」と、議案第20号「令和8年度三股町一般会計予算」の計2件でございました。以下、案件ごとに説明いたします。

まず、初めに議案第16号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第10号）」についてです。本案は、令和7年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み補助事業の決定あるいは内示等により、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額155億7,676万8,000円に、歳入歳出それぞれ1億4,043万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億1,719万9,000円とするものであります。

歳入の主なものとして、地方交付税は国補正予算における追加歳出の地方負担等を措置するため、普通交付税2億2,251万円を増額補正し、国庫出金は物価高対応子育て応援手当事業補助金1億617万6,000円などを増額補正し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,462万3,000円などを減額補正するものです。

県支出金は、物価高対応子育て応援手当事業補助金8,002万5,000円などを増額補正し、移住支援事業補助金225万円などを減額補正するものです。

繰入金は、財政調整基金繰入金2億4,000万円を減額補正し、町債は中央公民館脱炭素化推進事業1,550万円などを、2,190万円を増額補正するものです。

歳出の主なものとして、総務費はクラウドシステム利用料ほか9,632万3,000円などを減額補正し、民生費は物価高対応子育て応援手当1億8,018万円などを増額補正するものです。

衛生費は、再生可能エネルギー導入促進補助金2,506万7,000円などを減額補正し、消

防費は防災対応備品購入費1,638万3,000円などを増額補正、教育費は中央公民館空調機更新等工事3,603万5,000円を増額補正するものです。

また、「第2表 繰越明許費補正」については、交流拠点施設整備事業ほか10事業を追加し、「第3表 地方債補正」については、総合福祉センター脱炭素化推進事業ほか5事業の限度額を変更するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「令和8年度三股町一般会計予算」について、令和8年度の予算編成に当たっては、予算編成方針に基づき国・県予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものとされ、歳入歳出予算額の総額は歳入歳出それぞれ144億1,000万円とし、対前年度比1%、1億5,000万円の減となっております。

歳入のうち、自主財源は47億327万4,000円で、構成比32.6%、依存財源は97億672万6,000円で、構成比67.4%となっており、自主財源は前年度より711万円の減となっておりますが、構成比では0.2ポイントの増となっております。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が74億9,568万2,000円で、構成比が52%、経常的経費が54億5,172万6,000円で、構成比が37.8%、投資的経費が14億6,259万2,000円で、構成比10.2%となっており、前年度より義務的経費、経常的経費の割合が増加し、投資的経費の割合が減少となっております。

「第2表 継続費」については、交流拠点施設整備事業を設定するものであり、「第3表 債務負担行為」については、ガバメントクラウド利用事業ほか2事業を設定するもので、「第4表 地方債」については、交流拠点施設整備事業ほか24事業、総額4億2,260万円の借入を予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものとして、継続的な事業として脱炭素推進事業2億5,589万円、交流拠点施設整備事業3億1,952万4,000円、地域医療介護総合確保基金事業費補助金9,122万8,000円、道路維持補修事業8,301万1,000円となっております。

また、新規事業として交流拠点施設周辺整備に係る道路、公園などの整備費8,650万円、小学校・中学校体育館空調機設置事業9,325万6,000円、勝岡小学校管理教室棟外壁改修事業4,406万1,000円などで、総額で14億6,259万2,000円の投資的事業の予算となっております。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取組実施事業について、小学校の学校給食費の無償化に向けた小学校給食費負担軽減補助金9,219万8,000円、総合住宅計画策定業務委託事業2,200万円、都市計画マスタープラン及び立地的成果計画改定業務委託事業1,650万円、

議会録画配信業務委託事業54万6,000円、入児等通園支援給付事業78万円、アピアランスケア等支援事業27万円などとなりました。

また、重点取組事業として子ども医療費助成事業1億3,096万1,000円、施設型給付費事業21億8,889万6,000円、中学校給食費負担軽減補助事業4,791万6,000円、学校給食費支援事業3,674万円などとなりました。

さらに、国の重点支援地方交付金を活用した新たな事業として、原油高物価高騰農業者支援金1億1,113万4,000円、三股町介護保健施設等原油価格物価高騰支援金1,438万6,000円、生活者等支援水道基本料金減免事業補助金3,822万8,000円などとなりました。

各課より説明を受け質疑を行いました。総務課では、オンデマンドバス移行に伴う高齢者への丁寧な周知方法について要望が出されました。

町民保健課では、新規事業のフッ化物事業について、1回のみ事業では継続受診につながるかの質疑があり、執行部からはきっかけづくりとして実施し、今後の経過効果を確認する方針がなされました。

さらに、予算の部分ではありませんが、都城市と本町の火葬場使用料の格差について質疑があり、本町の火葬場使用料が県内最高水準にある一方、都城市との大きな格差を生じている現状に対し、近隣自治体との均衡を図るよう強く要望がありました。

執行部からは、現時点では補助拡充を予定していないとの回答がありましたが、住民感情への配慮と今後の検討を求める意見がございました。

福祉課では、重層的支援体制整備事業の補助メニュー適合や、実施中の事業に関する持続可能性の課題について質疑がございました。

環境水道課では、町指定ごみ袋販売価格50円の値上げ幅について、将来のコスト増また令和12年度以降等に見据えた継続的な見直しの必要性について質疑があり、その他ごみステーション防護ネット貸与の公平な周知方法について質疑がございました。

教育課では、老朽化が進む三股小学校の学校プールを複数校で集約する案の是非や、部活動指導員補助の適用基準に関する質疑がございました。

都市整備課では、通学路整備において園が占有する町有地の返却に関連する補償請求への対応に関する報告がございました。その他、交流拠点施設整備費、交流拠点施設整備事業建設工事、その他関連する委託料等について、並びに「第2表 継続費」、交流拠点施設整備事業第2段階、総額12億5,000万円に関しまして、委員より、住民への十分な説明がないまま予算計上に対する懸念を理由とした反対の意見も述べられました。

その他、様々各課において詳細を求める質疑等が行われた上で、慎重に審査をし、採決を行っ

た結果として、議案第20号については賛成多数で可決するべきものと決しました。

以上で、一般会計予算・決算常任委員会の報告を終わります。

**日程第2. 質疑（議案第2号から議案第8号まで、議案第10号から議案第27号まで及び
議案第29号から議案第30号までの27議案）**

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。ただし、議長の許可を得たときはこの限りではないことを申し述べておきます。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

議案第27号「設計施工一括契約の締結について（三股町交流拠点施設整備事業）」に対して、中原議員ほか1名の議員から、3月19日付をもって議長宛に継続審査の動議が提出されております。本動議は所定の賛成者がおられますので、動議として成立しております。

それでは、議案第27号に対する継続審査の動議について、提案理由の説明を求めます。中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 議案第27号について、私は継続審議を求める立場から討論をいたします。

まず申し上げたいのは、私はこの交流拠点施設そのものに反対しているわけではありません。むしろ三股町の未来にとって重要な施設であるからこそ、今この段階での判断にはより慎重であるべきだと考えております。

今回の議案は、約6億9,000万円の設計・建設契約という町の将来に大きく関わる重要な判断です。

しかし、現時点では平面図が示されておらず、施設の具体的な中身や活用方法、運営の在り方もこれから検討される段階という状況であり、年間約60日程度の活用という説明に対し、残りの約300日の活用の方向性については明確な方向性が示されているとは言いがたいと感じています。

さらに、指定管理料として年間約650万円が見込まれている一方で、維持管理費、修繕費、設備更新費については、過去の試算から約1,300万円とされ、加えてマネジメント運営費に

760万円と、一段階だけの合計が2,700万円以上の経費が見込まれております。今後の人件費の物価の上昇を踏まえれば、将来的な負担はさらに増額する可能性があり、より慎重な整理が必要ではないでしょうか。

加えて、PPP方式による事業である以上、リスクはどこまで民間が負うのか、事業がうまくいかなかった場合の対応はどうするのか、最終的な責任はどこにあるのか、町の関与の在り方などについても、町民の皆さんにより分かりやすく説明できる状態にしていく必要があります。

ここでもう一つ申し上げます。公共施設は、建物を造ること自体が目的ではなく、どのように活用し、町にどのような効果をもたらすのか、そこまで含めて初めて意味を持つものです。

本来であれば、誰が利用するのか、年間どの程度の利用を見込むのか、町にどのような効果をもたらすのか、そうした目標や数値を含めて整理した上で建物の議論に入るべきではないでしょうか。

しかし、現時点ではそうした使い方や効果の部分が十分に整理されていないまま、建設の判断が先行しているように感じています。建物が先ではなく目的が先ではないでしょうか。

さらに申し上げれば、その効果が達成されているのかを確認するための具体的な数値目標や評価指数も示されていません。

数値目標がなければ、この施設が本当に町にとって価値のあるものだったのか、後から検証することもできません。検証できない事業に対して責任ある判断ができるのでしょうか。

ここで、特に重要だと考えていることを申し上げます。

本来であれば、設計と建設は段階的に判断すべきです。まずは中身を設計として固め、その内容を議会として確認した上で、その後に建設の判断を行う、この順序が本来の進め方ではないかと考えます。

しかし、今回のように設計と建設を一体で契約した場合、中身が十分に整理されないまま建設の判断まで同時に進んでしまう可能性があります。一度契約を締結すれば、その後の見直しは難しくなり、やり直しが利かない可能性も想定されます。

つまり、今の判断は、やり直しが利かない判断になる可能性があるということです。

だからこそ今立ち止まり、内容を整理した上で、設計と建設を切り分け、段階的に判断することが最も責任ある進め方ではないでしょうか。

公共施設は一度建設すれば長期間にわたって使い続けるものです。その判断は、将来世代への責任でもあります。

だからこそ、本来はどのように使う施設なのか、町民にとってどのように役割を持つのかという中身を十分に整理した上で設計をしたのを確認し、その上で建設を判断すべきだと考えます。

現在はまだその整理の途中段階であり、議会として最終的な判断を行うには情報が十分とはい

えないのではないのでしょうか。

これは、反対のための意見ではありません。自信を持って説明できるのでしょうか。

最後に申し上げます。今、私たちはこの施設について判断する立場にあります。今ここで決めるということは、この内容で将来に責任を持つということです。

では、この状態で町民の皆さんに対して、なぜこの判断をしたのか、自信を持って説明できるのでしょうか。子育ての世代の方に、高齢者の方に、この施設はこう使われこう役に立ちますと具体的に伝えられる状態にあるのでしょうか。もしそれが難しいのであれば、今、結論を急ぐことが本当に責任ある判断なのか、もう一度立ち止まって考える必要があると感じています。

私は、この事業を否定したいわけではありません。むしろ三股町にとって価値のある施設にしたいからこそ、今、丁寧に考える時間が必要だと思っております。たとえ時間がかかったとしても、町民にしっかり説明できる形で進めること、それが私たち議会の責任ではないのでしょうか。

したがって、本議案は継続審議とすべきであると申し上げ、討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） これより本動議に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより採決を行います。起立により行います。議案第27号に対する継続審査の動議について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立少数であります。よって、議案第27号に対する継続審査の動議は否決されました。

日程第3. 討論・採決（議案第2号から議案第8号まで、議案第10号から議案第27号まで及び議案第29号から議案第30号までの27議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第2号「三股町自治公民館加入促進条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第2号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されまし

た。

議案第3号「三股町中小企業・小規模企業振興基本条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第3号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「三股町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第4号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第5号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・

採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第7号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第8号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、議案の撤回が許可されたことにより、日程から削除されております。

議案第10号「三股町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第10号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「三股町児童福祉施設設置条例及び三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第11号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「三股町温泉スタンドの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第12号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第13号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第14号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第10号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第16号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第17号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第18号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第19号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和8年度三股町一般会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 議案第20号「令和8年度三股町一般会計予算」に対して反対の立場から討論を行います。

本予算案には、子育て支援や地域福祉、文教のまちの維持・発展に向けて積極的な投資が行われ、教育環境の整備など、町民生活の向上に資する重要な施策が多く盛り込まれており、その必要性については十分理解しております。

また、議案には、ITなど最新技術と、人に寄り添う支援のアピアランスケアや物価高騰対策、家計支援、また、地域公共交通の進化や給食の無償化などを両立させている点が非常に優れていると考えます。

しかし、交流拠点施設事業については、以下の重大な懸念を払拭することはできません。

まず、財政負担と持続可能性への懸念です。本事業は、建設費に総額約19億4,000万規模を見込む大規模事業であり、物価高騰が続く中、さらなるコスト増や将来にわたる維持管理・運営費の増大が懸念されます。これが町財政を圧迫し、結果としてほかの住民サービスに影響を及ぼす可能性は否定できません。

次に、優先順位の問題です。住民からは、通学路の安全確保、側溝整備、デマンド交通の充実など、比較的少額で対応可能な切実な課題が数多く寄せられています。それらが十分に解決されない中で、約19億円の事業を優先することが果たして住民目線の判断といえるか、強い疑問を抱かざるを得ません。

町民とともに考えるとしながらも、これだけの巨額投資に対し、現時点で全町的な納得が得られているとは言いがたい状況です。インフラの老朽化対策や防災力の強化など、今、優先すべき課題とのバランスを欠いていると言わざるを得ません。

総務省が推進する公共施設等総合管理計画では、新しい施設を造る際は、既存の古い施設を壊して機能を移転する統廃合がセットであるべきとされています。

結論として、本来であれば個別に評価すべき施策も多く含まれていますが、予算は一括での採決となります。本事業の規模、判断材料の不足、将来への影響の大きさを踏まえ、予算全体を認めることはできないと判断し、苦渋の決断ではありますが、本予算に反対いたします。

本事業について、規模の見直し、判断基準の明確化、そして住民への丁寧な説明を強く求め、私の反対討論を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 議案第２０号について、私は反対の立場から討論いたします。

まず申し上げます。本予算には、町民生活に関わる様々な施策が含まれており、それらについては評価すべき点もあると考えております。本来であれば、全体として前に進めるべき内容も含まれていることと認識しております。

しかしながら、本議案に含まれる交流拠点施設整備事業については、金額の規模や将来の影響を踏まえ、現段階での判断には慎重であるべきと考え、苦渋の決断ではありますが、反対の立場を取るものであります。

本議案は、交流拠点施設整備事業に係る予算であり、本年度計上額は約５億２，４９７万円、前年度と比較して約２億２，４６３万円の増額となっております。内訳としては、委託料約１億７，２７９万円、工事請負費約１億５，７３３万円が計上されており、特に設計業務委託料約１億５，６８５万円と大きな割合を占めております。この設計業務には、第１段階の基本設計及び実施設計に加え、第２段階の実設計費約９，４００万円が既に含まれております。ここで申し上げたいのは、第２段階の内容が、効果や、十分に示されていない段階で、その設計費が計上されている点であります。

また、建設工事についても、令和８年度、約１億５，７３３万円、令和９年度、約４億３，２６６万円が予定されており、第１段階だけでも約６億９，０００万円規模となります。

さらに第１段階、第２段階を合わせて総事業費は約１９億４，０００万円規模となる見込みであり、本議案は単年度の予算ではありながら、実質的には将来に大きな影響を及ぼす判断となります。そのような中で、段階ごとの判断基準、次の段階に進むまでの検証の考え方、費用に対する効果の整理、これらが現時点において十分に数値として示されているとはいえません。

予算とは、単に計上するものではなく、その支出に対する明確な判断根拠と説明責任を伴うべきであります。今回の予算は、その規模と影響の大きさを踏まえると、より慎重な判断が求められるべきであると考えます。

以上の理由から、この金額に見合う判断材料が十分に示されていない現段階においては賛成することはできず、本議案に反対いたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

異議があるようですから、起立により採決をいたします。議案第２０号は、一般会計予算・決

算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和8年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第21号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「令和8年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第22号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「令和8年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第23号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号「令和8年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第24号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「令和8年度三股町水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第25号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「令和8年度三股町下水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第26号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「設計施工一括契約の締結について（三股町交流拠点施設整備事業）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 議案第27号、交流拠点設整備事業設計施工一括契約について、私は、本議案に対し反対の立場から討論を行います。

本事業が掲げる町民の交流や子育て支援という目的そのものを否定するものではありません。

しかし、町民の将来と町の財政健全性を考えたとき、現状の計画には看過できない課題があると考えます。

反対する理由は、大きく分けて3点です。

第1に、既存施設の引き算が全く示されていない点です。三股町には築50年を超える中央公民館や庁舎など、老朽化した公共施設が山積しています。本来、新たな拠点施設を造るのであれば、これら古い施設をいつ、どこを、どのように閉鎖し、解体し、維持管理費を幾ら削減するかという具体的な工程表がセットで示されるべきです。検討するという言葉だけで新築を先行させることは、将来にわたり2重、3重の維持管理費を積み上げることにほかなりません。これは、将来世代に大きな負担を残す可能性があると言わざるを得ません。

第2に、ランニングコストと事業の収益に対する不透明さです。約20億という巨額の事業費に加え、完成後には多額の運営・維持費が毎年発生します。民間との第6セクター方式を標榜していますが、物価高騰や人件費不足が続く中、想定どおりの収益が上がりなかった際の補填の責任は、最終的に町民の税金に跳ね返ってきます。そのリスク管理と町民が納得できる具体的な収支シミュレーションが不足しています。

第3に、町民の真の理解が得られているかという疑問です。ワークショップ等で一部の意見は吸い上げられていますが、多くの町民は今の施設はどうなるのか、なぜ今のタイミングなのかという疑問や不安を抱いています。既存施設の統廃合という痛みを伴う計画を隠したまま、理想ばかり掲げて契約を急ぐ手法は誠実な行政の姿とはいえません。

以上のことから、既存施設の廃止スケジュールを明確にし、町全体の施設総量を抑制する具体的な筋道が示されない限り、本契約を認めることはできません。

私たちは、新しい箱物を建てる華やかな事業に目を奪われ、その裏で増え続ける維持管理費という将来への白紙委任状に判をつこうとしています。古い施設の解体時期も示さない本議案は、現時点で責任ある判断を下せる状況にはあるとはいえません。

今、私たちがなすべきは、新しいものを建てること以上に、今あるものをどう整理し、持続可能な三股町をつくるかという責任ある決断です。

よって、議案第27号に対し、反対いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 議席番号3番、上西です。議案第27号について、賛成の立場か

ら討論をいたします。

今回の議案の賛否について、私ももろもろ悩みましたけれども、結果、今回の事業計画でひとまず屋根つき広場を早急に造ることが必要だと思いうに至りました。

その1つ目の理由は、現在の地球温暖化の影響で、季節を問わず天候の不安定な日が多くなることが予想されています。そんな中、せっかく企画した様々なイベントが、天候の影響で中止や延期になることは町民にとって大変残念なことにつながりかねません。屋根つき広場があれば、暴風でない限りどんな天候でも、また例えば一日のうちに天候が変わる可能性があったとしても、安心してイベント等を開催することができるからです。

2つ目の理由は、もうかれこれ8年間だと思いますが、もろもろ手法は変わりましたが、官民連携でやってきた本事業を今回否決してほぼ白紙に戻すことは、五本松交流拠点の完成を楽しみにしている町民をがっかりさせる結果になるからです。

正直言って、私もこの時期の着手については不安を感じざるを得ませんでした。また、まだあまり見えてない事業に6億9,000万円の予算を認めることは大変勇気が要ることです。また、現在の物価高騰、原油の確保が困難になることが予想される中で、どれほど資材が高騰するか分からない中での工事着手はどうなんだろうかと大変悩みました。

しかし、今回前述した2つの理由で悩みましたが、賛成することにいたします。

ただ、執行部には、今後の経過について、事業の進捗をできるだけ細部まで公表していただきながら、その都度議会のチェックを通してもらえますように要望したいと思います。

また、必ず生活者視点に立って、この事業での少くない出費で町の財政に負担がかかり、そのことで町民サービスが低下するなど、町民の暮らしに絶対に影響が出ないようにしていただきたいと思います。

そのことを訴えまして、私からの賛成討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、反対討論の発言を許します。中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 議案第27号について、私は反対の立場から討論いたします。

まず最初に申し上げます。私は、本議案をよりよい形で進めるために継続審議とし、内容を十分に整理した上で判断すべきであると考え、その旨の提案をさせていただきました。

しかしながら、その提案がかなわなかった今、この段階で賛成することは、議会として責任ある判断とは言いがたいと考えております。

また、先ほどの討論にもありましたとおり、本議案には財政運営、将来負担の面で重要な課題が残されていると認識しております。その上で、私は町民の皆さんに説明できる判断なのかという視点から、反対の立場で討論いたします。

この判断が、将来なぜあのときしっかり議論しなかったのかと問われることにならないのか、

私は強い危機感を持っています。今回の議案は、約6億9,000万という町の将来に大きく関わる重要な契約であります。

一方で、現時点では施設の中身や活用方法、運営の在り方、将来的な財政負担やリスク分担などについて、町民の皆さんに十分に説明できる状態にあるとは言いがたいと感じております。

特に、年間約60日の活用に対し、残りの約300日の活用が明確でない点、また運営費に関する業務に650万円、合同会社が担う維持管理や修繕費が1,300万円、合同会社が担うマネジメント運営費が760万円、合計約2,700万円の経費が一段階として見込まれており、今後さらに増加する可能性があります。

さらに申し上げます。今回の答弁の中で、物価高騰により契約上限を超える可能性、また運営がいなくなった場合には、町が対応する可能性が示されました。つまり、最終的な負担や責任は町が担う可能性があるということではないでしょうか。一方で、大きなリスクは考えていないとの発言もありました。

しかし、本当にそう言い切れるのでしょうか。この負担が将来どうなるのか、誰がどこまで責任を持つのか、町民の皆さんに明確に説明できる状態にあるとは私は思えません。

また、設計と施工を一体で契約する方針である以上、契約後の見直しが難しくなる可能性もあり、この段階での判断は極めて重要であります。公共施設は、一度建設すれば何十年と町民が使い続けるものです。だからこそ、どのように使う施設なのか、町民の皆さんにとってどのように役割を持つのか、その中身を十分に整理した上で判断することが私たち議会の責任ではないでしょうか。

議員は構想や理想を語るだけでよいのでしょうか。まずは進めよう、子供たちのためにその思いは私も同じです。

しかし、中身が見えないまま進めることが本当にその思いにつながるのでしょうか。屋根つき広場、会議室、共同スペース、それらが実際にどのように使われ、どのような価値を生み出すのか、その中身についての議論が十分に尽くされているといえるのでしょうか。

私が構想を描くのであれば、町民が具体的にイメージでき、日常的に集える場所であり、災害時には防災拠点として機能するような庁舎一体型の交流拠点施設とすべきだと考えています。

さらに申し上げます。本来であれば、誰が利用するのか、年間どの程度利用されるのか、どのような効果をもたらすのか、こうした数値目標があって初めてその施設が成功かどうか判断ははずです。

しかし、現時点ではその目標も検証方法も示されていません。検証できない事業に対して、私たちは本当に責任ある判断をしたといえるのでしょうか。子育て世代や高齢者の方にとってこの施設がどのように役立つのか、町民の皆さんに具体的に伝えられる状態にあるのでしょうか。私

は、まだ十分でないと感じています。

ここで具体的な一例として申し上げます。現在、多くの家庭が共働きであり、放課後の子供の居場所や保育園の受皿不足は、現実的な課題です。例えば児童クラブ機能の集約や、子育て支援の場としての活用など、町民の生活に直結する使い方も考えられるのではないのでしょうか。こうした具体的な活用まで踏み込んで検討することが、この施設の価値を高めることにつながると考えます。

だからこそ今、構想だけで判断するのではなく、中身と数字をしっかりと見極めた上で、町民の大切な税金の使い道を判断する責任が私たちにあるのではないのでしょうか。もし、これが自分の家庭の支出であったなら、中身や将来の負担を理解しないまま判断することはできないはずです。私は、急ぐことよりも、後悔しない判断をすることのほうが重要だと考えます。

今回、継続審議という選択はなされませんでした。それでもなお、私はこのまま賛成することはできません。これは、事業そのものを否定するものではなく、よりよい形で進めるため、そして将来に責任を持つための判断であります。

最後に申し上げます。この施設が町民にとって誇りとなり、日常の中で生かされる場所となることを願っています。だからこそ今、慎重な判断をすることが将来への責任であると考え、本議案に反対いたします。

たとえ結果がどうであっても、町民の皆さんに対して、なぜこの判断をしたのか説明できると、それが私たち議会に求められる責任であり、その責任を私は果たしていきたいと考えています。

以上で、討論を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 議案第27号に賛成の立場から討論いたします。

そんなに反対する住民が多いのかと私は思います。本議案は、立地適正化計画に基づくコンパクトシティづくりの一環として取り組み続けてきているものであり、より魅力あるまちづくりに必要な開発であると思っております。

第6セクターという既存の計画と異なるということから、不安も多く残るところもあると思いますが、これまで担当課から丁寧な説明を何回も受けてきております。皆さん、そのたびに十分考えて今日まで来ておられると思っております。

私も、町内外の方々から、三股の魅力について多くのことを聞く機会がありますが、その中には地域活性化の動きが活発であるということが挙げられます。五本松についても、三股の町民の力が発揮されることが期待されると強く私は思っております。

自治体としての体力がある今、将来に対しての不安ばかりでなく、将来に対しての希望をつな

ぐために、一日も早いスタートを期待したいと思っております。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、議案第27号、三股町交流拠点施設設備事業に係る設計施工一括契約の締結について、賛成の立場で討論をいたします。

皆さんご承知のように、本事業は平成30年に着手し、基本構想、基本計画がつくられ、要求水準書策定、事業者の募集、優先交渉権者の決定と、これまで約8年をかけて進められてきました。

また、公共施設の建設手法としては、三股町では初めての地域密着型官民連携事業として取り組まれました。

途中、PFIからPPPと変更があり、公共事業の手法に近くなりましたが、設計・建設の費用が町内やこの地域に落ちること、また企画運営費についても、これまでの公共施設だったら経常的経費として処理されるところが、事業者にお金が落ち、また独自事業で施設利用もできるとい、町内や地域でお金が循環でき、地場産業やまちづくりに貢献できるというところに特に期待をしております。

ただ、これまでありましたように、議会からも多くの意見や心配の声があるように、これからのほうがより重要になってくるものと感じております。

発注者として、町はこの施設が5年、10年、20年と使われるように、また様々な状況が変わっても多目的に使われるようなものにしてほしい、また、議会にもこれまで以上に情報公開をしてほしいという思いをつけて、賛成討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 賛成討論いたします。

少子高齢化が進む中で、本町では様々な町民参加の下のイベントが行われております。このことは、今回整備事業を行う屋根つき事業にも、そこでいろんなことをすることに可能になってきます。

そして、この事業計画において、三股の暮らしの魅力を高めるため、学び、子ども・子育て、健康づくり及び買物と食とあります。このことは、本町が掲げている総合福祉計画でもあります。この事業をすることによって、住み続けたい町、幸福度につながっていくと思います。

このようなことで、賛成討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないようですので、これで討論を終結します。

異議があるようですから、起立により採決します。議案第27号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号「工事請負契約の変更契約の締結について（令和7年度文化会館特定天井落下防止対策工事）」については、去る3月11日に先議しております。

議案第29号「財産の取得について（令和7年度 三股町立学校給食センター配送車（2号車）購入事業）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第29号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号「薬科休日急患診療事業事務の委託に関する都城市との協議について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第30号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 質疑・討論・採決（議案第31号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑・討論・採決を行います。

議案第31号「副町長の選任について」を議題とします。

ここで、石崎副町長の退席を求めます。

〔副町長 石崎 敬三君 退場〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑は、会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ただし、議長の許可を得たときは、この限りではないことを申し述べておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第31号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり同意されました。

副町長の入場を許します。

〔副町長 石崎 敬三君 入場〕

○議長（指宿 秋廣君） 石崎副町長の再任については同意されましたので、申し上げておきます。

日程第5. 討論・採決（議案第32号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、去る3月11日に追加提案されました議案第32号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第32号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることに決しました。

日程第7. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第7、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会期期則第74条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決しました。

日程第8. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第8、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めることに決しました。

日程第9. 議員派遣の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、研修等にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時48分休憩

〔全員協議会〕

午前11時57分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和8年第2回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時57分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 西村 尚彦

署名議員 堀内 義郎